

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

要求水準書
(設計・建設業務編)

令和5年10月

府 中 市

目 次

第1章 総 則.....	1
第1節 本書の位置づけ	1
第2節 計画概要	1
1 事業名	1
2 対象施設及び施設規模	1
3 建設場所	1
4 敷地面積	2
5 立地条件	3
6 工期	3
第3節 一般事項	4
1 関係法令の遵守.....	4
2 監督員.....	5
3 許認可申請.....	5
4 提出書類	5
5 生活環境影響調査の遵守.....	5
6 既存施設でのごみ処理事業継続への対応.....	5
7 会計検査対応	5
8 監査対応	5
第4節 機能の確保	6
1 適用範囲	6
2 疑義	6
3 性能の確保と経済性.....	6
第5節 材料及び機器.....	7
1 材料及び機器	7
2 使用材料規格	7
3 使用材質	7
4 使用材料・機器の統一	7
5 鉄骨製作工場の選定.....	8
第6節 試運転及び運転指導	9
1 試運転.....	9
2 運転指導	9
3 試運転及び運転指導に係る費用	9
第7節 性能保証	10

1 予備性能試験	10
2 引渡性能試験	10
3 安定稼働試験	11
4 確認性能試験	11
第 8 節 契約不適合責任	15
1 契約不適合	15
2 契約不適合検査	15
3 契約不適合確認要領書	16
4 契約不適合確認の基準	16
5 契約不適合の改善、補修	16
6 契約不適合責任の免責事項	16
第 9 節 業務範囲	17
1 新施設機械設備工事	17
2 土木・建築工事	17
3 既存施設撤去工事	17
4 跡地整備工事	17
5 管理棟改修工事	17
6 その他の工事	17
第 10 節 設計業務	18
1 本施設の設計業務	18
2 手続書類の提出	18
3 実施設計	18
4 実施設計図書の提出	19
5 実施設計の変更	20
6 本書の記載事項	21
7 契約金額の変更	21
8 先行承諾	21
9 疑義の解釈	21
10 内訳書の作成	21
第 11 節 建設業務	22
1 建設業務の基本的な考え方	22
2 着工前業務	22
3 施工	22
4 施工承諾申請図書	24
5 製作承諾申請図書	24
6 施工管理	24
7 工事条件	25

8 建設事業者による部分的な使用	28
第 12 節 完成図書.....	29
第 13 節 検査及び試験.....	30
1 立会検査及び立会試験	30
2 検査及び試験の方法.....	30
3 検査及び試験の省略.....	30
4 経費の負担.....	30
第 14 節 引渡し.....	31
第 15 節 その他.....	32
1 予備品及び消耗品	32
2 付属品.....	32
第 2 章 計画概要.....	33
第 1 節 設計指針	33
1 施設整備基本方針	33
2 安心・安全な運営ができる施設	33
3 安定的な処理ができる施設	34
4 効率的かつ経済性に優れた施設	34
5 循環型社会の形成に資する施設	34
6 災害対策を踏まえた施設.....	34
7 環境に配慮した施設.....	35
8 環境教育の拠点となる施設	35
9 想定供用年数への配慮	35
10 稼働状況把握の容易性	35
第 2 節 計画主要項目.....	36
1 処理能力・計画ごみ質	36
2 稼働時間	39
3 搬入・搬出条件.....	39
4 品質基準	41
5 施設配置・配置動線等	46
第 3 節 公害防止条件.....	47
第 3 章 機械設備工事仕様.....	51
第 1 節 各設備共通仕様	51
1 歩廊・階段・点検床等	51

2 防熱、保温.....	51
3 配管	52
4 塗装.....	52
5 機器構成	52
6 地震対策	53
7 コンベヤ類.....	54
8 火災・発煙等対策.....	55
9 重機類・車両等の仕様.....	55
10 その他.....	55
第2節 受入・供給設備	56
1 ごみ計量器.....	56
2 ごみ計量器（既存計量棟・計量器の改修）	56
3 プラットホーム出入口扉（土木・建築工事に含む）	58
4 ランプウェイ（土木・建築工事に含む）	58
5 プラットホーム（土木・建築工事に含む）	58
第3節 燃やさないごみ・粗大ごみ処理系列.....	60
1 燃やさないごみ投入扉	60
2 燃やさないごみピット（土木・建築工事に含む）	60
3 燃やさないごみクレーン.....	61
4 燃やさないごみ受入ホッパ.....	63
5 燃やさないごみ受入コンベヤ.....	63
6 燃やさないごみ破袋・除袋機.....	63
7 燃やさないごみ手選別コンベヤ.....	64
8 粗大ごみ受入ヤード（土木・建築工事に含む）	65
9 粗大ごみ受入ホッパ.....	65
10 粗大ごみ受入コンベヤ	65
11 低速回転破砕機.....	66
12 破砕機用油圧ユニット	67
13 一次破砕物搬送コンベヤ.....	67
14 高速回転破砕機.....	68
15 二次破砕物搬送コンベヤ.....	69
16 磁力選別機.....	69
17 磁力選別後残渣搬送コンベヤ ※必要に応じて設置.....	70
18 粒度選別機.....	70
19 粒度選別後残渣搬送コンベヤ ※必要に応じて設置.....	71
20 アルミ選別機	71
21 鉄類搬送コンベヤ ※必要に応じて設置.....	72

22 鉄類貯留バンカ	72
23 不燃物搬送コンベヤ ※必要に応じて設置	73
24 不燃物貯留バンカ	73
25 アルミ類搬送コンベヤ ※必要に応じて設置	74
26 アルミ類貯留バンカ	74
27 可燃物搬送コンベヤ ※必要に応じて設置	75
28 可燃物貯留バンカ	76
第4節 かん処理系列	77
1 かん受入ヤード（土木・建築工事に含む）	77
2 かん受入ホッパ	77
3 かん受入コンベヤ	77
4 かん手選別コンベヤ	78
5 かん磁力選別機	78
6 かんアルミ選別機	79
7 かん金属圧縮機	79
8 圧縮かんストックヤード（土木・建築工事に含む）	80
第5節 びん処理系列	81
1 コンテナ受入ヤード（土木・建築工事に含む）	81
2 コンテナ受入装置	81
3 コンテナ反転装置	81
4 びん受入コンベヤ	82
5 びん自動選別装置	82
6 びん手選別コンベヤ	82
7 カレットストックヤード（土木・建築工事に含む）	83
8 生きびん搬送コンベヤ	83
9 空コンテナ搬出装置	84
10 コンテナ自動洗浄装置	84
11 生きびん・空コンテナストックヤード（土木・建築工事に含む）	84
第6節 ペットボトル処理系列	85
1 ペットボトル投入扉	85
2 ペットボトルピット（土木・建築工事に含む）	85
3 ペットボトルクレーン	86
4 ペットボトル投入ホッパ	88
5 ペットボトル受入コンベヤ	88
6 ペットボトル手選別コンベヤ	88
7 ペットボトル圧縮梱包機	89
8 ペットボトルストックヤード（土木・建築工事に含む）	90

第7節 プラスチック処理系列	91
1 プラスチック投入扉.....	91
2 プラスチックピット（土木・建築工事に含む）.....	91
3 プラスチッククレーン.....	92
4 プラスチック投入ホッパ.....	94
5 プラスチック受入コンベヤ.....	94
6 プラスチック破袋機.....	94
7 プラスチック破袋物搬送コンベヤ.....	95
8 プラスチック用風力選別機.....	95
9 プラスチック用手選別コンベヤ.....	96
10 プラスチック圧縮梱包機.....	96
11 プラスチックストックヤード（土木・建築工事に含む）.....	97
第8節 ふとん処理系列	98
1 ふとん受入ヤード（粗大ごみ受入ヤードと兼用）.....	98
2 ふとん用破砕機.....	98
3 ふとん破砕物搬送コンベヤ.....	98
4 ふとん破砕物貯留バンカ（可燃物貯留バンカと兼用）.....	98
第9節 集じん・消臭設備	99
1 吸引排気集じん設備.....	99
2 排気集じん脱臭設備.....	99
第10節 給水設備	101
1 所要水量.....	101
2 設計基準.....	101
第11節 排水処理設備	101
1 計画概要.....	101
2 排水処理装置.....	101
第12節 電気設備	102
1 受電方法.....	102
2 電気方式.....	102
3 配線・配管.....	102
4 高圧受電盤.....	103
5 高圧配電盤.....	103
6 進相コンデンサ盤.....	104
7 電力監視設備.....	105
8 高圧変圧器盤.....	105
9 低圧配電設備.....	106
10 低圧動力設備.....	107

11 非常用発電機	107
12 無停電電源装置.....	108
第 13 節 計装設備.....	110
1 計画概要	110
2 計装制御計画	110
3 計装機器	111
4 制御装置	113
5 データ処理装置（プロセスコントロールステーションへの機能統合可）	114
6 計装項目	115
7 計装用空気圧縮機.....	115
第 14 節 雑設備	116
1 雑用空気圧縮機.....	116
2 可搬式掃除機	116
3 工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類.....	116
4 説明用備品類	116
5 機器搬出設備	117
6 重機	118
第 4 章 土木・建築工事	119
第 1 節 計画基本事項.....	119
1 計画概要	119
第 2 節 土木工事及び外構工事	120
1 土木工事	120
2 外構工事	120
第 3 節 建築工事	123
1 平面計画	123
2 構造計画	128
3 仕上計画	131
4 建築仕様	131
第 4 節 建築機械設備工事.....	133
1 空気調和設備	133
2 換気設備	133
3 給排水・衛生設備	135
4 昇降機設備工事.....	138
5 エアカーテン設備工事	138
6 配管工事	138

第 5 節 建築電気設備工事	139
1 動力設備工事	139
2 照明・コンセント設備	139
3 その他工事	140
第 5 章 既存施設撤去工事	143
第 1 節 解体工事主要計画項目	143
1 一般概要	143
2 解体施設概要	143
3 基本事項	144
4 施工	144
第 2 節 解体撤去工事	146
1 一般事項	146
2 建屋解体	146
3 土木関係工事	146
4 廃棄物の保管方法及び処理処分方法	146
第 6 章 跡地整備工事	149
1 一般概要	149
2 駐車場	149
3 仮置場	149
第 7 章 管理棟改修工事	150
第 1 節 改修計画概要	150
1 改修計画方針	150
2 主要改修項目	150
第 2 節 基本的事項	151
1 対象施設	151
2 工事範囲	151
3 工期	151
4 工事計画	151
第 3 節 全体計画	152
1 設計方針	152
2 適用基準	152

3 移転計画	152
第4節 構造・建築仕様計画	154
1 基本方針	154
2 職員および見学者関係諸室	154
第5節 改修・仕上計画	156
1 改修・仕上概要	156
2 屋上防水等改修工事	156
3 外壁改修工事	156
4 外部建具工事	157
5 内部建具工事	157
6 内装工事	158
7 鉄骨金属類工事	158
8 外構	159
第6節 建築設備工事	160
1 建築機械設備	160
2 建築電気設備	164

第1章 総 則

第1節 本書の位置づけ

「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業要求水準書（設計・建設業務編）」（以下、「本書」という。）は、府中市（以下「本市」という。）が発注する「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業（以下、「本事業」という。）」を実施する民間事業者の募集・選定にあたり、入札参加者を対象に交付する入札説明書等と一体のものであり、本書に基づき整備及び解体される施設に関する設計業務及び建設業務（以下、個別に又は総称して「本業務」という）の各業務に関して、本市が本事業に係る基本契約に基づく建設工事請負契約を締結する民間事業者（以下、「建設事業者」という）に対して要求するサービスの水準を示し、入札参加者の提案に具体的な指針を与えるものである。

なお、本市は本書の内容を事業者選定における評価及び選定事業者の事業実施状況評価の基準として用いる。

本書において使用されている用語は、本書に別段の定義がなされていない限り、入札説明書において定義された意味を有するものとする。

第2節 計画概要

1 事業名

府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業

2 対象施設及び施設規模

(1) 対象施設：本書により整備される新施設（マテリアルリサイクル推進施設、計量棟、仮置場、洗車場、駐車場、構内道路、植栽、門・囲障、新施設から管理棟間の渡り廊下等）、本書により解体される解体対象施設（選別棟、管理棟のペットボトル処理施設、資源棟、各保管棟、車庫、除害施設、駐車場スペース、その他解体が必要な施設（別添 2 参照））、本書により改修される改修対象施設（管理棟及び既存計量棟）

(2) 施設規模

- | | | |
|-------------------------------------|--------|------|
| 1) 燃やさないごみ | : 15.0 | t/5h |
| 2) 粗大ごみ | : 8.2 | t/5h |
| 3) プラスチック | : 22.1 | t/5h |
| 4) びん | : 9.0 | t/5h |
| 5) かん | : 2.8 | t/5h |
| 6) ペットボトル | : 4.4 | t/5h |
| 7) ふとん | : 0.5 | t/5h |
| 8) その他、有害ごみ・危険ごみ、剪定枝の受け入れヤードを設けること。 | | |

3 建設場所

東京都府中市四谷 6 丁目 58 番地（府中市リサイクルプラザ敷地内）

4 敷地面積

敷地全体

20,542.66㎡



図 1-1 敷地全体図

5 立地条件

(1) 地形・地質条件等

【地質調査等データは別添資料を参照のこと】

(2) 都市計画事項

- 1) 用途地域 : 準工業地域
- 2) 防火地域 : 準防火地域
- 3) 高度地域 : 第2種高度地区
- 4) 建ぺい率 : 60%以内
- 5) 容積率 : 200%以内
- 6) 日影規制 : 5mを超える範囲 : 4時間以上
10mを超える範囲 : 2.5時間以上 (測定水平面4m)
- 7) 緑化率 : 建物の上 屋上面積の25%以上
地上部 空地面積の30%以上
(東京における自然の保護と回復に関する条例)
(府中市公共施設の緑化基準)

(3) 周辺におけるユーティリティ

建設用地内への引込み等は建設事業者が行う。

- 1) 電気 : 既設構内第1柱から引き込み
- 2) 上水 : 上水道から引き込み
- 3) 電話 : 通信事業者回線を引き込み
- 4) 排水 : 除害施設を経て下水道放流
- 5) ガス : LPG

6 工期

令和6年10月から令和11年12月

なお、工期の詳細は以下のとおりである。

- 1) 先行解体 : 令和7年7月から新施設の建設工事の着手前まで
- 2) 新施設建設 : 先行解体後から令和10年1月まで
- 3) 解体対象施設の解体及び跡地整備等 : 新施設の竣工後から令和11年12月まで
- 4) 管理棟及び既存計量棟の改修 : 令和6年10月から令和11年12月まで

第3節 一般事項

1 関係法令の遵守

本事業にあたっては、関係法令、基準、規格等を遵守しなければならない。

表 1-1 関係法令等の例示一覧（参考）

<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本法 ・循環型社会形成推進基本法 ・循環型社会形成推進交付金交付要綱 ・循環型社会形成推進交付金交付取扱要綱 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ・大気汚染防止法 ・悪臭防止法 ・騒音規制法 ・振動規制法 ・下水道法 ・土壌汚染対策法 ・景観法 ・光害対策ガイドライン ・都市計画法 ・工場立地法 ・道路法 ・駐車場法 ・航空法 ・有線電気通信法 ・建設業法 ・建築基準法 ・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 ・消防法 ・計量法 ・水道法 ・浄化槽法 ・雨水の利用の促進に関する法律 ・電気事業法 ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 ・再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 ・クレーン構造規格 ・内線規程 ・日本産業規格（JIS） ・電気規格調査会標準規格（JEC） ・日本電機工業会標準規格（JEM） ・日本電線工業会標準規格（JCS） ・日本照明器具工業会規格（JIL） ・日本電線工業会標準規格（JCS） ・日本照明器具工業会規格（JIL） ・日本油圧工業会規格（JOHS） 	<ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法 ・労働基準法 ・労働安全衛生法 ・公共工事の品質確保の促進に関する法律 ・高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 ・資源の有効な利用の促進に関する法律 ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 ・東京都建築安全条例 ・東京都環境基本条例 ・東京都景観条例 ・都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 ・東京における自然の保護と回復に関する条例 ・火災予防条例 ・東京都駐車場条例 ・高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例 ・東京都福祉のまちづくり条例 ・府中市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 ・府中市環境基本条例 ・府中市景観条例 ・府中市下水道条例 ・府中市福祉のまちづくり条例・府中市地域まちづくり条例 ・府中市景観ガイドライン ・府中市公共施設の緑化基準 ・ごみ処理施設整備の計画・設計要領 2017 改訂版 ・ごみ処理施設性能指針 ・廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き（その他施設編） ・国土交通省建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編） ・東京都建築工事標準仕様書 ・東京都機械設備工事標準仕様書 ・東京都電気設備工事標準仕様書 ・構内舗装・排水設計基準 ・その他諸法令、規格、東京都・府中市の関係条例等
---	---

2 監督員

監督員とは、本市より監督員として指名された本市職員及び本業務の監理について本市の委託を受けた者をいう。

3 許認可申請

設計・施工にあたっては関係官庁の指導に従い、許認可申請、報告、届出等の必要がある場合には、その手続きを建設事業者はすみやかにを行い本市に報告する。

また、本市が関係官庁へ許認可申請、報告、届出（交付金申請等を含む）を必要とする場合、建設事業者は本市の指示にしたがって必要な資料・書類等の作成を行い、提出する。許認可申請に係る経費はすべて建設事業者が負担するものとする。

4 提出書類

着手届等の本市が必要とする書類については、本市の指示にしたがって作成し、提出する。

5 生活環境影響調査の遵守

建設事業者は、設計・施工にあたって、「（仮称）府中市リサイクルプラザ整備・運営事業に係る生活環境影響調査書」を遵守するものとする。

6 既存施設でのごみ処理事業継続への対応

建設事業者は、本業務の実施に当たって、既存施設でのごみ処理事業（ごみの受入、中間処理、残さ・資源物の搬出等）を継続させるために必要な本市及び既存施設の運転管理業者等との協議・調整（これらに必要な資料作成を含む）を十分に行うこと。

7 会計検査対応

建設事業者は、本業務が会計検査院の会計検査対象となる事業であることを踏まえ、正確性、合規性、経済性、効率性、有効性等に十分に考慮した事業となるよう努めること。また、建設事業者は、本業務が会計検査対象となった場合、工期内外問わず、本市の指示に従い、本市が行う会計検査対応について、必要となる資料作成や実地検査等の支援を行うこと。

8 監査対応

本業務が内部監査対象となった場合、工期内外問わず、本市の指示に従い、本市が行う監査対応について、必要となる資料作成や実地検査等の支援を行うこと。

第4節 機能の確保

1 適用範囲

本書は、本業務の基本的内容について定めるものであり、本書に明記されていない事項であっても、本事業の目的達成のために必要な設備等、又は工事の性質上当然必要と思われるものについては記載の有無にかかわらず、建設事業者の責任において全て完備しなければならない。

2 疑義

建設事業者は、本書を熟読吟味し、本書及び本市が提示する資料等について疑義ある場合は、本市に照会し、本市の指示に従うものとする。また、工事中に疑義が生じた場合は、その都度書面にて本市と協議し、その指示に従うとともに、その記録を提出し承諾を得ること。

3 性能の確保と経済性

本業務に採用する設備・装置及び機器類は、本事業の目的達成のために必要な性能を有し、かつ運営経費の節減を十分考慮したものでなければならない。

第5節 材料及び機器

1 材料及び機器

- (1) 本業務で使用する材料及び機器の主要なものは、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、試験成績証明書、製品証明書、見本品及びメーカーリストを提出し、監督員の承諾を得ること。
- (2) 本業務に使用する材料及び機器等は、多摩産材や本市で産出、生産又は製造等される資材・機器等（地元で産出、製造されない場合は、地元業者が販売する資材・機器類を含む）で、規格品質、価格等が適正である場合は積極的に調達を行うこと。

2 使用材料規格

使用材料及び機器は全てそれぞれ用途に適合する欠点のない製品で、かつ全て新品とし、日本産業規格（JIS）、電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）、日本電気工業会標準規格（JEM）、日本水道協会規格（JWWA）、空気調和・衛生工学会規格（HASS）、日本塗料工業会規格（JPMS）等の規格が定められているものは、これらの規格品を使用しなければならない。

国等による環境物品の調達に関する法律第6条に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に沿って環境物品等の採用を考慮すること。ただし、海外調達材料及び機器等を使用する場合は下記を原則とし、事前に本市の承諾を受けるものとする。

- (1) 本書で要求される機能（性能・耐用度を含む）を確実に満足できること。
- (2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。
- (3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。
- (4) 竣工後の維持管理における材料・機器等の調達については、将来とも速やかに調達できる体制を継続的に有すること。
- (5) 製作承諾書の提出前に、機器製作会社概要、品質管理体制、品質管理項目、部品調達やメンテナンス対応等の維持管理に関する項目等を記載した海外製品品質管理計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- (6) 建設事業者により施工された日本国内にある施設において、計画する装置の納入実績があること。

3 使用材質

特に破砕部や選別部等に使用する材料は、耐摩耗性に優れたものでなければならない。また、薬剤等の影響による耐腐食性に考慮した材料を使用すること。

4 使用材料・機器の統一

使用する材料及び機器は、過去の実績、公的機関の試験成績等を十分検討の上選定し、極力メーカーの統一に努め互換性を持たせること。

事前にメーカーのリストを本市に提出し、承諾を受けるものとし、材料・機器類のメーカーの選定に当たっては、アフターサービスについても十分考慮し、万全を期すること。また、省

エネルギータイプの機器、器具等を採用する等、環境に配慮した材料・機器の優先的な使用を考慮すること。

5 鉄骨製作工場の選定

建築本体工事における鉄骨製作工場は、付属施設等軽微な建築物（工作物）を除き下記のいずれかに該当するものから選定する。

- (1) 株式会社日本鉄骨評価センターの工場認定基準による M グレード以上
- (2) 株式会社全国鉄骨評価機構の工場認定基準による M グレード以上

第6節 試運転及び運転指導

1 試運転

- (1) 据付工事完了、静調整、モータ単体、無負荷調整等の動調整完了後、工期内に試運転を行うものとする。試運転の期間は、負荷運転、性能試験を含めて30日以上とする。
- (2) 試運転は、建設事業者が監督員と予め協議のうえ作成した実施要領書に基づき、建設事業者が行うものとする。本要領書は、試運転に入る前に監督員と十分打合せのうえ、建設事業者が作成し、監督員の承諾を得るものとする。
- (3) 建設事業者は、試運転期間中の日報を作成し提出するとともに、試運転終了後は、試運転報告書を提出する。
- (4) 試運転の実施において支障が生じた場合は、建設事業者は、監督員との協議を踏まえ、その指示に従い、速やかに対処する。
- (5) 発見された補修を要する箇所及び物件については、その補修内容を監督員に報告しなければならない。なお、補修に際して、建設事業者はあらかじめ手直し補修実施要領書を作成し、監督員の承諾を得ること。
- (6) 管理責任
 - 1) 試運転期間中における建築物及び設備の管理責任は、建設事業者とする。ただし、本市が引渡しを受けた部分についてはこの限りではない。
 - 2) 試運転期間中の運転管理は、試運転実施要領書に基づき建設事業者が実施する。

2 運転指導

建設事業者は、本施設に配置される「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業要求水準書（管理運営業務編）」（以下「要求水準書（管理運営業務編）」という。）におけるSPCに対し、施設の円滑な操業に必要な機器の運転管理及び取り扱い（点検整備業務含む）について、あらかじめ監督員の承諾を得た教育指導計画書に基づき、必要にして十分な教育と指導を行う。

運転指導期間は、試運転期間中に必要期間設けるものとする。この期間以外であっても教育指導を行う必要が生じた場合、又は教育指導を行うことがより効果的と判断される場合には、本市と建設事業者の協議のうえ実施することができる。

運転指導員については、必要な資格及び免許等の経歴を記載した名簿を作成し、監督員に提出し、承諾を得る。

3 試運転及び運転指導に係る費用

引渡しまでの試運転及び運転指導に関連する経費は、事業者の負担とするが、試運転に必要な処理対象物の提供、試運転により発生する新施設からの資源化物等の運搬及び処分については、本市の負担とする。

第7節 性能保証

性能保証事項の確認は、施設を引き渡す際（新施設引渡し前、本業務のすべての工事終了後引渡し前）に行う引渡性能試験に基づいて行う。実施条件等は以下に示すとおりである。

1 予備性能試験

(1) 予備性能試験条件

引渡性能試験を順調に実施し、かつ、その後の完全な運転を行うため、建設事業者は引渡性能試験の前に予備性能試験を行う。実施日数は各処理系列において1日以上とする。

(2) 予備性能試験要領

建設事業者は、試験内容及び運転計画を記載した予備性能試験要領書を作成し、監督員の承諾を得た後、試験を実施する。なお、条件方法等については、引渡性能試験に準ずる。

(3) 予備性能試験報告書の提出

予備性能試験報告書は、この期間中の各種試験分析結果、処理実績及び運転データを収録、整理して作成する。予備性能試験報告書は、引渡性能試験前に3部提出する。

2 引渡性能試験

(1) 引渡性能試験条件

引渡性能試験は、次の条件で行うものとする。

- 1) 予備性能試験報告書において引渡性能試験の実施に問題が無いことを監督員に報告、受理後に行う。
- 2) 引渡性能試験における性能保証事項等の計測及び分析の依頼先は、原則として法的資格を有する第三者機関とする。ただし、特殊な事項の計測及び分析については、監督員の承諾を受けて他の適切な機関に依頼することができるものとする。
- 3) 引渡性能試験の結果、性能保証が得られない場合、必要な改善、調整を行い、改めて引渡性能試験を行うものとする。

(2) 引渡性能試験方法

- 1) 建設事業者は、引渡性能試験を行うにあたって、引渡性能試験項目及び試験条件に基づいて、試験の内容及び運転計画等を明記した引渡性能試験要領書を作成し、監督員の承諾を得ること。
- 2) 性能保証事項に関する引渡性能試験方法（分析方法、測定方法、試験方法）は、それぞれ項目ごとに、関係法令及び規格等に準拠して行うものとする。ただし、該当する試験方法のない場合は、もっとも適切な試験方法を監督員と協議し、承諾を得て実施する。
- 3) 性能試験における試料の採取、計測、分析、記録等は、建設事業者の所掌とする。
- 4) 試験は、表 1-2 に規定する性能保証事項について実施する。試料採取の時刻は、表 1-2 を踏まえ監督員の指示によるものとする。

(3) 引渡性能試験報告書の提出

建設事業者は、この期間中の各種試験分析結果、処理実績及び運転データを収録、整理して引渡性能試験報告書を作成する。引渡性能試験報告書は、引渡し前に3部提出する。

3 安定稼働試験

(1) 安定稼働試験要件

事業者は、施設引渡し後に、計画稼働日において 90 日間以上の安定稼働が可能であることを確認する。

(2) 安定稼働試験要領

事業者は、安定稼働試験の内容を記載した要領書を作成し、監督員の承諾を得た後に実施する。

(3) 安定稼働試験成績書の提出

事業者は、安定稼働試験終了後、安定稼働試験成績書を作成し、提出するものとする。

なお、安定稼働試験の結果、性能保証が得られない場合、必要な改善、調整を行い、改めて安定稼働試験を行うものとする。

4 確認性能試験

事業者は、引渡し後 2 年目にあつて、施設全体としての性能及び機能を確認するため、監督員立会いのもとに確認性能試験を実施する。なお、試験内容は原則として引渡性能試験と同様のものとし、確認性能試験計画書を事前に提出し、本市の承諾を受けて試験を計画する。

表 1-2 性能保証項目（次頁以降に続く）

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
1	施設処理能力	本書に示すごみ質の範囲において、5時間稼働で系列ごとに定格以上の処理能力が発揮できること。	(1) ごみ質 組成、単位体積重量の確認を行う。実際のごみ質が計画ごみ質と大幅に異なる場合はごみ質を調整する。 (2) 運転時間 原則として5時間とする。ごみ量が確保できない場合は5時間換算により処理能力を評価する。 (3) ごみ量 ごみクレーン又は計量機の計測データとする。 (4) 測定回数 各処理系統 1回×1日	
2	破砕能力	本書に示す物理組成範囲において定格能力（起動から処理終了まで）以上の処理能力とする。 (1) 高速回転式破砕機：150mm以下（重量割合で85%以上） (2) 低速回転式破砕機：400mm以下		
3	選別能力（粗大系）	(1) 純度 ・鉄 : 95%以上 ・アルミ : 85%以上 ・可燃物 : 80%以上 ・不燃物 : 80%以上 (2) 回収率（目標値） ・鉄 : 85%以上 ・アルミ : 85%以上 ・可燃物 : 60%以上 ・不燃物 : 75%以上	測定回数は3回行うこと。	測定場所及び測定時間は別途協議による。
	選別能力（資源系）	(1) 純度 ・無色びん 99%以上 ・茶色びん 99%以上 ・その他びん 99%以上 ・スチール缶 99%以上 ・アルミ缶 99%以上 (2) 回収率（目標値） ・無色びん 85%以上 ・茶色びん 85%以上 ・スチール缶 95%以上 ・アルミ缶 95%以上 (3) 品質（保証値） 第2章 第2節 4 品質基準による。	測定回数は各種系列ごとに3回行うこと。	測定場所及び測定時間は別途協議による。
	破袋・除袋能力	(1) 破袋率 : 95%以上（個数割合） (2) 除袋率 : 95%以上（個数割合）	(1)採取場所 各破袋機出口 (2)測定回数 各2回以上 (3)測定方法 ごみが入った袋を100個以上投入し、破袋、除袋状況を確認する。	指定袋を対象とする

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
5	粉じん	(1) 排気口出口粉じん濃度：0.03mg/Nm ³ 以下	(1) 測定場所 ろ過式集じん器出口・排気口出口において監督員の指定する個所 (2) 測定回数 3回/個所以上 (3) 測定方法 「JIS Z8808」によること。	
		(2) 作業環境基準：2mg/m ³ 以下	(1) 測定場所 監督員の指定する場所 (2) 測定回数 監督員が指示する。 (3) 測定方法 「労働安全衛生法」によること。	
6	排水	床洗浄水は、府中市下水道条例（第2章 第3節 (2)排水基準）に基づく基準値を遵守し、下水道へ放流すること。なお、生活排水は直接下水道放流とする。	監督員が指定する。	
7	騒音	定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。 朝（6:00～8:00）55デシベル以下 昼間（8:00～20:00）60デシベル以下 夕（20:00～23:00）55デシベル以下 夜間（23:00～6:00）50デシベル以下	(1) 測定場所(4箇所程度) 監督員の指定する場所 (2) 測定回数 「騒音規制法」による時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3) 測定方法 「JIS Z 8731」によること。	定常運転時とする。
8	振動	定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。 昼間（8:00～20:00）65デシベル以下 夜間（20:00～8:00）60デシベル以下	(1) 測定場所(4箇所程度) 監督員の指定する場所 (2) 測定回数 「振動規制法」による時間区分の中で、各1回以上測定する。 (3) 測定方法 「振動規制法施行規則」による。	定常運転時とする。
9	悪臭	(1) 敷地境界 第2章 第3節 公害防止条件による。	(1) 測定場所(4箇所程度) 監督員の指定する場所 (2) 測定回数 同一測定点で2回以上測定する。 (3) 測定方法 「悪臭防止法」※平成7.9.13 環境省告示 63号「臭気指数及び臭気排出強度の算定の方法」)による。	
		(2) 排出口 第2章 第3節 公害防止条件による。	(1) サンプルング場所 排出口 (2) 測定回数 同一測定点で2回以上測定する。 (3) 測定方法 「悪臭防止法」等による。	

番号	試験項目	保証値	試験方法	備考
10	緊急作動試験	電力会社の受電が停止しても施設が安全であること。	定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。	
11	電気関係諸室内温度	40℃ 以下	(1) 測定場所：電気関係諸室内 (2) 測定時間：監督員が指示する。	試験時の外気温が設定(約35℃)
12	機械関係諸室内温度	40℃ 以下	(1) 測定場所：機械関係諸室内 (2) 測定時間：監督員が指示する。	試験時の外気温が設定(約35℃/2℃)
13	空調設備	夏季 室内温度 28℃ 湿度 50%以下	測定場所、測定時間は、監督員が指示する。	試験時の外気温が設定(約35℃/2℃)
		冬季 室内温度 20℃ 湿度 40%以上	測定場所、測定時間は、監督員が指示する。	
14	用役薬品類(電力、燃料、水、薬品・資材)	実施設計図書で記載した使用量と乖離していないこと。	測定方法、測定条件、測定期間は監督員が指示する。	
15	その他			監督員が必要と認めるもの。
備考				
<p>1)新施設引渡し前の引渡性能試験は、本表すべての項目について行う。</p> <p>2)本業務のすべての工事終了後引渡し前の引渡性能試験は、本表の No.7(騒音)、No.8(振動)、No.9(悪臭)、No.13(管理棟の空調設備)、No.14(用役薬品類)、No.15(その他)について行う。</p>				

第8節 契約不適合責任

設計、施工及び材質ならびに構造上の欠陥によるすべての破損及び故障等は建設事業者の負担にて速やかに補修、改造、改善又は取り換えを行わなければならない。本業務は性能発注方式（設計施工契約）を採用しているため、建設事業者は施工の契約不適合責任に加え、設計の契約不適合責任を負う。

契約不適合の改善等に関しては、契約不適合の期間を定め、この期間内に性能、機能、耐用等に関して疑義が発生した場合、本市は建設事業者に対し契約不適合改善を要求できる。

契約不適合の有無については、適時契約不適合検査を行い、その結果に基づいて判定する。

1 契約不適合

(1) 設計の契約不適合

- 1) 設計の契約不適合期間は各施設等のそれぞれの引渡しの日から10年とする。この期間内に発生した設計の契約不適合責任は、設計図書に記載した施設の性能及び機能、主要装置の耐用に対して、すべて建設事業者の責任において改善すること。なお、設計図書とは、実施設計図書、製作承諾申請図書、施工承諾申請図書、完成図書とする。
- 2) 引渡後、施設の性能及び機能、装置の耐用について疑義が生じた場合は、本市と建設事業者との協議の下に、建設事業者が作成し、本市の承諾を受けた性能試験要領書に基づき両者が合意した時期に試験を実施する。原因究明に必要な調査費用及びこれに要する費用は、建設事業者の負担とする。
- 3) 性能試験の結果、所定の性能及び機能を満足できなかった場合は、建設事業者の責任において速やかに改善すること。

(2) 施工の契約不適合

施工の契約不適合期間は各施設等のそれぞれの引渡しの日から以下に示す期間とする。なお、事業者の故意又は重大な過失により生じた場合には、契約不適合期間は引渡しの日から10年間とする。

1) プラント工事関係

プラント工事関係の契約不適合期間は、可動部が引渡後2年、非可動部が引渡後3年とする。但し、本市と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

2) 建築工事関係（建築機械設備、建築電気設備を含む）

建築工事関係の契約不適合期間は引渡後2年とする。但し、本市と建設事業者が協議のうえ、別に定める消耗品についてはこの限りでない。

なお、水槽の防水・防食及び屋根防水については保証期間を10年とし、保証書を提出すること。

2 契約不適合検査

本市は施設の性能、機能、耐用等に疑義が生じた場合は、建設事業者に対し、契約不適合検査を行わせることができるものとする。建設事業者は本市と協議したうえで、契約不適合検査を実施し、その結果を報告すること。契約不適合検査にかかる費用は、建設事業者の負担とする。契約不適合検査による契約不適合の判定は、契約不適合確認要領書により行うものとする。本検査で契約不適合と認められる部分については、建設事

業者の責任において改善、補修すること。

3 契約不適合確認要領書

建設事業者は、竣工までにあらかじめ「契約不適合確認要領書」を本市に提出しその承諾を得るものとする。

4 契約不適合確認の基準

(1) 契約不適合確認の基本的考え方

契約不適合期間における、契約不適合確認の基本的考え方は、以下の通りとする。

- 1) 運転上支障のある事態が発生した場合。
- 2) 構造上、施工上の欠陥が発見された場合。
- 3) 主要部分に亀裂、破損、脱落、曲がり、摩耗等を発生し、著しく機能が損なわれた場合。
- 4) 性能に著しい低下が認められた場合。
- 5) 主要装置の耐用年数が著しく短い場合。

5 契約不適合の改善、補修

契約不適合期間中に生じた契約不適合は、本市の指定する時期に建設事業者が無償で改善、補修すること。改善、補修にあたっては、改善・補修要領書を提出し、承諾を得ること。

6 契約不適合責任の免責事項

契約不適合責任の免責事項として、本市が以下の事由が発生したと認める場合は免責とする。

- (1) 本業務対象範囲外の部分に起因する場合
- (2) 取扱説明書に従った運転・取扱がなされなかった場合
- (3) 自然災害等の不可抗力に起因する場合

第9節 業務範囲

本書に定める設計・施工の業務範囲は次のとおりとする。

1 新施設機械設備工事

- (1) 受入・供給設備
- (2) 燃やさないごみ・粗大ごみ処理系列
- (3) かん処理系列
- (4) びん処理系列
- (5) ペットボトル処理系列
- (6) プラスチック処理系列
- (7) ふとん処理系列
- (8) 集じん・消臭設備
- (9) 給水設備
- (10) 排水処理設備
- (11) 電気設備
- (12) 計装設備
- (13) 雑設備

2 土木・建築工事

- (1) 土木工事及び外構工事
- (2) 建築工事
- (3) 建築機械設備工事
- (4) 建築電気設備工事

3 既存施設撤去工事

4 跡地整備工事

- (1) 駐車場
- (2) 仮置場

5 管理棟改修工事

6 その他の工事

第10節 設計業務

1 本施設の設計業務

- (1) 建設事業者は監督員の指示に従い、関係法令に基づいて、業務を実施すること。
- (2) 建設事業者は業務の詳細及び当該工事の範囲について、監督員と連絡をとり、かつ十分に打合せをして、業務の目的を達成すること。
- (3) 建設事業者は業務の進捗状況に応じて、業務の区分ごとに監督員に、設計図書等を提出する等の中間報告をし、十分な打合せをすること。
- (4) 建設事業者は業務に必要な調査等を行うこと。なお、建設用地外の調査を行う場合には、近隣住民への周知、関係団体等との協議を行うこと。
- (5) 図面、工事内訳書等の用紙、縮尺表現方法、タイトル及び整理方法は、監督員の指示に従うこと。また、図面は、工事ごとに順序よく整理統合して作成し、各々一連の整理番号を付けること。
- (6) 建築基準法及び防災評定並びに構造評定等にかかる諸費用を含め、設計業務に要する費用は建設事業者の負担とする。
- (7) 新施設については官庁施設の環境保全性基準に準じ、原則として **ZEB Oriented** 相当以上とし、管理棟については施設の使用に伴う二酸化炭素排出量を可能な限り削減する等、環境へ配慮した施設となるように設計すること。

2 手続書類の提出

建設事業者は業務に着手する時は、次の書類を提出して監督員の承諾を得ること。

- (1) 設計事務所の経歴並びに建築士法関係写し
- (2) 設計業務着手届
- (3) 主任技術者届（設計経歴書添付）
- (4) 協力技術者届
- (5) 重要事項説明書（建築士法第24条の7に基づく）
- (6) 設計業務完了届（業務の完了時）
- (7) その他必要な書類

3 実施設計

建設事業者は、契約後直ちに実施設計に着手するものとし、実施設計は、次の図書に基づいて設計する。

- (1) 本書
- (2) 提案書
- (3) その他本市の指示するもの

実施設計は、次の図書（最新版）を参考に設計する。

- (1) 敷地測量図
- (2) 地質調査報告書
- (3) 建築構造設計基準及び同解説

- (4) 国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、監理指針（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編他）
- (5) 日本建築学会（各種設計基準、設計指針、建築工事標準仕様書）
- (6) 東京都建築工事標準仕様書
- (7) 東京都機械設備工事標準仕様書
- (8) 東京都電気設備工事標準仕様書
- (9) コンクリート標準示方書
- (10) 空気調和衛生工学便覧
- (11) その他必要となる資料

なお、実施設計にあたって上記の図書の記載内容によりがたいものは、監督員の承諾を得ると共に、工事仕様書に記載すること。

また、プラント機械設備、プラント電気設備においても、上記図書によることが適切である場合は準拠すること。

監督員の指示により、実施設計図書並びに「完成図書」等をあわせて保管・管理するために必要な保管庫・検索システム等をあらかじめ必要数納入する。

4 実施設計図書の提出

実施設計完了後、次の図書類（以下、実施設計図書という。）を実施設計図書として 3 部提出し、監督員の承諾を得ること。図書の図版の大きさ、装丁、提出媒体は「完成図書」に準じたものとし、全ての電子ファイル（PDF への変換版及び CAD、Word、Excel 等原版）一式を提出する。なお図面については、原図（縮尺一致）を提出し、監督員の承諾を得ること。なお、監督するために必要な部数を A4 製本で提出すること。また、知的所有権の権利の取得が必要なものは手続きを行うこと。

(1) 新施設 機械設備関係

- 1) 工事仕様書（仮設工事、安全計画を含む）
- 2) 設計計算書
 - ① 物質収支
 - ② 用役収支
 - ③ 主要機器容量計算、性能計算、構造計算
- 3) 施設全体配置図、主要平面、断面、立面図
- 4) 各階機器配置図
- 5) 主要設備組立平面図、断面図
- 6) 計装制御系統図
- 7) 電算機システム構成図
- 8) 電気設備図（主要機器姿図、単線結線図、主要幹線図）
- 9) 配管設備図
- 10) 負荷設備一覧表
- 11) 工事工程表（土木・建築、プラント、建築設備・電気）
- 12) 実施設計工程表（各種届け出書提出日含む）
- 13) 内訳書（各工事別内訳明細書）

14) 予備品、消耗品、工具リスト

(2) 土木建築工事関係

- 1) 建築意匠図（建築関係図面（特記仕様書、仕上げ表、面積表、配置図等）、建築各階平面図、建築立面図、建築断面図等）
- 2) 建築構造図
- 3) 建築電気設備図
- 4) 建築機械設備図
- 5) 外構図
- 6) 透視図・鳥観図（内観2方向（2枚）、鳥観図2方向（2枚））
- 7) 日影図
- 8) 各工事計算書（構造計算書含む）
- 9) 工事仕様書（仮設計画、安全計画を含む）
- 10) 工事工程表
- 11) 内訳書（各工事別内訳明細書）

(3) 土木建築工事関係（管理棟改修工事）

- 1) 基本設計報告書（意匠・構造・電気設備・機械設備等設計図面、工事費概算書を含む）
- 2) 実施設計説明書
- 3) 実施設計図面（意匠・構造・電気設備・機械設備・他必要図面）
- 4) 工事工程表
- 5) 工事費内訳書
- 6) 数量調書
- 7) 設計計算書（設備、構造など）
- 8) 什器備品リスト
- 9) 打合せ記録簿
- 10) 透視図・鳥観図（内観2方向（2枚）、鳥観図2方向（2枚））
- 11) 要求水準等確認報告書（実施設計終了時）

(4) 解体工事関係

- 1) 工事仕様書（解体工事に係る設計、仮設計画、保全、清掃、解体、撤去、処理、運搬、処分方法、リサイクル等の各計画及び労働基準監督署等への届出計画を含む。）
 - 2) 内訳書
- ※ 先行解体範囲については、先行解体前までに、その範囲に係る実施設計図書を提出すること。

(5) その他指示する図書（施設の長寿命化のための施設保全計画含む。）

(6) 許認可関連図書

5 実施設計の変更

- (1) 提出済の提案書の内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、本市の指示により変更する場合はこの限りではない。

- (2) 実施設計期間中、提案書の中に本書に適合しない箇所が発見された場合及び提案書によっては、本業務が要求する性能を全うすることが出来ない箇所が発見された場合、提案書に対する改善変更を建設事業者の負担において行うものとする。
- (3) 実施設計完了後に、設計図書に本書に適合しない箇所が発見された場合には、建設事業者の負担において設計図書に対する改善変更を行うものとする。
- (4) 実施設計は、原則として「第1章 第10節 3 実施設計」によるものとする。提案書に対して部分的な変更を必要とする場合には、機能及び運営上の内容が同等以上の場合において、本市の指示又は承諾を得て変更することができる。
- (5) その他、本業務にあたって変更の必要が生じた場合は、本事業の建設工事請負契約の契約条項によるものとする。

6 本書の記載事項

(1) 施設機能の確保及び記載事項の補足等

本書で記載された事項は、基本的内容について定めるものであり、これを上回って設計・施工することを妨げるものではない。本書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮するために当然必要と思われるものについては、全て建設事業者の責任において補足・完備させなければならない。

(2) 参考図等の取扱

本書の図・表等で「(参考)」と記載されたものは、一例を示すものである。建設事業者は「(参考)」と記載されたものについて、実施設計図書で補足・完備させなければならない。また、本書で〔 〕で示されているものについては建設事業者の提案を求めるものである。建設事業者は、〔 〕で記載されたものについて、自ら提案し、実施設計図書で全て建設事業者の責任において施設の性能及び機能を発揮するべく補足・完備させなければならない。

7 契約金額の変更

前記 5、6 項の場合、契約金額の変更は行わない。

8 先行承諾

実施設計は、一部を先行して承諾することがある。

9 疑義の解釈

- (1) 本書及び本市が提示する資料等に定める事項について疑義、誤記等があった場合の解釈及び施工の細目については、本市と協議し、その指示に従わなければならない。
- (2) 図面等に明記してないものも本事業の目的のために機能及び保守上必要なものは、全て建設事業者の負担で施工又は整備しなければならない。

10 内訳書の作成

建設事業者は、部分払及び工事変更設計のため、必要となる内訳書を作成する。これらの書式及び項目等については、実施設計の一部とし、本市の定めるところによる。

第11節 建設業務

1 建設業務の基本的な考え方

事業契約に定める期間内に本施設の建設を行う。その際、特に以下の点について留意し、施工計画を立て、監督員の承諾を得ること。

- (1) 建設業法等の関連法令を遵守するとともに、建設工事に係る本市の方針・施策等を十分理解の上、工事を実施する。
- (2) 工事関係者の安全確保と環境保全に十分配慮する。
- (3) 工事に伴い近隣地域に及ぼす影響を最小限にとどめるよう努める。
- (4) 無理のない工事工程を立てるとともに、適宜近隣住民等に周知し、本書に示す作業時間以外の作業を行う場合には了解を得る。

2 着工前業務

- (1) 建設事業者は業務に着手する時は、次の書類を提出すること。
 - 1) 建設業法関係写し
 - 2) 建設業務着手届
 - 3) 現場代理人届
 - 4) 監理技術者・主任技術者届
 - 5) 協力技術者届
 - 6) 工程表
 - 7) その他必要な書類
- (2) 工事に必要な各種申請等の手続を事業スケジュールに支障がないように実施し、必要に応じ各種許認可等の書類の写しを本市に提出すること。

3 施工

- (1) 図書
建設事業者は、次の図書に基づき施工する。
 - 1) 本市が承諾した実施設計図書
 - 2) 本書
 - 3) 提案書
 - 4) 国土交通省公共工事建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
 - 5) その他本市が指示するもの
- (2) 施工基本条件
施工に際しては、次の事項を遵守する。
 - 1) 安全衛生管理
工事中の危険防止対策を十分行い、あわせて、作業従事者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。

2) 現場管理

- ① 工事には、現場代理人及び必要に応じて副現場代理人を配し、責任を持って工事を管理すること。現場代理人は、工事の管理に必要な知識と経験及び資格を有するものとする。
- ② 工事現場で工事担当技術者、下請者等が工事関係者であることを着衣、記章等で明瞭に識別できるようにする。工事現場では、常に清掃を行うこととし、材料、工具その他の整理を実施する。また火災、盗難その他災害事故の予防対策について万全を期しその対策を監督員に報告する。
- ③ 建設業法に基づき、各工事に必要となる主任技術者又は監理技術者を配置し、建設業法に必要な資料等を提出する。
- ④ 資格を必要とする作業は、監督員に資格者の証明の写しを提出する。また、各資格を有する者が施工しなければならない。
- ⑤ 資材置場、資材搬入路、仮設事務所等については、監督員と十分協議のうえ他の別途工事への支障が生じないように計画する。また、入口に警備員等を配置し部外者の立入について十分注意する。
- ⑥ 建設事業者は、着工に先立ち、近隣住民等との調整及び電波障害や近隣建築物等の状態等の事前調査等を十分に行い、工事の円滑な進行と近隣の理解及び安全を確保する。
- ⑦ 通勤車両、資機材等の運搬車両は通行証を提示により安全運転の徹底を図る。

3) 復旧

他の設備、既存物件等の損傷、汚染防止に努め、万一損傷、汚染が生じた場合は建設事業者の負担により速やかに復旧する。

また、工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合、速やかに復旧等の処置を行うものとし、復旧について明確に建設事業者が責を負う場合は建設事業者の負担とし、それ以外の家屋の復旧等については、本市と協議を行い決定する。なお近隣等の住民より苦情があった場合、誠意をもってすみやかに対応し、本市への報告を行うものとする。

建設事業者は、周辺の家屋調査を実施すること。

4) 設計変更

工事で、施工中又は完了した部分であっても、実施設計の変更が生じた場合は、建設事業者の責任において変更しなければならない。この場合、請負金額の増額は行わない。

5) 先行承諾

実施設計図書についてその一部を先行して承諾したときは、その範囲内に限り建設事業者の責任において工事を施工することができる。

4 施工承諾申請図書

建設事業者は、実施設計図書に基づき工事を行うものとする。工事施工に際しては、事前に承諾申請図書により、監督員の承諾を得てから施工すること。図書は次の内容のものを各3部提出すること。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 土木・建築、プラント及び建築・電気の各種詳細図（構造、断面、部分詳細、組立図、部品図、付属品）
- (3) 施工計画書、施工要領書（搬入要領書、据付要領書含む）
- (4) 検査要領書
- (5) 計算書、検討書
- (6) 打合せ議事録
- (7) その他必要な図書

5 製作承諾申請図書

建設事業者は、実施設計図書に基づき機器の製作を行うものとする。機器の製作に際しては、原則として事前に承諾申請図書により、監督員の承諾を得てから製作すること。図書は次の内容のものを各3部提出すること。

- (1) 承諾申請図書一覧表
- (2) 工事仕様（実施設計図書における仕様の当該箇所抜粋）
- (3) 機器仕様（機器詳細仕様、能力計算書、機器概要他）
- (4) 設備機器詳細図（全体図、組立図（構造、断面、部分詳細を含む）部品図、付属品）
- (5) 基礎関係施工要領書（基礎選定に関する計算書、基礎図（据付要領書含む））
- (6) 各種計算書、検討書、カタログ等必要なもの
- (7) 塗装仕様書
- (8) その他必要な図書

6 施工管理

(1) 工事の責任者

建設事業者は、土木建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、プラント機械設備工事、プラント電気設備工事の施工業者の社員の中から担当責任者を選任し、監督員と協議のうえ必要な時期に現場に常駐させる。

(2) 電気主任技術者の配置

建設事業者は、電気主任技術者を配置すること。なお、配置される電気主任技術者は、「電気事業法」（昭和37年法律第170号）第43条第1項及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）（令和3年4月1日改正）」に基づき選任されるものとする。

(3) 日報及び月報の提出

建設事業者は、工事期間中の日報及び月報を作成し提出する。（工事関係車両台数の集計も含む。月報には、進捗率管理表、作業月報、図書管理月報等、主要な工事記録写真（定点観測写真（上空よりの写真）を含む）を添付する。）

(4) 工事に関する許認可申請

建設事業者は、工事内容により関係官庁へ認可申請、報告、届出等の必要がある場合、建設事業者は自らの経費負担により速やかに行い、監督員に報告すること。また、工事範囲において本市が関係官庁への許認可申請、報告、届出、申請等を必要とする場合は書類作成及び申請等について協力し、その経費を負担すること。

7 工事条件

(1) 残存工作物等

工事用地に何らかの工作物や樹木等があった場合は、監督員の承諾を得て建設事業者の負担において、工事の障害となるものを撤去処分する。なお、工事により発生する残材等の場内での処理は一切行わない。

(2) 地中障害物

地中障害物の存在が確認された場合は、監督員の承諾を受け建設事業者の負担において適切に処分する。また、予期せぬ大規模な工作物が存在した場合は、別途協議を行う。

(3) 土壌汚染対策

土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更の届出等の手続きを適切に行うこと。手続きに当たっては監督員と十分に協議すること。

(4) 建設発生土の処分

- 1) 工事により発生する建設発生土の処分は、建設事業者の負担において適切に処分する。
- 2) 残土については、できる限り発生しないように計画するものとし、場外処分する場合には、本市と十分に協議を行い、本市の指示に従うこと。
- 3) 工事に伴って残土が発生し、埋戻土として使用する場合は、建設用地内の適切な位置に運搬し仮置きする。また、シート養生等、発生土の飛散及び流出対策を講じる。
- 4) 残土の運搬に当たっては、発生土をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等、適切な措置を講ずる。また、この処分及び運搬に係る費用は建設事業者の負担とする。

(5) 建設廃棄物

工事で発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「建設廃棄物処理指針」のマニフェストシステム等に基づき、建設事業者の責任において処分する。なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ監督員の承諾を得るものとする。場外処分を行った場合には、搬出先の受入証明書並びにマニフェストの写しを提出すること。

(6) 工事实績情報の登録

工事实績情報システム（CORINS）に基づき、「工事カルテ」の作成及び登録を行うものとする。

(7) 建設廃棄物抑制計画

工事に伴って発生する廃棄物を極力抑制するため、あらかじめ「建設廃棄物抑制計画」を作成し、監督員の承諾を得なければならない。

(8) 再生資源利用計画書等の提出

「資源の有効な利用の促進に関する法律」第10条関係省令第9条第1項及び同法第18条関係省令第8条第1項の規定に適合する場合は、施工計画書に再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を添えて監督員に提出するとともに、国土交通省地方整備局担当課に送付する。

(9) 工事用車両の搬入出経路

工事中における車両動線は、工事関係車両、廃棄物搬出車輛、一般車両等の円滑な交通が

図られるものとする。また、工事用車両の待機に関しては、周辺道路に駐停車をしないこと。必要により、工事用地内に仮設道路を設け、着工前に工事車両の運行計画を提示し監督員の承諾を得ること。

(10) 工事期間中の施設の稼働

工事期間中も既存施設を稼働させることから、作業員や搬入出車両等の安全を確保するとともに、別添2の既存施設の作業・車両動線を踏まえ、既存施設の運営に支障がないよう、計画すること。

(11) 解体工事

先行解体として、第一保管棟、車庫、除害施設等（別添2参照）の解体及び北西出入口の拡張を行う。ただし、除害施設については、解体前に敷地内にて必要な機能の移設を行うとともに、先行解体する車庫、第一保管棟及びその周辺で保管している資源物や備品等については、管理棟・選別棟周りや、第二・第三保管棟等を活用する等、本市及び既存施設の運転管理業者等との協議・調整（これらに必要な資料作成を含む）の上、保管スペースを確保すること。また、先行解体の1番初めに、管理棟西側と構内道路の間のスペースを解体し（別添2参照）、本市が新施設竣工までに使用する搬入物・搬出物の仮置スペース（屋根なしのコンクリート平場）を整備する。新施設の竣工後、現施設解体として、選別棟、資源棟、第二・三保管庫棟等（別添2参照）の解体、跡地整備、既存計量棟の改修、渡り廊下の整備を行う。先行解体で整備した搬入物・搬出物の仮置スペースについても新施設の竣工後に解体し、跡地整備を行う。

(12) 仮設物

- 1) 別添 2 の既存施設の作業・車両動線を踏まえ、工事範囲境界に沿って仮囲い（工事範囲境界）及び出入口ゲートを設置する。施工期間中の維持管理を十分に行う。なお、材料・意匠等については地域環境との調和を図る。
- 2) 資材の仮置スペース、仮設事務所の設置場所及び工事用車両の駐車スペースは、監督員の指示を受けて敷地内に設置する。
- 3) 場内に仮設物を設ける場合は、あらかじめ仮設計画書を提出し、監督員の承諾を得ること。
- 4) 監督員用現場事務所（60 m²程度）には、給排水設備（室内温水洗浄便座付き便所）、空調設備、電気設備及び工事用電話（FAX 付）を設け、光熱水費、電話料金等は、建設事業者の負担とする。また、執務に必要な図書、事務機器（インターネット接続環境、コピー機等を含む。）、什器類も建設事業者が用意する。その他、来場者対応が可能で工程会議等を行うための会議スペースを設ける。

(13) 施工方法及び建設公害対策

- 1) 建設に際しては、災害対策に万全を期し、周辺住民への排ガス、騒音、振動、悪臭、汚水等の公害防止にも十分配慮を行うものとする。
- 2) 工事用車両は、NOx・PM 法適合車両を始め、最新規制適合車両を用いること。
- 3) 工事用車両は、洗車を行い、構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出する。なお、洗車等により発生した濁水は、敷地内の工事用貯留池に一旦集水した後、準抛すべき排水基準以下に調整の上、放流する。
- 4) 騒音・振動が発生しやすい工事については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の勧告基準を遵守するとともに、できるだけ低減をはかる。
- 5) ほこりが発生する恐れのある場合は、適時散水を行う等必要な措置を行う。

- 6) 工事車両が通行する道路等に対する養生を十分行う。工事に起因する車両の不適切な使用方法により、通行する公共道路において道路補修等が必要となった場合は、監督員の承諾を得て適切に補修する。
 - 7) 敷地境界の排水は、敷地内の工事用貯留池に集水し、排水処理装置等を設け、十分な濁水対策を行う。
- (14) 安全・保安
- 1) 工事用車両の出入り口は北側出入口とする。出入口では、交通整理を行い、一般通行者の安全を図る。また、出入口以外においても必要に応じ交通整理を行う。
 - 2) 労働安全衛生法に基づく総括安全衛生責任者を設置する。
- (15) 作業日及び作業時間
- 作業日は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とする（週休2日制）。作業時間は、原則として午前8時から午後5時までとする（準備片付け除く）。ただし、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業、既存施設でのごみ処理の継続上止むを得ない作業又は騒音・振動を発生する恐れのない作業について本市に届出を行う場合は、この限りではない。
- (16) 工事に伴う環境調査
- 工事上の騒音・振動・粉じん・地下水への影響を正確に把握するため、騒音・振動・粉じん及び地下水等の環境モニタリング等調査を行う。騒音・振動については工事实施時間中を通して連続監視及び記録することを原則とする。
- 調査要領及び仕様は、「工事に伴う環境調査要領」を提出し、監督員と十分協議し実施する。
- (17) 工事説明リーフレットの提出
- 工事・施設概要等を記載した広報・説明用リーフレットを作成し、工事着手時期に提出する。作成部数及び内容は、監督員と協議し決定するものとし、本市のHPやSNS等の電子媒体に活用できるよう電子データも提出すること。なお、説明用リーフレットの権利関係は、実施設計図書の扱いに準じる。
- (18) 工事経過の記録
- 建設事業者は、工事の経過について、工事の状況を静止画（定点撮影を含む）・動画で記録すること。
- 記録内容及び記録頻度については、「府中市受注者提出書類基準」及び「材料検査実施基準」に基づくものとし、実施設計期間中に監督員と協議を行い決定する。
- 工事の状況を記録した静止画・動画は、監督員による指導のもと編集を行い、施設が竣工するまでに編集済データ（電子媒体）を本市へ提出すること。
- (19) 負担金
- 本施設に関するユーティリティの敷地境界までの引込みに伴う負担金、工事費等については、建設事業者の負担とする。
- (20) 説明会実施
- 建設事業者は、本市とともに住民説明会を開催し、施設に関する事項、施工方法に関する事項、その他、本市が求める説明を行うこと。また、説明会開催に必要な資料及び機材等の準備を行うものとする。なお、説明会への出席、資料作成については、建設事業者負担とする。

(21) 地域振興

本施設の施工にあたっては、土木建築関連、プラント関連等、地元業者が対応可能な各工事において、府中商工会議所等の関係機関を活用し、本市内の業者を積極的に採用すること。

8 建設事業者による部分的な使用

本市への引渡し前に部分的に使用する場合は、使用する物・場所について本市の承諾を得て行うこと。

第12節 完成図書

建設事業者は、工事竣工に際して、完成図書として次のものを提出し、合わせて全ての電子ファイル一式（2セット）を提出する。なお、電子データについては、建築CAD図面作成要領等による。また、知的所有権の権利の取得が必要なものは手続きを行うこと。

- | | |
|-----------------------------------|-----|
| (1) 竣工図 | |
| 1) 竣工図（A2判（見開きA1判）） | 3部 |
| 2) 縮小版（A4判（見開きA3判）） | 3部 |
| 3) 竣工原図 | 3部 |
| ※竣工図には、本施設敷地全体の地下埋設物図面、動線図を含めること。 | |
| (2) 構造計算書、確認申請書 | 3部 |
| (3) 検査及び試験成績書 | 3部 |
| (4) 取扱説明書 | 3部 |
| (5) 機器台帳（電子媒体含む） | 一式 |
| (6) 機器台帳履歴（電子媒体含む） | 一式 |
| (7) 試運転報告書（予備性能試験含む） | 3部 |
| (8) 引渡性能試験報告書 | 3部 |
| (9) 各工程の工事写真及び竣工写真（各カラー） | 3部 |
| (10) 特許一覧表 | 3部 |
| (11) 竣工写真（プロ撮影）（プリントサイズは協議による） | 3部 |
| (12) 打合議事録、工事日報等その他指示する図書 | 各3部 |
| (13) 工事過程説明用ビデオ映像（電子記憶媒体） | 一式 |
| (14) パンフレット | 一式 |
| (15) その他、関係する図書並びに指示する図書 | 一式 |

第13節 検査及び試験

工事に使用する主要機器、材料の検査及び試験は下記による。

1 立会検査及び立会試験

指定主要機器・材料、施工検査及び試験は、監督員の立会のもとで行うが、監督員が認めた場合は建設事業者が示す試験成績書をもって代えることができる。また、出来高検査及び出来高に関する工場検査は、本市の検査の担当が立会うものとする。

2 検査及び試験の方法

検査及び試験は、あらかじめ監督員の承諾を得た検査（試験）要領書に基づいて行うこと。

3 検査及び試験の省略

公的又はこれに準ずる機関の発行した証明書等で成績が確認できる機器については検査及び試験を省略できる場合がある。

4 経費の負担

工事に係る検査及び試験の手続きは建設事業者が行い、その経費は建設事業者の負担とする。但し、本市の職員又は本市が指示する監督員の旅費等は除く。

第14節 引渡し

各施設等の引渡し期限は、次のとおりとする。

新施設：令和10年1月まで

（新設のごみ計量器の整備、既存ごみ計量器の改修、管理棟への渡り廊下を除く）

管理棟の改修、既存計量棟の改修、跡地整備等：令和11年12月まで

新施設の引渡しは、新施設に係る工事範囲（新設のごみ計量器の整備、既存ごみ計量器の改修、管理棟への渡り廊下を除く）の工事をすべて完了し、引渡性能試験報告書により所定の性能が確認された後、本市の検査を受け、これに合格した時点とする。

新設のごみ計量器の整備、既存ごみ計量器の改修、管理棟の改修、管理棟への渡り廊下、既存計量棟の改修、跡地整備等の引渡しは、それぞれの工事が完了次第、本市の検査を受け、これに合格した時点とする。

第15節 その他

1 予備品及び消耗品

予備品及び消耗品として必要なものを納入する。

(1) 予備品の数量

予備品は、必要とする数量を納入すること。

予備品とは、定常運転において定期的に必要とする部品でなく、不測の事故等を考慮して準備・納入しておく以下の部品とする。

- 1) 同一部品を多く使用しているもの
- 2) 数が多いことにより破損の確率の高い部品
- 3) 市販性が無く納期がかかり、かつ破損により施設の運転が不能となる部品など

(2) 消耗品の数量

消耗品は、正式引き渡し後、2年間に必要な数量を適時納入すること。

消耗品とは、定常運転において定期的に交換することにより機器本来の機能を満足させる部品とする。

2 付属品

付属品として次のものを納入すること。

(1) 共通	機器製作メーカー付属予備品、消耗品	一式
(2) 建築設備工事	各機器の標準付属工具及び特殊工具	一式
(3) プラント工事	各機器の標準付属工具及び特殊工具	一式

第2章 計画概要

第1節 設計指針

1 施設整備基本方針

(1) 安心・安全な運営ができる施設

騒音、振動、悪臭等の公害防止基準を遵守し、地域住民が安心して生活でき、また、施設の耐震性や火災等の安全対策など、作業環境に十分配慮することで、事故のない安全な施設整備に努める。

(2) 安定的な処理ができる施設

日常的なメンテナンスを容易にするとともに、機器の異常や故障などによる稼働停止リスクをできる限り抑えることで、長期にわたり安定的な処理ができる施設整備に努める。

(3) 効率的かつ経済性に優れた施設

ライフサイクルコストの削減に配慮した施設整備に努める。

(4) 循環型社会の形成に資する施設

社会の要請に適した処理機能を備えるとともに、搬入量の増大に柔軟に対応できる保管機能を確保することで、更なる再資源化の推進に寄与する施設整備に努める。

(5) 災害対策を踏まえた施設

災害時にも安定的な処理を継続し、災害廃棄物の処理が可能であり、また、想定される水害に対し、被害を最小限にとどめ、早期復旧できる施設整備に努める。

(6) 環境に配慮した施設

環境負荷低減につながる設備を積極的に導入し、地球温暖化対策の推進に寄与するとともに、多摩川や近隣施設と調和した緑化や景観形成に取り組み、周辺環境に配慮した施設整備に努める。

(7) 環境教育の拠点となる施設

環境問題やごみの減量、再資源化等に関する情報発信機能を有するとともに、リサイクルセンターの機能をいかし、環境学習の場として積極的に活用される施設整備に努める。

2 安心・安全な運営ができる施設

(1) 本施設の運転管理において、安定性・安全性を考慮しつつ、各工程を効率化し、配置職員が容易に運転管理できるよう、施設全体のフローの制御及び監視に対して十分な自動化機能を持ち安全に安定的に稼働できる自動化性能を確保する。

(2) 関連法令に準拠して安全、衛生設備を完備するほか、作業環境を良好な状態に保つことに留意し、粉じん防止、騒音・振動防止、換気及び必要照度の確保及びゆとりあるスペースの確保に心がけること。機械騒音が特に著しい送風機やコンプレッサー等はこれを別室に収納するとともに、部屋は防音対策を施す。

(3) 設備の配置、建設、据付は全て労働安全衛生法及び規則に定めるところによるとともに、施設は、運転・作業・保守点検に必要な歩廊、階段、手摺及び防護柵等を完備する。

(4) 消防関連法令及び消防当局の指導にしたがって、火災対策設備を設けること。

(5) リチウムイオン電池等を由来とする火災に備え、破碎機内部、排出コンベア等に消火設備を設ける等、防爆対策、発火検知対策、発火初期対策、消火対策を講じること。

3 安定的な処理ができる施設

- (1) 処理対象物を、年間を通じ季節、気候、昼夜の別なく、安定的かつ適正に処理できる、信頼性の高い技術により設備を構成すること。
- (2) 施設の長寿命化のための施設保全計画を策定したうえで、本施設の長寿命化を目指し、耐久性や施設更新等の対応に十分留意した計画とする。

4 効率的かつ経済性に優れた施設

- (1) 電力や薬剤消費量等が効率的な機器やシステムを設計し、イニシャルコストに加えランニングコストを合わせたライフサイクルコストの削減等、経済性に優れた施設とする。
- (2) ICT・AI 技術等の活用により、運転の高度化・効率化が可能な施設とする。
- (3) 配置職員が容易に運転管理できるよう、施設全体のフローの制御及び監視に対して十分な自動化機能を持ち安全に安定的に稼働できる自動化性能を確保する。
- (4) 高層階に大会議室を設置し、平時は環境学習等に活用可能とする一方、災害時には避難場所や受援活動拠点としても活用可能となるよう計画すること。この他、平時と災害時では別の用途でも、共用できる設備等はそれぞれ個別に計画するのではなく、極力共有することを考慮すること。

5 循環型社会の形成に資する施設

- (1) できる限り減容化・資源物の回収を図り、循環型社会形成を目指す。
- (2) プラスチック製容器包装及び製品プラスチックについては、回収量や回収率の増大を図り、使用済みプラスチックの 100%有効利用に向けた社会要請に対応可能な計画とする。

6 災害対策を踏まえた施設

- (1) 災害時には安全に処理が停止でき、災害時も処理の継続が可能であることに加え災害廃棄物の処理が可能な施設とする。
- (2) 商用電源が遮断した状態でも、管理棟、搬入や受入に関わる各装置、生活用水ポンプ、消火栓ポンプの運転、電気室の空調等の重要換気装置の稼働等を確保できる容量をもつ非常用発電機を設置する。非常用発電機は浸水対策を施す。また、非常用発電機を駆動するために必要な容量を持った燃料貯留槽を設置する。
- (3) 本施設は、府中市水害ハザードマップの中で、台風や大雨によって引き起こされる多摩川の氾濫により、0.5メートル以上 3.0メートル未満の浸水深が想定されていることに加え、「家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流）」及び「家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食）」に指定されており、河岸の侵食による施設の倒壊や流出などの危険性が特に高くなっていることから、想定浸水位 3m を考慮し、適切な浸水対策を施す。特にごみピット、電気室、中央制御室、非常用電源設備等の重要設備については、3m 以上の階高に設置する等の浸水防止措置を図る。なお、公用車や重機類も 3m 以上の位置に退避可能なものとする。
- (4) 耐水性能の確保、部品交換の容易性等、各設備について、水害に被災した場合の早期復旧を考慮した計画とすること。
- (5) 災害発生時に、災害廃棄物の仮置・分別作業が可能な仮置場を整備する。

7 環境に配慮した施設

- (1) 施設の公害防止条件を確実に遵守し、可能な限り環境負荷の低減や施設周辺の生活環境の保全に努める。
- (2) 防音、防振、防じん、防臭及び防爆対策を十分行い、施設運営上施設内の騒音、振動、粉じん、悪臭等に対して十分対策を講じること。
- (3) 騒音対策として、低騒音型の機器の採用、騒音発生箇所（作業場を含む。）の建物内への収容、排風口への消音対策、排気管内への吸音材設置等、受入・供給設備等における落下音の発生を抑える構造の採用、騒音発生箇所への遮音壁の設置、建物から敷地境界までの隔離確保等の対策を講じること。
- (4) 振動対策として、低振動型の機器の採用、振動が発生する機器に対する防振ゴム等の緩衝支持装置の設置、地耐力に基づいた適正な機械基礎の設計、大きな振動が発生する機器等における独立基礎の採用等の対策を講じること。
- (5) 粉じん対策として、粉じん発生箇所の建物内への収容、施設内の負圧化による外部への粉じんの飛散防止、防じんカバー等による粉じんが発生・飛散しにくい構造の採用、粉じん発生箇所における集じん設備等の設置、局所的な散水等の実施等の対策を講じること。
- (6) 臭気対策として、悪臭発生箇所の建物への収容、施設内の負圧化やエアカーテン等による外部への悪臭の漏えい防止、悪臭発生箇所における消臭剤の散布、活性炭脱臭設備などの臭気の除去を行う排気システムの採用等の対策を講じること。
- (7) 廃プラスチックの脱焼却化と省電力機器の導入（省エネ）、再生可能エネルギー導入（創エネ）により、エネルギー使用量の削減対策を強化し、カーボンニュートラルを目指すとともに、将来の気温が上昇することを想定した適応策にも努めること。また、今後の電気自動車の普及に配慮した施設とすること。

8 環境教育の拠点となる施設

- (1) 近年の社会情勢等を踏まえ、ごみの資源化やSDGsを始めとする循環型社会の形成の推進について学習できるものとする。
- (2) 市民のニーズを十分に取り入れ、親しまれる施設とすることを目指す。

9 想定供用年数への配慮

新施設の設計に当たっては、35年以上使用することを前提とした耐久性やプラントの基幹的設備改良等の対応について十分留意した計画とする。

10 稼働状況把握の容易性

建設事業者は、本施設の稼働状況や事故・トラブル発生が容易に、かつ、極力リアルタイムで把握でき、「府中市リサイクルプラザ整備・管理運営事業要求水準書（管理運営業務編）」においてモニタリングに活用できるように、本施設の設計において考慮すること。

第2節 計画主要項目

1 処理能力・計画ごみ質

(1) 処理対象ごみ量

1) 燃やさないごみ	: 3,089 t/年
2) 粗大ごみ	: 1,825 t/年
3) プラスチック	: 5,265 t/年
4) びん	: 2,010 t/年
5) かん	: 670 t/年
6) ペットボトル	: 957 t/年
7) ふとん	: 125 t/年

(2) 処理能力

1) 燃やさないごみ	: 15.0 t/5h
2) 粗大ごみ	: 8.2 t/5h
3) プラスチック	: 22.1 t/5h
4) びん	: 9.0 t/5h
5) かん	: 2.8 t/5h
6) ペットボトル	: 4.4 t/5h
7) ふとん	: 0.5 t/5h
8) その他、有害ごみ・危険ごみ、剪定枝の受け入れヤードを設けること。	

(3) 計画ごみ質（組成）

1) ごみの種類

表 2-1 ごみの種類

区分	内容	排出方法
燃やさないごみ	金属製品、ゴム製品、ガラスなど	本市指定有料袋（オレンジ色）
粗大ごみ	最大辺 50cm（電気製品は 30cm）以上のもの	有料の粗大ごみシールを貼付
プラスチック	プラスチック製品	本市指定有料袋（※予定）
びん	化粧品のびん、飲食料用のびん	かごなどの容器
かん	飲食料用の金属缶	
ペットボトル	容器包装リサイクル法指定のペットボトル	
有害ごみ	蛍光管、電池、水銀体温計	かごなどの容器または透明・半透明の袋
危険ごみ	スプレー缶、ライター	
剪定枝	せん定した枝	長さ60cm直径30cm以内の束（5束まで無料）

- 2) 各ごみ種の組成割合
計画ごみ量の組成割合を示す。

表 2-2 各ごみ種の組成割合 (参考)

搬入項目	搬出項目内訳	搬出量 (t)	割合
プラスチック類 搬入量 5,256 t 割合 100%	可燃物	—	—
	a 可燃残渣	—	—
	不燃物	—	—
	b 不燃残渣	—	—
	資源物	3,685	70%
	c 容器包装プラスチック	3,149	60%
	d 硬質プラスチック	536	10%
燃やさないごみ 搬入量 3,159 t 割合 100%	可燃物	—	—
	e 可燃残渣	—	—
	不燃物	—	—
	g 不燃残渣	—	—
	h ガラス・陶磁器	58	2%
	i ライター	4	0%
	j アルミ製スプレー缶	23	1%
	k スチール製スプレー缶	43	1%
	資源物	—	—
	l 鉄類	—	—
	m 破碎鉄	—	—
	n 破碎アルミ	—	—
	o 小型家電	0	0%
粗大ごみ(ふとん量除く) 搬入量 1,774 t 割合 100%	可燃物	—	—
	p 可燃残渣	—	—
	不燃物	—	—
	q 消火器	0	0%
	r コード類	21	1%
	s タイヤ	0	0%
	t オートバイ	0	0%
	資源物	—	—
	u 鉄類	—	—
	v 破碎鉄	—	—
	w 破碎アルミ	—	—
	x 再生家具	9	1%
	y 再生自転車	4	0%
ふとん (粗大ごみ) 搬入量 140 t 割合 100%	可燃物	120	90%
	z ふとん (処理機)	79	59%
	aa ふとん (資源化)	41	31%
	資源物	14	10%
	ab 羽毛布団	14	10%
ペットボトル 搬入量 957 t 割合 100%	可燃物	210	22%
	ac 可燃残渣	210	22%
	資源物	747	78%
	ad ペットボトル	744	78%
	ae ペットボトルキャップ	3	0%
びん 搬入量 2,010 t 割合 100%	資源物	1,897	100%
	af 白カレット	810	43%
	ag 茶カレット	403	21%
	ah その他カレット	614	32%
	ai 生びん	70	4%
かん 搬入量 670 t 割合 100%	資源物	588	100%
	af アルミプレス	341	58%
	ag Cプレス	247	42%

可燃残渣 = a+e+p+z+ac ⇒	100%
不燃残渣 = b+g ⇒	100%
鉄類 = l+u ⇒	100%
破碎鉄 = m+v ⇒	100%
破碎アルミ = n+w ⇒	100%

処理ラインにのらない項目

※上記の組成割合は実績に基づき作成。

3) 単位体積重量

表 2-3 単位体積重量

(単位：t/m³)

各ごみ種	単位体積重量
容器包装プラスチック (実績)	0.01 ～ 0.03 0.031 ～ 0.041
燃やさないごみ (実績)	0.05 ～ 0.25 0.086 ～ 0.133
粗大ごみ	0.05 ～ 0.3
ペットボトル	0.02 ～ 0.05
びん	0.2 ～ 0.65
かん	0.03 ～ 0.1
布団	提案による

2 稼働時間

1日5時間運転、年間260日稼働とする。

3 搬入・搬出条件

(1) 収集運搬体制

- 1) 燃やさないごみ、プラスチック、ペットボトル、有害ごみ、危険ごみは袋に入れて搬入される。
- 2) びんはコンテナで搬入される。
- 3) 粗大ごみ、かん、剪定枝は収集車で直接搬入される。

表 2-4 分別区分・排出形態等

分別区分	収集主体	収集方法	収集頻度	排出形態
燃やさないごみ	委託	機械式ごみ収集車（2 t）による収集	2週に1回	指定袋
容器包装プラスチック			週に1回	指定袋
かん		戸建住宅：戸別収集 集合住宅：ステーション収集	各2週に1回	かごなどの容器、ネット
ペットボトル				かごなどの容器、ネット
びん				かごなどの容器、本市指定の専用コンテナ
有害ごみ		平ボディ車（2 t）による収集	各4週に1回	かごなどの容器、透明または半透明の袋
危険ごみ				かごなどの容器、透明または半透明の袋
粗大ごみ、剪定枝	委託・持込	ダンプ車・平ボディ車（2 t）による戸別収集	申込制、指定日収集	（申込制）

(2) 搬入頻度（参考）

表 2-5 搬入頻度（参考）

No.	分別区分	搬入頻度	1日当たりの搬入車両台数（台）		
			最大値	平均値	最小値
1	燃やさないごみ	週2日	39	24	16
2	粗大ごみ	週5日	41	25	10
3	プラスチック	週4日	73	32	24
4	びん	週4日	25	12	9
5	かん	週4日	14	10	7
6	ペットボトル	週2日	28	21	14
備考					
<ul style="list-style-type: none"> ・搬入頻度は通常時であり、夏季（7月～9月）及び年末年始は除く。 ・搬入量については、週によって変動があるものとする。 					

(3) 搬入時の貯留方法・貯留容量

表 2-6 搬入時の貯留方法・貯留容量

No.	分別区分	貯留方法	貯留容量
1	燃やさないごみ	ピット方式	3日分
2	粗大ごみ	ヤード方式	1日分
3	プラスチック	ピット方式	2日分
4	びん	ヤード方式	4日分
5	かん	ヤード方式	2日分
6	ペットボトル	ピット方式	3日分
7	有害ごみ 危険ごみ	ヤード方式	有害ごみ（乾電池、蛍光灯等）、危険ごみ（ライター、スプレー缶、リチウムイオン電池等）以外に、処理不適物の貯留ヤードを設けること。
8	剪定枝	ヤード方式	8m ³ コンテナ1台分設置できる程度
備考			
<ul style="list-style-type: none"> ・屋内で貯留できること。 ・搬入された有害ごみ、危険ごみの選別が行えるように計画すること。また、屋内で蛍光灯の破碎、スプレー缶の穴空け、小型充電式電池の絶縁処理が行えるように計画すること。 ・選別した危険物、処理不適物等を搬出するまでに、一次貯留するスペースを設けること。 			

(4) 搬出品目毎の搬出時の形状、貯留方法・貯留容量、搬出車両

表 2-7 搬出時の形状・頻度、貯留方法・貯留容量

搬出品目	搬出時の形状	貯留方法	貯留容量	搬出車両
破碎鉄	破碎機等により造粒	バンカ	10t車での搬出に適正な容量	ダンプ車 (10 t)
破碎アルミ	破碎機等により造粒	バンカ	10t車での搬出に適正な容量	ダンプ車 (10 t)
スチール缶	圧縮プレス品	ストックヤード	搬出車1台分程度	ダンプ車 (10 t)
アルミ缶	圧縮プレス品	ストックヤード	搬出車1台分程度	キャブ (4 t)
プラスチック	圧縮梱包品	ストックヤード	搬出車2台分程度	バンボデイ車 (10t)
ペットボトル	圧縮梱包品	ストックヤード	搬出車1台分程度	バンボデイ車 (10t)
びん	カレット状	ストックヤード	搬出車1台分程度 (無色、茶色、その他色)	ダンプ車 (10 t) ダンプセミトレーラ (22t)
その他資源物	提案による	ストックヤード	搬出車1台分程度	トレーラ (20 t)
乾電池	提案による			トレーラ (20 t)
蛍光管	提案による			トレーラ (20 t)
処理不適物	提案による			トレーラ (20 t)
可燃残渣	そのまま	バンカ	10t車での搬出に適正な容量	脱着式コンテナ車 (10t)
不燃残渣	そのまま	バンカ		パッカー車または脱着式コンテナ車 (10t)
備考 ・屋内で貯留できること。				

4 品質基準

(1) 破碎基準

- 1) 高速回転式破碎機：150mm 以下（重量割合で 85%以上）
- 2) 低速回転式破碎機：400mm 以下

(2) 選別基準

処理系列別の選別基準は以下に示す。プラスチック製容器包装、ペットボトル、びんについては、日本容器包装リサイクル協会の引取り品質ガイドラインに準拠すること。また、プラスチック使用製品廃棄物は、「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」に準拠すること。

1) 燃やさないごみ・粗大ごみ処理系列

表 2-8 純度・回収率

種類	純度 (%)	回収率 (%) ※目標値
鉄	95	85
不燃物	80	75
アルミ	85	85
可燃物	80	60

2) びん処理系列

表 2-9 純度・回収率

種類	純度 (%)	回収率 (%) ※目標値
無色びん	99	85
茶色びん	99	85
その他びん	99	—

表 2-10 びんの品質基準

項目	異物の混入許容値 (※ガラスびん 1 t中の混入g数)
びんのキャップ	a アルミニウム： 30g b スチール： 50g c その他の金属： 50g d プラスチック： 500g a 8mm 口径のアルミキャップで 20 個程度 b 50mm口径のスチールキャップで 10 個程度 d 28mm 口径のプラスチックキャップで 130 個程度
陶磁器類の混入	30g 湯飲み茶碗の小さな破片 1 個程度
石・コンクリート・土砂類の混入	30g 陶磁器類と同程度の分量が目安
無色ガラスびんへの他の色混入	500g 720ml 酒類びん 1 本程度
色ガラスびんへの他の色ガラスびんの混入	1000g 720ml 酒類びん 2 本程度
ガラスびんの中の中身残り・汚れ	0 さっと水洗いした状態が好ましい
ガラスびんと組成の違う異質ガラス等の混入	0 調理器、食器、クリスタルガラス、電球、光学ガラス等が混入していないこと
プラ・PET・缶・紙等の容器の混入	0 他素材は混ぜないで

3) かん処理系列

表 2-11 かの品質基準

種類	純度 (%)	回収率 (%) ※目標値
スチール缶	99	95
アルミ缶	99	95

4) ペットボトル処理系列

表 2-12 ペットボトルのべールに関する品質基準

項目	項目	基準
べール状態	外観汚れ程度	外観の汚れがないこと
	べールの積み付け安定性	荷崩れがないこと
	べールの解体性	解体が容易であること
再商品化に影響を与えるPETボトル類	キャップ付きPETボトル	10%以下
	容易に分離可能なラベル付きPETボトル	10%以下
	中身が残っているPETボトル	1%以下
	テープや塗料が付着したPETボトル	なし
	異物の入ったPETボトル	なし
夾雑異物	塩ビボトル	0.5%以下
	ポリエチレンやポリプロピレンのボトル	0.5%以下
	材質識別マークのないPETボトル	1%以下
	ガラスびん	なし
	アルミ缶・スチール缶	なし
	紙製容器	なし
	その他の雑物	なし

5) プラスチック処理系列

表 2-13 プラスチック製容器包装のベールに関する品質基準

項 目	基 準
分別基準適合物である プラスチック製容器包装	90%以上（重量比）
【異物等】 汚れの付着したプラスチック 製容器包装	混入していないこと 食品残渣等が付着して汚れた物や生ごみ 土砂や水分（雫が垂れている）で汚れた物
指定収集袋及び市販のごみ袋	混入していないこと 本市指定の収集袋、市販のごみ袋
容り法でPETボトルに分類さ れるPETボトル	混入していないこと
他素材の容器包装	混入していないこと
容器包装以外のプラスチック 製品	混入していないこと バケツ、洗面器、カセットテープ、おもちゃ等の容器包装 以外のプラスチック製品
事業系のプラスチック製品	混入していないこと
上記以外の異物	混入していないこと
禁忌品	混入していないこと 医療系廃棄物（感染症の恐れがある、注射針、注射器、点 滴セットのチューブ・針（輸液バック部分は除く。）等。） 危険物（リチウムイオン電池、リチウムイオン電池を含む 電子機器、ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等 発火の危険性があるもの、及び刃物、カミソリ、ガラスの 破片等怪我をする危険性があるもの）

表 2-14 プラスチック使用製品廃棄物のべールに関する品質基準

項 目	基 準
「分別収集物の基準並びに分別収集物の再商品化並びに使用済プラスチック使用製品及びプラスチック使用製品産業廃棄物等の再資源化に必要な行為の委託の基準に関する省令」(令和 4 年環境省令第 1 号の「分別収集物の基準」に適合するもの)	90%以上(重量比) 「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」(令和 4 年 1 月環境省環境再生・資源循環局リサイクル推進室。以下「手引き」という。)の範囲内のもの
【異物等】(含めてはいけないもの) プラスチック使用製品廃棄物以外のものが付着し、又は混入していないこと	付着又は混入していないこと ①プラスチック容器包装廃棄物(容器包装リサイクル法第 2 条第 4 項に規定する容器包装廃棄物のうちその原材料が主としてプラスチックであるもの(※1)以外 ②プラスチック使用製品廃棄物(①を除く。)のうち、その原材料の全部又は大部分がプラスチックであるもの以外
汚れが付着しているプラスチック使用製品廃棄物	混入していないこと(「手引き」2.(1)) 食品残渣、生ごみ、土砂等が付着することにより汚れたもの
他の法令又は法令に基づく計画により分別して収集することが定められているもの	混入していないこと(「手引き」2.(2)) ①ポリエチレンテレフタレート製の容器が廃棄物となったもの(※1) ②使用済小型電子機器等が廃棄物となったもの(使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律(平成 24 年法律第 57 号)第 2 条第 2 項に規定する使用済小型電子機器等) ③一辺の長さが 50cm 以上のもの
分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの	混入していないこと(「手引き」2.(3)) ①分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの(ア:リチウムイオン電池を使用する機器(加熱式タバコ、モバイルバッテリー、電子機器のバッテリー等)、イ:分別収集物の再商品化の過程において火災を生ずるおそれのあるもの(ライター、ガスボンベ、スプレー缶、乾電池等)) ②人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着しているもの又はこれらのおそれのあるもの(点滴用器具(輸液バック部分は除く。)、注射針、注射器等) ③その他分別収集物の再商品化を著しく阻害するおそれのあるもの(ア:刃物等(カッター、包丁、調理用スライサー、安全カミソリ、ガラスの破片等、リサイクルの過程で作業員が怪我をする危険性があるもの)、イ:リサイクル設備に影響を与えるもの(まな板、擬木等の厚みのあるもの(厚さ 5mm 程度以上が目安)、ラケット、ゴルフクラブのシャフト等の炭素繊維やガラス繊維で強化されたプラスチック。))
廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)第 2 条第 4 項第 1 号に規定する産業廃棄物の廃プラスチック類(プラスチック製容器包装、プラスチック使用製品廃棄物)	混入していないこと ただし、当該廃棄物を含む引渡し申込を行っている場合は異物としない。

(※1) 主としてポリエチレンテレフタレート製の容器であって、次のものを充填するための容器

- ・飲料
- ・しょうゆ
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第 4 条第 5 号及び別表第 1 の 7 の項に規定する主務大臣が定める商品を定める件(平成 19 年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省告示第 3 号)第 1 項各号に掲げる物品であって、同告示第 2 号の規定に適合するもの

(3) 破袋・除袋基準（指定袋）

- 1) 破袋率：95%以上（個数割合）
- 2) 除袋率：95%以上（個数割合）

5 施設配置・配置動線等

- (1) 本市ではリサイクルプラザは敷地内の空きスペースで交互に更新する予定であるとともに管理棟は 65 年程度の供用期間を予定している。このため、新施設の安全性・機能性・利便性を優先にしつつも、将来の更新施設の建替スペースにも配慮した施設配置とし、原則として、ごみや搬出物の屋外（ランプウェイ下は除く）での保管、屋外作業は行わないこと。
- (2) ごみの搬入出車、構内運搬車、メンテナンス車、物品納入車、一般来訪車、庁用車及び管理運営企業職員車の車両動線は、原則一方通行方式とし、車両同士の交差・車両と人との交差を極力避けること、白線や案内板等を設置すること等、構内交通の機能性・安全性を確保する。特にごみの搬入出車（一般持込車除く）、メンテナンス車及び物品納入車は北側出入口を活用し、一般持込車、一般来訪車、庁用車及び管理運営企業職員車は南側出入口を活用する計画とし、構内動線は区別すること。また、緊急時に消防車両等が速やかに進入できるよう計画し、大型車の走行に支障のない幅と回転半径を確保する。
- (3) ごみの搬入出車（一般持込車除く）は 2 回計量が可能な動線とする。一般持込車は既存計量棟で 2 回計量する計画とし、既存計量棟・計量器は必要な改修を行うこととする。なお、一般持込車は工場棟へは搬入せず管理棟横の荷降ろし場で荷降ろし後退出するものとする。
- (4) 日常の車両や作業動線を考慮して合理的に計画し、施設の定期補修、整備、将来の増改築などの際に必要なスペースや、機器の搬入出手段等の機能性にも配慮すること。
- (5) 歩行者での来場者は南側出入口とし、構内動線は、車両動線とは分離することを原則とし、歩行者の安全性を配慮した計画を行う。
- (6) 別添 2 に示すとおり、公園側に面する門は、現在の位置で再整備し、東道路に面する門は移設するものとする。
- (7) 2 床以上の品目毎に異なる受入階とするプラットホームを設置する。2 階以上のプラットホームへの進入・退出は、入口用及び出口用のランプウェイ（一方通行）をそれぞれ整備し、プラットホームの出入口は、それぞれプラットホーム側面の両側に設置する。

第3節 公害防止条件

(1) 粉じん基準

- 1) 排気口出口粉じん濃度 : 0.03mg/Nm³以下
- 2) 作業環境基準 : 2mg/m³以下

(2) 排水基準

プラント系排水（床洗浄排水、散水排水等）は、府中市下水道条例に基づく基準値（表2-15）を遵守し、下水道へ放流すること。なお、生活排水は直接下水道放流とする。

表 2-15 下水排除基準

項目	基準
カドミウム及びその化合物	0.03mg/L 以下
シアン化合物	1mg/L 以下
有機燐化合物	1mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.1mg/L 以下
六価クロム化合物	0.5mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.1mg/L 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005mg/L 以下
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.1mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.1mg/L 以下
ジクロロメタン	0.2mg/L 以下
四塩化炭素	0.02mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L 以下
チウラム	0.06mg/L 以下
シマジン	0.03mg/L 以下
チオベンカルブ	0.2mg/L 以下
ベンゼン	0.1mg/L 以下
セレン及びその化合物	0.1mg/L 以下
ほう素及びその化合物	10mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	8mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.5mg/L 以下
フェノール類	5mg/L 以下
銅及びその化合物	3mg/L 以下
亜鉛及びその化合物	2mg/L 以下
鉄及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
マンガン及びその化合物 (溶解性)	10mg/L 以下
クロム及びその化合物	2mg/L 以下
温度	45℃未満
水素イオン濃度	水素指数 5 を超え 9 未満
生物化学的酸素要求量	5 日間に 600mg/L 以下
浮遊物質	600mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5mg/L 以下
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30mg/L 以下
窒素含有量	120mg/L 以下
燐含有量	16mg/L 以下
沃素消費量	220mg/L 以下

(3) 騒音基準

定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

朝 (6:00～8:00)	55デシベル以下
昼間 (8:00～20:00)	60デシベル以下
夕 (20:00～23:00)	55デシベル以下
夜間 (23:00～6:00)	50デシベル以下

(4) 振動基準

定格負荷時に敷地境界線上にて次の基準値以下とすること。

昼間 (8:00～20:00)	65デシベル以下
夜間 (20:00～8:00)	60デシベル以下

(5) 悪臭基準

1) 敷地境界線の地表における規制基準 (1号規制)

定格負荷時に次の基準値以下とすること。

臭気指数	12以下	(東京都環境確保条例)
アンモニア	2	ppm以下
メチルメルカプタン	0.004	ppm以下
硫化水素	0.06	ppm以下
硫化メチル	0.05	ppm以下
二硫化メチル	0.03	ppm以下
トリメチルアミン	0.02	ppm以下
アセトアルデヒド	0.1	ppm以下
プロピオンアルデヒド	0.1	ppm以下
ノルマルブチルアルデヒド	0.03	ppm以下
イソブチルアルデヒド	0.07	ppm以下
ノルマルバレルアルデヒド	0.02	ppm以下
イソバレルアルデヒド	0.006	ppm以下
イソブタノール	4	ppm以下
酢酸エチル	7	ppm以下
メチルイソブチルケトン	3	ppm以下
トルエン	30	ppm以下
スチレン	0.8	ppm以下
キシレン	2	ppm以下
プロピオン酸	0.07	ppm以下
ノルマル酪酸	0.002	ppm以下
ノルマル吉草酸	0.002	ppm以下
イソ吉草酸	0.004	ppm以下

2) 排出口における規制基準 (2号規制)

① 悪臭防止法による規制

排出口において規制の対象となる特定悪臭物質 (アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレン) の規制基準は、以下に示す式で設定される。

$$q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$$

q : 流量 (Nm³/h)

He : 有効排出口高さ (m)

Cm : 悪臭物質ごとの敷地境界線上の規制基準値 (ppm)

② 東京都環境確保条例による規制

排出口の高さ 15m 未満	排出口の口径 0.6m 未満	臭気指数 33
	排出口の口径 0.6m 以上未 0.9m 未満	臭気指数 27
	排出口の口径 0.9m 以上	臭気指数 24
排出口の高さ 15m 以上	排出口の高さが周辺最大建物高さの 1.5 倍未満の場合	$q_t = 436 \times H_0^2$
	排出口の高さが周辺最大建物高さの 1.5 倍以上の場合	$q_t = 566 / F_{\max}$
備考		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺最大建物の高さとは、周辺最大建物の対象となる事業場の敷地内で排出口から当該建物の高さの10倍の距離以内に存在するもののうち、高さが最大のものをいう。 ・ q_t は、排出ガスの臭気排出強度 (単位: Nm³/min) を表す。 ・ H_0 は、排出口の実高さ (単位: m) を表す。 ・ F_{\max} は、単位臭気排出強度に対する地上臭気濃度の敷地外における最大値 (単位: s/Nm³) で、悪臭防止法施行規則に規定する方法により算出された値を示す。 		

第3章 機械設備工事仕様

第1節 各設備共通仕様

1 歩廊・階段・点検床等

プラントの点検及び保全のため、機器等の周囲に歩廊、階段、点検床、点検台等を設け、これらの設置については次の通りとすること。

(1) 歩廊・階段・点検床及び通路

- 1) 構造 グレーチング及び必要によりチェッカープレート使用
- 2) 幅 原則として 800mm 以上

(2) 手すり

- 1) 構造 鋼管溶接構造
- 2) 高さ 階段部 900mm その他 1,100mm

(3) 積載荷重 1,800N/m² 以上

(4) 特記事項

- 1) 階段の高さが 4mを超える場合は、4m 以内毎に踊り場を設けること。
- 2) 梯子はできるだけ使用を控えること。
- 3) 主要通路に行き止まりを設けないこと。(二方向避難の確保)
- 4) 主要通路の傾斜角は、原則として水平に対し 40 度以下とし、階段の傾斜角、蹴上、踏面等の寸法は極力統一すること。
- 5) 手摺の支柱間隔は、1,100mm とすること。
- 6) 歩廊にはトーププレート (H=100 mm) を設置すること。
- 7) プラント内の機械所掌と建築所掌の手摺階段等の仕様は、原則として機械所掌の仕様に統一すること。
- 8) 日常点検で使用する通路内は極力段差等のないように計画すること。
- 9) メンテナンス通路等の要所の手摺は脱着可能な構造とすること。

2 防熱、保温

人が触れ火傷するおそれのあるもの及び結露を生ずるおそれのあるものについては、防熱、保温等施工すること。

3 配管

- (1) 勾配、保温、火傷防止、防露、防振、防錆、凍結防止、ドレンアタック防止、エア抜き等を考慮して計画し、つまりが生じ易い流体用の配管には、掃除が容易なように考慮すること。
- (2) 汚水系統の配管は塩化ビニルライニング鋼管を用いるなど、耐食性を確保すること。
- (3) 管材料は、以下の表を参考に、使用目的に応じた最適なものとする。

表 3-1 管材一覧表（参考）

規格	名称	材質記号	適用流体	適用圧力	備考
JIS G 3454	圧力配管用 炭素鋼鋼管	STPG370 STS	高圧油系統	4.9-13.7MPa	
JIS G 3455	高圧配管用 炭素鋼鋼管	STPG370	高圧油系統	20.6MPa 以下	
JOHS102	油圧配管用 精密炭素鋼鋼管	OST-2	高圧油系統	34.3MPa 以下	
JIS G 3452	配管用炭素鋼鋼管	SGP	雑用空気系統 燃料油系統 排水・汚水系統	980kPa 未満	一般配管用
JIS G 3457	配管用アーク溶接 炭素鋼鋼管	STPY400	排気系統	980kPa 未満	大口径用
JIS G 3452	配管用 炭素鋼鋼管	SGP SGP-ZN	冷却水系統 計装用空気系統	980kPa 未満	
JIS K 6741	硬質塩化ビニル管	HIVP VP、VU	酸・アルカリ系統 水道用上水系統	980kPa 未満	
	樹脂ライニング鋼管	SGP+樹脂	酸・アルカリ系統 水道用上水系統		流体により 選定
JIS G 3442	水道用 亜鉛メッキ鋼管	SGP-W	排水系統	静水頭 100m マテ [△]	給水用

4 塗装

塗装については、耐熱、耐薬品、防食、配色等を考慮すること。なお、配管の塗装については、各流体別に色分けし、流体表示と流れ方向を明記すること。配管塗装のうち、法規等で全塗装が規定されているもの以外は、識別リボン方式とすること。

5 機器構成

- (1) 主要な機器の運転操作には、必要に応じて操作室から遠隔操作と現場操作切替が可能とすること。
- (2) 振動・騒音の発生する機器には、防振・防音対策に十分配慮すること。
- (3) 粉じんが発生する場所には、集じん設備や散水装置を設ける等適切な防塵対策を講じ、作業環境の保全に配慮すること。
- (4) 臭気が発生する場所には、負圧管理、密閉化等適切な臭気対策を講じること。
- (5) 可燃性ガス発生のおそれのある場所には、防爆対策を十分行い、爆風を逃がせるように配慮し、二次災害を防止すること。

- (6) 手選別用等、ベルトコンベヤを採用する場合は、機側に緊急停止装置や一時停止ボタンを設ける等、安全対策を講じること。
- (7) 各設備の機側には運転停止ボタンを設けること。
- (8) 使用頻度の高いポンプ類及び重要なポンプ類は、故障しても運転に支障を来さないよう速やかに復旧が行えるよう計画すること。
- (9) 機器能力については、処理物の変動を踏まえた設計とし、コンベヤについては、必要に応じて速度調整が行えるようにすること。

6 地震対策

建築基準法、消防法、労働安全衛生法、建築構造設計基準（国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修）、発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成9年通商産業省令第51号）等の関係法令、基準等に準拠した設計とし、以下を考慮したものとする。

- (1) 感震装置により地震を感知し、一定規模以上の地震に対して自動的に供給設備及び破碎選別設備等を停止させ、機器の損傷による二次災害を防止するような緊急停止システム等を基本とすること。
- (2) 薬品タンクの設置については、薬品種類毎に必要な容量の防液堤を設けること。なお、混入リスクのないものは共用を可とする。
- (3) 油圧ユニット等の油タンクについては、必要容量の防油堤を設けること。
- (4) 二次災害の発生要因となる設備と一般通路や点検通路との位置関係を考慮し、二次災害を防止するため、すみやかに処理工程を安全・確実に停止できるよう操作室等要所に緊急停止ボタンを設けること。
- (5) 電源あるいは計装用空気源が断たれた時は、各バルブ、ダンパ等の動作方向はプロセスの安全側に働くこと。
- (6) プラント機器、建築設備双方に関連する設備がある電気関連設備及び用水関連設備等については、以下に示すものを重要機器として位置付け、震度設計の水準について整合を図ること。必要に応じて追加すること。

表 3-2 重要機器（参考）

<ul style="list-style-type: none"> ・ ゴミ計量器 ・ プラットホーム出入口扉 ・ 各投入扉 ・ 各ゴミクレーン ・ 電気設備 ・ 消防設備 ・ 消火水槽 ・ 消火ポンプ ・ 給排水設備（受水槽等含む） ・ 非常用発電機系統の機器等 ・ その他必要な設備

7 コンベヤ類

- (1) 搬送物、搬送量、傾斜角、発じん性、負荷変動等に応じて、条件に最も適した形式、仕様とすること。
- (2) コンベヤ乗継部の閉塞を防止できるものとする。
- (3) 原則として全長にわたり、点検歩廊を設けること。
- (4) 事故防止のため、コンベヤのどの位置でも、緊急停止措置可能とすること。
- (5) 事故時の上流側へのインターロック機構を確保すること。
- (6) 粉じんの発生するものを搬送するコンベヤは、原則として密閉式とし、機内から吸引して集じん処理すること。
- (7) 各コンベヤベルトは、用途や使用環境に応じて難燃性、重耐油性、耐摩耗性等の特性を具備すると共に蛇行防止を図ること。
- (8) 火災の自動検知と連動して破砕機内に散水・消火できるよう計画すること。
- (9) 必要に応じて、コンベヤの両側に点検歩廊を設けることとし、コンベヤを横断できる安全な通路を適所に確保すること。
- (10) 破砕ごみ等の火災が想定されるものを搬送するコンベヤは、消火用の散水ノズルを設け、かつ点検・補修が容易に行える構造とすること。また、コンベヤ上部の温度や火炎等を検知し、監視用の耐熱ITV等により中央操作室にて確認できるようにするとともに、警報を表示及び通知し、遠隔手動による散水も可能とすること。

8 火災・発煙等対策

リチウムイオン電池等を由来とする発火・発煙対策として、個別機器に記載の事項を含め、以下を考慮したものとすること。

(1) 防爆対策

- 1) 可燃性ガス発生のおそれのある場所には、防爆対策を十分行い、爆風を逃がせるように配慮し、二次災害を防止すること。
- 2) 爆発・ガス濃度検知器等を必要な個所に設置すること。
- 3) 防爆性能を考慮した破碎機型式の選定を行うこと。

(2) 発火検知対策

- 1) ごみピット、破碎機及びその後段の機器、貯留場所等、発火の恐れがある場所には、火災・発煙・温度等の検知器を必要な個所に設置すること。
- 2) 目視点検のための十分な点検場所や消火窓等を設置すること。

(3) 発火初期対策

- 1) 火災の自動検知及び通知と連動して、発火の恐れがある場所に自動散水・消火できるよう計画すること。
- 2) 初期消火に十分な散水容量を確保すること。
- 3) 効果的な散水位置及び検知器との連動制御を計画すること。
- 4) 破碎物搬送コンベヤは難燃性とすること。
- 5) ベルトコンベヤにおける搬送物の飛散・発じん防止用のカバーを設置する場合は、脱着が容易な構造とすること。
- 6) 発火時に手動で設備を停止することができる機能を備えること。
- 7) 発火の恐れがある箇所には放水銃等の消火設備を設置すること。
- 8) 無人時における火災通知設備（必要に応じて初期消火対策）を設置すること。

(4) 消火対策

- 1) 消火活動のための十分な点検場所や消火窓等を設置すること。

9 重機類・車両等の仕様

- (1) 管理運営業務に必要な重機類・車両等を納入すること。
- (2) 重機類・車両の選定にあたっては、環境配慮型を選定すること。

10 その他

- (1) 破碎機その他選別設備等の必要な個所に荷役用ハッチ、電動ホイストを設けること。
- (2) 交換部品重量が、100kgを超える機器の上部には、必要に応じて吊りフック、ホイスト、及びホイストレールを設置すること。なお、100kg以下についても必要な箇所には対策を行うこと。

3 プラットホーム出入口扉（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目（1基につき）
 - 1) 扉寸法幅 [] m×高さ [] m 以上
 - 2) 材質 []
 - 3) 駆動方式 []
 - 4) 操作方式 自動・現場手動
 - 5) 車両検知方式 []
 - 6) 開閉時間 [開 秒、閉 秒] 以内
 - 7) 駆動装置 []
- (4) 特記事項
 - 1) 車両通過時は、扉が閉まらない安全対策を講じた構造とすること。検知方式の異なる車両感知センサーにより二重化し、安全に配慮した計画とすること。
 - 2) 駆動動力喪失時でも手動で開くことができるようにすること。
 - 3) 一般連絡用扉を設けること。
 - 4) 入り口側には、プラットホーム満車状態が確認できる一時待機の電子表示を行うこと。
 - 5) 浸水水位 3m に対応する浸水対策に応じて、必要に応じて防水性能を確保すること。

4 ランプウェイ（土木・建築工事に含む）

- (1) 路面の舗装はコンクリート舗装とし、滑り止めを考慮した仕上げとすること。
- (2) 縦断勾配は 10%以下、上部下部に緩和勾配を設けること。
- (3) 幅員は一方通行 3.5m 以上とすること。
- (4) 両側に車両の転落防止のための鉄筋コンクリート構造壁を設けること。
- (5) ランプウェイに取り付く構内道路部分は、車両通行による劣化防止を考慮すること。
- (6) ランプウェイ下部のスペースを有効活用できるものとする。

5 プラットホーム（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 屋内式
- (2) 通行方式 一方通行式
- (3) 構造 鉄筋コンクリート構造
- (4) 主要項目
 - 1) 幅員 18m 以上
 - 2) 高さ 7m 以上
 - 3) 床仕上げ []
- (5) 特記事項
 - 1) プラットホームは、各搬入車両の円滑な搬入・退出、安全かつ容易な投入作業が可能となる配置・スペース、構造を持つものとする。
 - 2) 本プラットホームには洗浄栓、手洗栓、便所、消火栓を設けること。
 - 3) 本プラットホーム内の車両の運行に障害にならない位置かつ出入口が目視可能な位置にプラットホーム監視室を設けること。

- 4) プラットホームには、危険物、処理不適物、燃やさないごみや粗大ごみから製品プラスチックを可能な限り受入時で別途回収するためのごみの荷下ろし・展開・分別を考慮したスペースを確保すること。また、回収物を搬出・適正ルートに投入するまでの一次貯留スペースを設けること。
- 5) 各投入扉間には投入作業時の安全区域（マーク等）を設けること。
- 6) プラットホームは、車両通行時以外は常閉鎖とし、臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。
- 7) 出入口同時開放のない構造・計画とすること。
- 8) プラットホームは、給気口等を分散設置することにより、内部空気の滞留がない構造とすること。
- 9) プラットホームは、幅員は有効 18m 程度、高さは有効 7m 以上とし、搬入車両が障害となることなく作業ができる構造とすること。
- 10) プラットホームの床は、十分な強度と耐久性を確保し、滑りにくく清掃しやすい構造とすること。また、1.5%程度の水勾配をもたせ、排水側溝を設置すること。下階に室を設ける場合は、防水および保護コンクリートを施すこと。
- 11) プラットホームはトップライト又は窓からできるだけ自然光を採り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つこと。トップライト等は、台風時のガラス割れ、飛散防止対策を施したものとし、清掃が可能な計画とすること。
- 12) プラットホームの汚水は、ピット又はピット排水貯留槽へ排出すること。
- 13) 投入扉間に安全地帯（マーク又は縁石）を確保すること。
- 14) 各投入扉付近の柱に安全带取付け用フック（丸環程度）を設けること。
- 15) 搬入出車両等の作業の障害とならないように、構造スパンおよび柱位置に配慮すること。
- 16) プラットホームに面する建具は、ステンレス製とすること。

第3節 燃やさないごみ・粗大ごみ処理系列

1 燃やさないごみ投入扉

- (1) 形式 観音開き式
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目
- 1) 寸法（開口部） 幅 3m 高さ 5m 以上
 - 2) 主要部材質 見掛け部 SUS 板厚 [] mm
 - 3) 駆動方式 []
 - 4) 開閉時間 10 秒以内（全扉開閉時）
 - 5) 操作方式 自動・遠隔・現場手動（インターロック装置含む）
 - 6) 制御方式 車両感知自動制御
 - 7) 付属品 []
- (4) 特記事項
- 1) 扉番号表示板、誘導表示灯を設け、動作始動警報装置等各種安全対策を施すこと。
 - 2) 本扉はクレーン操作室、プラットホーム監視室からの開閉操作が可能とし、クレーンバケット接近時の開不可インターロック機能を具備すること。
 - 3) 全閉時の気密性を極力保てる構造とする。
 - 4) 扉開閉時に扉とクレーンバケットが接触しないこと。
 - 5) 本扉の車止めは、高さ 200mm 程度とし、掃除口を設け、十分な強度及び耐久性を持たせること。掃除口はピット内に投入しやすい構造とすること。
 - 6) 駆動用装置はプラットホーム側に設置する。また、プラットホーム側からの点検が容易に行えるようすること。
 - 7) 扉ヒンジ部等給油の必要箇所については、集中給油方式、又は無給油方式とする。
 - 8) 操作方式は自動及び手動とし、自動開閉時の検知はループコイル式又は超音波式とし、光電管による二重化を図ること。

2 燃やさないごみピット（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 水密性鉄筋コンクリート造
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
- 1) 容量 [] 以上（3 日分）
 - 2) 単位体積重量 0.086t/m³
 - 3) 寸法幅 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- 1) 搬入車両とクレーンバケットとの衝突を防ぐよう配置すること。
 - 2) 容量は原則として、ピット底面からプラットホームレベルまでの高さで算定すること。
 - 3) ピット内より臭気が外部にもれないよう、建屋の密閉性を考慮すること。
 - 4) 万一人がピットに転落した場合を考慮して、転落者を救助するための装置及び保護具を設けること。

- 5) ピットは、コンクリートのひび割れを少なくし、ひび割れによる漏水を防止するために、マスコンクリート、水密コンクリート等を計画すること。ピットの底部および地下壁は、コンクリートのひび割れによる漏水を防止する対策を施すこと。
- 6) ピットの屋根面、クレーン操作室、見学者窓面等の結露に配慮した計画とすること。
- 7) ピットの内面は、クレーンの衝突による躯体保護を考慮し、十分な鉄筋の被り厚さを確保し、コンクリートの増し打ちをすること。
- 8) ピットの底部は、隅切り等により貯留物の取り残しのない構造とし補強すること。
- 9) ピットは底面に十分な排水勾配をとること。
- 10) ピット内への車両転落防止対策として、開口部の車止めのほかに、必要に応じて安全対策を講ずること。
- 11) ピット汚水貯留槽、汚水ポンプ室は、原則として鉄筋コンクリート壁で完全に囲うこと。
- 12) クレーン操作室から見やすい箇所に貯留量を判断する目盛線を 1 ヶ所以上に設置すること。
- 13) 火災（熱及び炎）を有効に検知できる装置を設置するものとし、万一の火災を考慮して、泡消火も可能なよう消火用自動放水銃を設けること。
- 14) 点検用マンホールは防臭仕様とし、2 箇所以上設置すること。
- 15) 無人時における火災通知設備を設置すること。
- 16) 前室に消火栓を設置すること。

3 燃やさないごみクレーン

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 形式 | 天井走行クレーン |
| (2) 数量 | 1 基 |
| (3) 主要項目 | |
| 1) 荷重 | |
| ① 吊上荷重 | [] t |
| ② 定格荷重 | [] t |
| 2) バケット主要項目 | |
| ① 形式 | [] |
| ② 数量 | 1 基以上 |
| 3) 容量 | |
| ① 掴み容量 | [] m ³ |
| ② 閉切り容量 | [] m ³ |
| 4) 主要部材 | |
| ① つめ | [] |
| ② ブッシュ | [] |
| ③ シェル | [] |
| 5) 主桁構造 | |
| ① 走行レール | [] kg/m 以上 |
| ② 横行レール | [] kg/m 以上 |

巻上、走行、横行の各動作は、それぞれ単独の電動機により行うこと。ランウェイガーダとレールの間、防音、防振対策を行うこと。

③ ワイヤロープ

4本掛（2ドラム）JIS G 3525、6×Fi(29)、普通Zより及び普通Sよりを使用すること。ワイヤドラム直径とワイヤロープの直径の比は、25倍以上とすること。

(4) ごみの単位体積重量

- 1) 定格荷重算出用 [] t/m³
 2) 稼働率算出用 [] t/m³

(5) 各速度及び電動機

	走行	横行	巻上げ・下げ	バケット開閉
速度	[] m/min 以上	[] m/min 以上	[] m/min 以上	開 [] sec 閉 [] sec 程度
電動機	[]	[]	[]	[]
速度制御方式	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	—
出力	[] kW	[] kW	[] kW	[] kW

(6) 稼働率 [] %以下

(7) 操作方式 []

(8) 給電方式 キャブタイヤケーブル・カーテンハンガ式

(9) 付属品 制御装置、計量装置、表示装置、操作卓 他

(10) 荷重指示記録積算装置

クレーン別に計重装置を設け、積算機構は共用すること。計重値はデジタル表示とすること。

- 1) 日付 6桁
- 2) ホッパ番号 1桁
- 3) クレーン番号 1桁
- 4) 回数 3桁
- 5) 時刻 4桁
- 6) 計重値 4桁
- 7) 小計(中間計) 4桁
- 8) 合計(積算計) 4桁(1日及び1月)

(11) 特記事項

- 1) クレーン及びガーダ上に設ける電動機及び電装品は、防じん、防滴型とすること。
- 2) クレーン及びガーダは操作中に生じる衝撃に耐えうるよう計画すること。
- 3) ホッパへの投入時、飛散を回避し得る開閉動作機能を装備すること。
- 4) 予備バケット置き場を設け、適切に格納すること。
- 5) クレーンの自動格納（火災時の退避も含む）が可能なものとすること。
- 6) 計量管理上、記録、積算の機能を備えた装置を設けること。
- 7) クレーンの点検歩廊（歩廊幅：600mm以上）は両側に設けること。

- 8) クラブに電動ホイスト (2t 程度) を設置する。また、ホイストの操作は、機側 (無線式) 及びクレーン操作室で行うものとする。
- 9) 点検作業用のスペース並びに電源 (コンセント) を設置すること。
- 10) 各クレーンの停止位置 (格納場所) にクレーン点検用の照明を設けること。

4 燃やさないごみ受入ホッパ

本装置は、燃やさないごみクレーンから、燃やさないごみ受入コンベヤへ搬送するために設ける。

- (1) 形式 鋼板製溶接構造船底型
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 有効容量 [] m³
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 材質及び板厚 本体 [] 、厚さ [] mm
ライナー [] 、厚さ [] mm
 - 4) その他
- (4) 特記事項
 - 1) ホッパ天端は、プラットホームの床面とし、搬入車両の直接投入も可能とすること。
 - 2) 投入しないときのための着脱式安全柵を設けること。
 - 3) 重機による投入に適した構成とすること。
 - 4) 燃やさないごみ投入部付近集じん対策について考慮すること。

5 燃やさないごみ受入コンベヤ

本装置は、燃やさないごみ受入ホッパより投入された燃やさないごみを、燃やさないごみ手選別コンベヤへ運搬するために設ける。

- (1) 形式 鋼製エプロンコンベヤ
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/h
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 主要部材 []
 - 4) 傾斜角 []
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- (4) 特記事項
 - 1) 可逆転、可変速操作を可能とすること。
 - 2) ごみの飛散防止対策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
 - 3) 点検・補修が容易に行える構造とすること。

6 燃やさないごみ破袋・除袋機

本装置は、収集袋を引裂き、内容物のほぐし・ばらしを行うものである。必要に応じ、燃やさないごみ手選別コンベヤへの供給コンベヤを配置すること。

- (1) 形式 []

- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
- 1) 能力 [] t/h
 - 2) 破袋・除袋率 95%以上（多重に袋を使用したものはこの限りでない。）
 - 3) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 4) 電動機 [] V× [] P× [] kW
 - 5) 操作方式 []

(4) 特記事項

- 1) 本体の構造は、維持管理が容易にできるものとし、特に消耗し易い部分は、容易に取替ができる構造とすること。
- 2) 詰まり巻き込みの少ない構造とし、これらの除去が容易な構造とすること。
- 3) 振動、騒音の小さい構造とする。
- 4) 粉じん防止、ごみの脱落防止を考慮した構造とすること。

7 燃やさないごみ手選別コンベヤ

本装置は、燃やさないごみの中から異物を選別するものであり、粗大ごみ受入コンベヤへ運搬するために設ける。

- (1) 形式 ベルトコンベヤ
- (2) 数量 一式
- (3) 主要項目
- 1) 能力 [] t/h
 - 2) 機速 [] m/min
 - 3) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 4) 主要部材 []
 - 5) 駆動方式 []
 - 6) 操作方式 []
 - 7) 電動機 [] V× [] P× [] kW

(4) 特記事項

- 1) 不適物及び製品プラスチックを適切に取り除くために、十分な手選別人員を配置できるようにコンベヤ長さを決定すること。
- 2) 手選別速度の可変速操作を可能とすること。
- 3) 手選別コンベヤ直近に緊急停止装置を設けること。
- 4) コンベヤから落下物の生じにくい形状とすること。
- 5) 選別者から見やすい位置にコンベヤの運転表示灯を設けること。
- 6) 作業員が無理のない姿勢で選別作業を行えるよう計画すること。また、作業員がコンベヤへ常時接触する箇所にはクッション材を設けること。
- 7) ベルト面高さは、床上 800mm 程度とし、上下方向に調整し得る機構を装備すること。
- 8) 破砕機で万一爆発が起きた場合も、爆風の影響が最小限となるよう配置・構造とすること。
- 9) コンベヤ上部にフードを設け、十分な吸引及び給気により脱臭・集じん処理すること。
- 10) 作業員に対するスポット空調を設けること。
- 11) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 12) 上流の装置・機器等とのインターロック機能を装備すること。

- 13) 下流側において火災・爆発等のトラブル発生時、作業員の安全が確保できる対策を講ずるとともに、状況を確認することができるアナウンス及び室内モニタガイダンス表示を行うこと。

8 粗大ごみ受入ヤード（土木・建築工事に含む）

本ヤードは、粗大ごみの受入ヤードとして、プラットホーム内に設ける。

- (1) 形式 屋内式ヤード
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 プラットホームに準じる
- (4) 面積 [] m²
- (5) 貯留量 [] m³以上 (1日分)
- (6) 特記事項
- 1) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。
 - 2) 作業内容に応じた適切なスペース（柱によるデッドスペースや作業スペースの分散による利便性の低下を避けること。）を確保し、作業内容に合わせ、電源や換気設備、高圧洗浄設備、車両緩衝に対する安全対策等を適切に施すこと。
 - 3) 作業重機等の使用を考慮し十分な広さを確保すること。
 - 4) 荷下ろしによる衝撃、作業重機による衝撃、摩耗、損耗に耐える壁・床とすること。

9 粗大ごみ受入ホッパ

本装置は、粗大ごみ受入ヤードから、粗大ごみ受入コンベヤへ搬送するために設ける。投入は、重機または手作業によるものとする。

- (1) 形式 鋼板製溶接構造船底型
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
- 1) 有効容量 [] m³
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 材質及び板厚 本体 []、厚さ [] mm
ライナー []、厚さ [] mm
 - 4) その他
- (4) 特記事項
- 1) ホッパ天端は、プラットホームの床面とし、搬入車両の直接投入も可能とすること。
 - 2) 投入しないときのための着脱式安全柵を設けること。
 - 3) 重機による投入に適した構成とすること。
 - 4) 粗大ごみ投入部付近の集じん対策について考慮すること。

10 粗大ごみ受入コンベヤ

本装置は、粗大ごみ受入ホッパより投入された粗大ごみ及び燃やさないごみ手選別コンベヤから供給された燃やさないごみを、低速回転破碎機へ供給するために設ける。

- (1) 形式 エプロンコンベヤ
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目

- 1) 能力 [] t/h
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 主要部材 []
 - 4) 傾斜角 []
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- (4) 特記事項
- 1) 可逆転、可変速操作を可能とすること。
 - 2) 破砕機内での爆発が生じた際の爆発物や破砕物の衝撃に対し、十分な強度を有する堅牢な構造とすること。
 - 3) 飛散防止対策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
 - 4) 点検・補修が容易に行える構造とすること。

11 低速回転破砕機

本装置は、後続の高速回転破砕機の前処理及び同機における爆発防止対策を目的として設ける。保守、点検、部品交換が安易に行え、かつ堅牢な構造とすること。

- (1) 形式 多軸回転破砕機
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - 1) 破砕粒度 400mm 以下
 - 2) 処理能力 [] t/h
 - 3) 供給最大寸法 直径又は径 [] mm×長さ [] mm
 - 4) 回転数 [] min⁻¹
 - 5) 主要部材・軸径 []
 - 6) 電動機 [] V× [] P× [] kW
 - 7) 駆動方式 []
 - 8) 主要材質 []
 - 9) 操作方式 []
 - 10) 付属品 []
- (4) 特記事項
 - 1) 破砕機は摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とすること。また破砕刃は、耐摩耗性に富む耐久性の高いもので、部品交換も容易なこと。
 - 2) 遠隔操作する場合の点検整備時の安全対策に万全なものとする。
 - 3) 破砕機運転中、破砕機室内へ人が入った場合、入口部において侵入を検知し、中央操作室に警報を表示するとともに、上流のコンベヤ等を安全に自動停止すること。
 - 4) 点検作業時の安全対策として、点検口開時のインターロック機能を設けるとともに、作業場所付近の機側に緊急停止装置を設けること。
 - 5) 破砕不能時の警報表示、異物排出機能、異物の一時貯留コンテナを有すること。また、一時貯留した異物は、容易に運搬可能とすること。
 - 6) 破砕機室は、爆発・火災対策を考慮した鉄筋コンクリート造とし、前室と必要に応じて後室を設けること。適切な位置に大型機器の搬入出のための十分な広さを有する開口部を設け、ホイストを設置すること。爆発時に他系列に極力影響を与えないよう考

慮すること。過負荷対策として、破碎機の負荷により、自動的にごみの供給を停止する制御等、破碎機過負荷対策を講じること。

- 7) 爆発対策として、頑強な構造にするとともに、必要に応じて天井部等に爆風の逃がし口を設け、被害を最小限にとどめる機構とすること。
- 8) 火災の自動検知を行い関連機器・装置、換気装置等の自動停止及び現場各要所に中央操作室へ警報表示すること。なお、火災発生時において、消火設備（自動及び遠隔手動）による消火及び無人時における火災通知設備を設置すること。
- 9) 室内温度、換気、騒音・振動対策、粉じん対策に配慮するものとし、必要な箇所に掃除用水栓、排水溝を設けること。
- 10) 破碎機投入口直前及び内部を監視する ITV 監視装置を設け、遠隔監視・録画できるように配慮すること。
- 11) 破碎機の振動を検知し、中央操作室に警報を表示すること。

12 破碎機用油圧ユニット

- (1) 形式 油圧ユニット式
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] m³/h
 - 2) 使用圧力 [] kPa
 - 3) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 4) 操作方式 遠隔現場手動（現場優先）
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
 - 6) 油圧タンク容量 [] l
- (4) 付属品 油圧タンク、油圧ポンプ、ろ過器、スイッチ、各種計器、弁類、故障表示、警報等

13 一次破碎物搬送コンベヤ

本装置は、低速回転破碎機で粗破碎された一次破碎物を、高速回転破碎機へ供給するために設ける。

- (1) 形式 エプロンコンベヤ
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/h
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 主要部材・板厚 []
 - 4) 傾斜角 []
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- (4) 特記事項
 - 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
 - 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
 - 3) 必要に応じて可変速機能を考慮すること。

- 4) 火災の自動検知を行い関連機器・装置、換気装置等の自動停止及び現場各要所に中央操作室へ警報表示すること。なお、火災発生時において、消火設備（自動及び遠隔手動）による消火及び無人時における火災通知設備を設置すること。

14 高速回転破砕機

本装置は、一次破砕物供給コンベヤより供給される一次破砕物を指定する破砕粒度以下に細破砕するために設ける。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - 1) 処理能力 [] t/h 破砕粒度 150mm 以下
 - 2) 投入口寸法 [] mm× [] mm
 - 3) ロータ径 径 [] mm×幅 [] mm
 - 4) 回転数 [] min⁻¹
 - 5) 主要部材・軸径 []
 - 6) 電動機 [] V× [] P× [] kW
 - 7) 駆動方式 []
 - 8) 操作方式 []
 - 9) 付属品 []
- (4) 特記事項
 - 1) 破砕機は摩耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検、整備が容易な構造とすること。また、破砕刃・ライナー等は、耐摩耗性に富む耐久性の高いもので、部品交換も容易なこと。
 - 2) 破砕機の負荷変動に応じて、前段のコンベヤの速度制御を行うこと。なお必要に応じて適切な供給フィーダを具備すること。
 - 3) 破砕機の負荷に応じて、自動的にごみの供給を停止する制御等、破砕機過負荷対策を講じること。また、非常停止装置を設けること。
 - 4) 破砕機運転中、破砕機室内へ人が入った場合、入口部において侵入を検知し、中央操作室に警報を表示するとともに、上流の機器、破砕機等を自動停止すること。
 - 5) 点検作業時の安全対策として、点検口開時のインターロック機能を設けるとともに、作業場所付近の機側に緊急停止装置を設けること。
 - 6) 破砕機室は、爆発・火災対策を考慮した鉄筋コンクリート造とし、前室と必要に応じて後室を設け必要箇所にはグレーチング、縞鋼板の通路、階段、手摺等を設けること。
 - 7) 適切な位置に大型機器の搬入出のための十分な広さを有する防爆扉等を設け、上部にメンテナンスホイストを設置すること。
 - 8) 爆発対策として、頑強な構造にするとともに、天井部等に爆風の逃がし口を設け、被害を最小限にとどめる機構とすること。
 - 9) 火災の自動検知を行い関連機器・装置、換気装置等の自動停止及び現場各要所に中央操作室へ警報表示すること。なお、火災発生時において、消火設備（自動及び遠隔手動）による消火及び無人時における火災通知設備を設置すること。
 - 10) 可燃性ガスの自動検知から、不活性ガス等の自動注入等による酸素濃度の低下対策、又は、ファンによる可燃性ガスの強制置換を行うこと。

- | | |
|------------|------------------------------|
| 1) バンカ本体 | 1 基 |
| 2) 排出ゲート | 2 組 |
| 3) ロードセル | 4 個 |
| 4) 油圧シリンダー | [] 本 (排出ゲート 1 組につき 2 本) |
| 5) 表示灯設備 | 一式 |
| 6) 架台 | 一式 |

(5) 特記事項

- 1) 本装置の形状は、搬出車荷台に合致した落下口とし、粉じんの飛散や磨耗・固着を考慮した構造とすること。
- 2) 本装置は出入口を閉めた状態で、搬出車が円滑に作業できる配置とすること。
- 3) 本装置より搬出車荷台に荷下しする際に、車両を移動しないで、できるだけ荷台に均一に積載できるような対策を考慮すること。
- 4) 本装置には、バンカへの貯留状況が判るように、搬出場に表示灯を設けると共に、中央操作室にて状況を把握できるよう考慮すること。
- 5) 本装置内でのブリッジ防止のために、必要な処置を考慮すること。
- 6) 積み込み時、極力衝撃を与えない機構を装備すること。
- 7) 積み込み時の粉じん飛散防止、火災時の消火が行える散水設備を設けること。

25 アルミ類搬送コンベヤ ※必要に応じて設置

本装置は、アルミ選別機で選別されたアルミ類をアルミ類貯留バンカに搬送するために設ける。

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 形式 | ベルトコンベヤ |
| (2) 数量 | 1 基 |
| (3) 主要項目 | |
| 1) 能力 | [] t/h |
| 2) ベルト速度 | [] m/min |
| 3) 主要寸法 | 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m |
| 4) 主要部材・板厚 | [] |
| 5) 傾斜角 | [] |
| 6) 電動機 | [] V× [] P× [] kW |

(4) 特記事項

- 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
- 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 3) コンベヤのベルトは、原則として、難燃性耐油ベルト等を使用し、蛇行防止を図ること。
- 4) シュート式とする場合は、磨耗・損傷による穴あきが生じない材質及び構造とすること。

26 アルミ類貯留バンカ

本装置は、選別されたアルミを貯留するために設ける。

- | | |
|--------|--------------|
| (1) 形式 | 溶接鋼板製 |
| (2) 数量 | 1 基 (内部二分割式) |

(3) 主要項目 (1基につき)

- 1) 容量 二分割の片側で 10t 車での搬出に適正な容量
- 2) 主要部材・板厚 SS400 : 6mm 同等品以上
- 3) 排出ゲート
 - ① 形式 油圧カットゲート方式等
(駆動法式は電動式も提案可能)
 - ② 操作方式 現場手動

(4) 主要機器 (1基につき)

- 1) バンカ本体 1基
- 2) 排出ゲート 2組
- 3) ロードセル 4個
- 4) 油圧シリンダー [] 本 (排出ゲート 1組につき 2本)
- 5) 表示灯設備 一式
- 6) 架台 一式

(5) 特記事項

- 1) 本装置の形状は、搬出車荷台に合致した落下口とし、粉じんの飛散や磨耗・固着を考慮した構造とすること。
- 2) 本装置はシャッターを閉めた状態でも、搬出車が円滑に作業できる配置とすること。
- 3) 本装置より搬出車荷台に荷下しする際に、車両を移動しないで、できるだけ荷台に均一に積載できるような対策を考慮すること。
- 4) 本装置には、バンカへの貯留状況が判るように、搬出場に表示灯を設けると共に、中央操作室にて状況を把握できるよう考慮すること。
- 5) 本装置内でのブリッジ防止のために、必要な処置を考慮すること。
- 6) 積み込み時、極力衝撃を与えない機構を装備すること。
- 7) 積み込み時の粉じん飛散防止、火災時の消火が行える散水設備を設けること。

27 可燃物搬送コンベヤ ※必要に応じて設置

本装置は、アルミ選別機からの残渣を可燃物貯留バンカに搬送するために設ける。

- (1) 形式 ベルトコンベヤ
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/h
 - 2) ベルト速度 [] m/min
 - 3) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 4) 主要部材・板厚 []
 - 5) 傾斜角 []
 - 6) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- (4) 特記事項

- 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
- 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 3) コンベヤのベルトは、原則として、難燃性耐油ベルト等を使用し、蛇行防止を図ること。

- 4) シュート式とする場合は、磨耗・損傷による穴あきが生じない材質及び構造とすること。

28 可燃物貯留バンカ

本装置は、選別された可燃物を貯留するために設ける。

- (1) 形式 溶接鋼板製
- (2) 数量 1基（内部二分割式）
- (3) 主要項目（1基につき）
 - 1) 容量 二分割の片側で10t車での搬出に適正な容量
 - 2) 主要部材・板厚 SS400：6mm同等品以上
 - 3) 排出ゲート
 - ① 形式 油圧カットゲート方式等
（駆動法式は電動式も提案可能）
 - ② 操作方式 現場手動
- (4) 主要機器（1基につき）
 - 1) バンカ本体 1基
 - 2) 排出ゲート 2組
 - 3) ロードセル 4個
 - 4) 油圧シリンダー []本（排出ゲート1組につき2本）
 - 5) 表示灯設備 一式
 - 6) 架台 一式
- (5) 特記事項
 - 1) 本装置の形状は、搬出車荷台に合致した落下口とし、粉じんの飛散や磨耗・固着を考慮した構造とすること。
 - 2) 本装置はシャッターを閉めた状態でも、搬出車が円滑に作業できる配置とすること。
 - 3) 本装置より搬出車荷台に荷下しする際に、車両を移動しないで、できるだけ荷台に均一に積載できるような対策を考慮すること。
 - 4) 本装置には、バンカへの貯留状況が判るように、搬出場に表示灯を設けると共に、中央操作室にて状況を把握できるよう考慮すること。
 - 5) 本装置内でのブリッジ防止のために、必要な処置を考慮すること。
 - 6) 積み込み時、極力衝撃を与えない機構を装備すること。
 - 7) 積み込み時の粉じん飛散防止、火災時の消火が行える散水設備を設けること。

第4節 かん処理系列

1 かん受入ヤード（土木・建築工事に含む）

本ヤードは、かんの受入ヤードとして、プラットホーム内に設ける。

- (1) 形式 屋内式ヤード
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 プラットホームに準じる
- (4) 面積 [] m²
- (5) 貯留量 [] m³以上 (2日分)
- (6) 特記事項

- 1) ヤードには清掃用散水設備、排水側溝を設けること。
- 2) 作業内容に応じた適切なスペース（柱によるデッドスペースや作業スペースの分散による利便性の低下を避けること。）を確保し、作業内容に合わせ、電源や換気設備、高圧洗浄設備、車両緩衝に対する安全対策等を適切に施すこと。
- 3) 作業重機等の使用を考慮し十分な広さを確保すること。
- 4) 荷下ろしによる衝撃、作業重機による衝撃、摩耗、損耗に耐える壁・床とすること。

2 かん受入ホッパ

本装置は、かん受入ヤードから、かん受入コンベヤへ搬送するために設ける。投入は、重機または手作業によるものとする。

- (1) 形式 鋼板製溶接構造船底型
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - 1) 有効容量 [] m³
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 材質及び板厚 本体 []、厚さ [] mm
ライナー []、厚さ [] mm
 - 4) その他
- (4) 特記事項

- 1) 投入しないときのための着脱式安全柵を設けること。
- 2) フォークリフト、ショベルローダによる投入に適した構成とすること。
- 3) かん投入部付近の安全対策及び集じん対策について考慮すること。

3 かん受入コンベヤ

本装置は、かん受入ホッパより投入されたかみを、かん手選別コンベヤへ運搬するために設ける。

- (1) 形式 鋼製エプロンコンベヤ
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/h

- 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
- 3) 主要部材 []
- 4) 傾斜角 []
- 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW

(4) 特記事項

- 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
- 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 3) 可逆転、可変速操作を可能とすること。

4 かん手選別コンベヤ

本装置は、かんの中から異物を選別するものである。

(1) 形式 ベルトコンベヤ

(2) 数量 一式

(3) 主要項目

- 1) 能力 [] t/h
- 2) 機速 [] m/min
- 3) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
- 4) 主要部材 []
- 5) 駆動方式 []
- 6) 電動機 [] V× [] P× [] kW

(4) 特記事項

- 1) 異物を取り除くために、十分な手選別人員を配置できるようにコンベヤ長さを決定すること。
- 2) 手選別速度の可変速操作を可能とすること。
- 3) 手選別コンベヤ直近に緊急停止装置を設けること。
- 4) コンベヤから落下物の生じにくい形状とすること。
- 5) 選別者から見やすい位置にコンベヤの運転表示灯を設けること。
- 6) 作業員が無理のない姿勢で選別作業を行えるよう計画すること。また、作業員がコンベヤへ常時接触する箇所にはクッション材を設けること。
- 7) ベルト面高さは、原則として床上 800mm 程度とし、上下方向に調整し得る機構を装備すること。
- 8) コンベヤ上部にフードを設け、十分な吸引及び給気により脱臭・集じん処理すること。
- 9) 作業員に対するスポット空調を設けること。
- 10) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 11) 上流の装置・機器等とのインターロック機能を装備すること。
- 12) 下流側において火災等のトラブル発生時、状況を確認することができるアナウンス及び室内モニタガイダンス表示を行うこと。

5 かん磁力選別機

本装置は、搬送されたかんからスチールかんを磁力選別により回収するために設ける。

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 主要項目

- 1) 処理能力 [] t/h
- 2) ベルト速度 [] m/min
- 3) ベルト寸法 幅 [] mm×長さ [] mm
- 4) 磁力容量 [] ガウス～ [] ガウス
- 5) 構造・材質 []
- 6) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- 7) 操作方式 []

6 かんアルミ選別機

本装置は、搬送されたかんからアルミかんを回収するために設ける。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目
 - 1) 処理能力 [] t/h
 - 2) 寸法 幅 [] mm×長さ [] mm
 - 3) 駆動方式 []
 - 4) 電動機 [] V× [] P× [] kW
 - 5) 操作方式 []

7 かん金属圧縮機

本設備は、選別されたスチールかんとアルミかんを圧縮するために設ける。

- (1) 形式 油圧一方締式又は油圧二方締式
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目(1 基につき)
 - 1) 処理能力
 - ① スチールかん処理時 [] t/h
 - ② アルミかん処理時 [] t/h
 - 2) 圧縮力
 - ① 最大 [] MPa
 - ② 通常 [] MPa
 - 3) 成型寸法 500mm×600mm×400～500mm
 - 4) 構造・材質 []
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
 - 6) 操作方式 現場手動
- (4) 油圧装置
 - 1) 形式 []
 - 2) 数量 1 基
 - 3) 容量 [] ℓ/min
 - 4) 圧力最大 [] MPa 常用 [] MPa
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
 - 6) 操作方式現場手動

(5) ローラコンベヤ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基

(6) 特記事項

- 1) スチールかん・アルミかんの専用・兼用の事由は問わない。
- 2) 適切な圧縮力の選択可能な構成とする。

8 圧縮かんストックヤード（土木・建築工事に含む）

本設備は圧縮したかんを保管し、運搬車両に積込むために設ける。

- (1) 形式 屋内式ヤード
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 プラットホームに準じる
- (4) 単位体積重量 [] t/m³
- (5) 面積 [] m²
- (6) 貯留量 [] m³ [] 日分
- (7) 特記事項
 - 1) 圧縮かんはパレット積みとする。

第5節 びん処理系列

1 コンテナ受入ヤード（土木・建築工事に含む）

本設備は、搬入されるびん入りの専用コンテナ（600mmW×400mmL×330mmH）を受け取るために設ける。

- (1) 形式 屋内式ヤード
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 プラットホームに準じる
- (4) 面積 [] m²
- (5) 貯留量 [] m³（4日分）
- (6) 特記事項

- 1) ヤードには清掃用高圧洗浄設備、排水側溝を設けること。
- 2) 作業内容に応じた適切なスペース（柱によるデッドスペースや作業スペースの分散による利便性の低下を避けること。）を確保し、作業内容に合わせ、電源や換気設備、高圧洗浄設備、車両緩衝に対する安全対策等を適切に施すこと。
- 3) 作業重機等の使用を考慮し十分な広さを確保すること。
- 4) 一時貯留に十分なスペースを確保すること。

2 コンテナ受入装置

本装置は、コンテナ受入ヤードからフォークリフト等で搬入されたびん入りの専用コンテナから生きびんとそれ以外の選別を行ったうえで、コンテナ反転装置に供給するために設ける。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - 1) 有効容量 [] m³
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×高さ [] m
 - 3) 材質及び板厚 本体 []、厚さ [] mm
 - 4) その他
- (4) 特記事項

- 1) 投入しないときのための着脱式安全柵を設けること。
- 2) フォークリフトによるコンテナの上架、離脱が容易に行える構造とすること。

3 コンテナ反転装置

本装置は、専用コンテナを反転させて、びんをびん受入コンベヤに供給するために設ける。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] kg/h 以上
 - 2) 作動時間 [] sec（1サイクル）
 - 3) 寸法 幅 [] mm×長さ [] mm×高さ [] mm
 - 4) 電動機 [] V× [] P× [] kW

(4) 特記事項

- 1) びんの割れが極力発生しない構造とすること。

4 びん受入コンベヤ

本装置は、コンテナ反転装置から供給されたびん（無色、茶色、その他色）をびん自動選別装置に供給するために設ける。

- (1) 形式 []
(2) 数量 [] 基
(3) 主要項目
1) 能力 [] t/1h
2) 操作方式 現場及び遠隔自動
(4) 特記事項
1) 点検、補修が容易に行える構造とする。

5 びん自動選別装置

本装置は、びんを色選別し、カレット（無色、茶色、その他色）として回収するために設ける。

- (1) 形式
(2) 数量 1 基
(3) 主要項目
1) 能力
2) 主要寸法
3) 操作方式 連動及び遠隔・現場手動
(4) 特記事項
1) 点検、補修が容易に行える構造とする。

6 びん手選別コンベヤ

本装置は、びん自動選別装置から供給されたカレット（無色、茶色、その他色）、残渣を選別し、分離、回収するものである

- (1) 形式 手選別方式
(2) 数量 一式
(3) 主要項目
1) 能力 [] t/1h
2) 操作方式 現場及び遠隔自動
(4) 設計基準
1) びん手選別コンベヤは専用の室に設けること。
2) 手選別は専用スペースにて計画し、作業性を考慮するとともに、手選別コンベヤが配置されている区画毎に緊急停止装置を設けること。
3) 無色、茶色、その他色それぞれのカレットは、シュート、コンベヤ等を配し、直接、それぞれのカレットストックヤードに搬送される。

- 4) 装置を配置する室には、生きびんをコンテナに詰め込む一時貯留スペース、空コンテナを整理、整頓するスペースを確保し、一連の作業が選別装置の設置場所にて完了できるように計画すること。
- 5) 選別作業を実施するために、十分な手選別人員を配置できるようにコンベヤ長さを決定すること。
- 6) 手選別速度の可変速操作を可能とすること。
- 7) 手選別コンベヤ直近に緊急停止装置を設けること。
- 8) コンベヤから落下物の生じにくい形状とすること。
- 9) 選別者から見やすい位置にコンベヤの運転表示灯を設けること。
- 10) 作業員が無理のない姿勢で選別作業を行えるよう計画すること。また、作業員がコンベヤへ常時接触する箇所にはクッション材を設けること。
- 11) ベルト面高さは、床上 800mm 程度とし、上下方向に調整し得る機構を装備すること。
- 12) コンベヤ上部にフードを設け、十分な吸引及び給気により脱臭・集じん処理すること。
- 13) 作業員に対するスポット空調を設けること。
- 14) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 15) 上流の装置・機器等とのインターロック機能を装備すること。
- 16) 下流側において火災等のトラブル発生時、状況を確認することができるアナウンス及び室内モニタガイダンス表示を行うこと。

7 カレットストックヤード（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 屋内ヤード
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造
- (4) 面積
 - 1) カレット（無色） [] m²
 - 2) カレット（茶色） [] m²
 - 3) カレット（その他） [] m²
- (5) 特記事項
 - 1) 散乱防止用対策を講じること。

8 生きびん搬送コンベヤ

本装置は、回収した生きびん（専用コンテナ入り）を生きびん・空コンテナストックヤードに搬送するために設ける。

- (1) 形式 ローラコンベヤ
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/1h
 - 2) 操作方式 現場及び遠隔自動
- (4) 特記事項
 - 1) コンテナ転倒防止措置を講じること。
 - 2) 点検、補修が容易に行える構造とする。
 - 3) 形式は、コンテナに適したものを選定すること。

第6節 ペットボトル処理系列

1 ペットボトル投入扉

- (1) 形式 観音開き式
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目
- 1) 寸法（開口部） 幅 3m 高さ 5m 以上
 - 2) 主要部材質 見掛け部 SUS 板厚 [] mm
 - 3) 駆動方式 油圧駆動又は電動機駆動
 - 4) 開閉時間 10 秒以内（全扉開閉時）
 - 5) 操作方式 自動・遠隔・現場手動（インターロック装置含む）
 - 6) 制御方式 車両感知自動制御
 - 7) 付属品 []
- (4) 特記事項
- 1) 扉番号表示板、誘導表示灯を設け、動作始動警報装置等各種安全対策を施すこと。
 - 2) 本扉はクレーン操作室、プラットホーム監視室からの開閉操作が可能とし、クレーンバケット接近時の開不可インターロック機能を具備すること。
 - 3) 全閉時の気密性を極力保てる構造とする。
 - 4) 扉開閉時に扉とクレーンバケットが接触しないこと。
 - 5) 本扉の車止めは、高さ 200mm 程度とし、掃除口を設け、十分な強度及び耐久性を持たせること。掃除口はピット内に投入しやすい構造とすること。
 - 6) 駆動用装置はプラットホーム側に設置する。また、プラットホーム側からの点検が容易に行えるようすること。
 - 7) 扉ヒンジ部等給油の必要箇所については、集中給油方式、又は無給油方式とする。
 - 8) 操作方式は自動及び手動とし、自動開閉時の検知はループコイル式又は超音波式とし、光電管による二重化を図ること。

2 ペットボトルピット（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 水密性鉄筋コンクリート造
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
- 1) 容量 [] m³以上（3 日分）
 - 2) 単位体積重量 0.02t/m³
 - 3) 寸法幅 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- 1) 搬入車両とクレーンバケットとの衝突を防ぐよう配置すること。
 - 2) 容量は原則として、ピット底面からプラットホームレベルまでの高さで算定すること。
 - 3) ピット内より臭気が外部にもれないよう、建屋の密閉性を考慮すること。
 - 4) 万一人がピットに転落した場合を考慮して、転落者を救助するための装置及び保護具を設けること。

- 5) ピットは、コンクリートのひび割れを少なくし、ひび割れによる漏水を防止するために、マスコンクリート、水密コンクリート等を計画すること。ピットの底部および地下壁は、コンクリートのひび割れによる漏水を防止する対策を施すこと。
- 6) ピットの屋根面、クレーン操作室、見学者窓面等の結露を配慮した計画とすること。
- 7) ピットの内面は、クレーンの衝突による躯体保護を考慮し、十分な鉄筋の被り厚さを確保し、コンクリートの増し打ちをすること。
- 8) ピットの底部は、隅切り等により貯留物の取り残しのない構造とし補強すること。
- 9) ピットは底面に十分な排水勾配をとること。
- 10) ピット内への車両転落防止対策として、開口部の車止めのほかに、必要に応じて安全対策を講じること。
- 11) ピット汚水貯留槽、汚水ポンプ室は、原則として鉄筋コンクリート壁で完全に囲うこと。
- 12) クレーン操作室から見やすい箇所に貯留量を判断する目盛線を 1 ヶ所以上に設置すること。
- 13) 火災（熱及び炎）を有効に検知できる装置を設置するものとし、万一の火災を考慮して、泡消火も可能なよう消火用自動放水銃等設けること。
- 14) 点検用マンホールは防臭仕様とし、2 箇所以上設置すること。
- 15) 無人時における火災通知設備を設置すること。
- 16) 前室に消火栓を設置すること。

3 ペットボトルクレーン

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 形式 | 天井走行クレーン |
| (2) 数量 | 1 基 |
| (3) 主要項目 | |
| 1) 荷重 | |
| ① 吊上荷重 | [] t |
| ② 定格荷重 | [] t |
| 2) バケット主要項目 | |
| ① 形式 | [] |
| ② 数量 | 1 基以上 |
| 3) 容量 | |
| ① 掴み容量 | [] m ³ |
| ② 閉切り容量 | [] m ³ |
| 4) 主要部材 | |
| ① つめ | [] |
| ② ブッシュ | [] |
| ③ シェル | [] |
| 5) 主桁構造 | |
| ① 走行レール | [] kg/m 以上 |
| ② 横行レール | [] kg/m 以上 |

巻上、走行、横行の各動作は、それぞれ単独の電動機により行うこと。ランウェイガーダとレールの間、防音、防振対策を行うこと。

③ ワイヤロープ

4本掛（2ドラム）JIS G 3525、6×Fi(29)、普通Zより及び普通Sよりを使用すること。ワイヤドラム直径とワイヤロープの直径の比は、25倍以上とすること。

(4) ごみの単位体積重量

- 1) 定格荷重算出用 [] t/m³
 2) 稼働率算出用 [] t/m³

(5) 各速度及び電動機

	走行	横行	巻上げ・下げ	バケット開閉
速度	[] m/min 以上	[] m/min 以上	[] m/min 以上	開 [] sec 閉 [] sec 程度
電動機	[]	[]	[]	[]
速度制御方式	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	—
出力	[] kW	[] kW	[] kW	[] kW

(6) 稼働率 [] %以下

(7) 操作方式 []

(8) 給電方式 キャブタイヤケーブル・カーテンハンガ式

(9) 付属品 制御装置、計量装置、表示装置、操作卓 他

(10) 荷重指示記録積算装置

クレーン別に計重装置を設け、積算機構は供用すること。計重値はデジタル表示とすること。

- 1) 日付 6桁
- 2) ホッパ番号 1桁
- 3) クレーン番号 1桁
- 4) 回数 3桁
- 5) 時刻 4桁
- 6) 計重値 4桁
- 7) 小計(中間計) 4桁
- 8) 合計(積算計) 4桁(1日及び1月)

(11) 特記事項

- 1) クレーン及びガーダ上に設ける電動機及び電装品は、防じん、防滴型とすること。
- 2) クレーン及びガーダは操作中に生じる衝撃に耐えうるよう計画すること。
- 3) ホッパへの投入時、飛散を回避し得る開閉動作機能を装備すること。
- 4) 予備バケット置き場を設け、適切に格納すること。
- 5) クレーンはプラスチッククレーンと共用化を図ってもよい。共用化する場合、1基でそれぞれの能力を満足するとともに、稼働範囲全面を稼働可能とすること。
- 6) クレーンの自動格納が可能なものとすること。

- 7) 計量管理上、記録、積算の機能を備えた装置を設けること。
- 8) クレーンの点検歩廊（歩廊幅：600mm 以上）は両側に設けること。
- 9) クラブに電動ホイスト（2t 程度）を設置する。また、ホイストの操作は、機側（無線式）及びクレーン操作室で行うものとする。
- 10) 点検作業用のスペース並びに電源（コンセント）を設置すること。
- 11) 各クレーンの停止位置（格納場所）にクレーン点検用の照明を設けること。

4 ペットボトル投入ホッパ

本装置は、ペットボトルクレーンから、ペットボトル受入コンベヤへ搬送するために設ける。

- (1) 形式 鋼板製溶接構造船底型
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 有効容量 [] m³
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 材質及び板厚 本体 [] 、厚さ [] mm
ライナー [] 、厚さ [] mm
 - 4) その他
- (4) 特記事項
 - 1) ブリッジの起こらない構造・形状とすること。
 - 2) 投入時の衝撃に十分耐えられる強度を有する構造とすること。
 - 3) 防音対策を施すこと。

5 ペットボトル受入コンベヤ

本装置は、ペットボトル受入ホッパよりペットボトルを、ペットボトル手選別コンベヤへ運搬するために設ける。

- (1) 形式 鋼製エプロンコンベヤ
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/h
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 主要部材 []
 - 4) 傾斜角 []
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- (4) 特記事項
 - 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
 - 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
 - 3) 可逆転、可変速操作を可能とすること。

6 ペットボトル手選別コンベヤ

本装置は、ペットボトルの中から異物を選別するものである。

- (1) 形式 ベルトコンベヤ

(2) 数量 一式

(3) 主要項目

- 1) 能力 [] t/h
- 2) 機速 [] m/min
- 3) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
- 4) 主要部材 []
- 5) 駆動方式 []
- 6) 電動機 [] V× [] P× [] kW

(4) 特記事項

- 1) 異物を適切に取り除くために、十分な手選別人員を配置できるようにコンベヤ長さを決定すること。
- 2) 手選別速度の可変速操作を可能とすること。
- 3) 手選別コンベヤ直近に緊急停止装置を設けること。
- 4) コンベヤから落下物の生じにくい形状とすること。
- 5) 選別者から見やすい位置にコンベヤの運転表示灯を設けること。
- 6) 作業員が無理のない姿勢で選別作業を行えるよう計画すること。また、作業員がコンベヤへ常時接触する箇所にはクッション材を設けること。
- 7) ベルト面高さは、原則として床上 800mm 程度とし、上下方向に調整し得る機構を装備すること。
- 8) コンベヤ上部にフードを設け、十分な吸引及び給気により脱臭・集じん処理すること。
- 9) 作業員に対するスポット空調を設けること。
- 10) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 11) 上流の装置・機器等とのインターロック機能を装備すること。
- 12) 下流側において火災等のトラブル発生時、状況を確認することができるアナウンス及び室内モニタガイダンス表示を行うこと。

7 ペットボトル圧縮梱包機

本設備は、選別されたペットボトルを圧縮、梱包するものである。

(1) 形式 圧縮バンド結束式

(2) 数量 [] 基

(3) 圧縮率（成形品/原料） [] %以上

(4) 成形品

- 1) 成形品寸法 600mm×400mm×300mm 以上
- 2) 単位体積重量 [] t/m³

(5) ローラコンベヤ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []
- 3) 主要項目 [] 基

(6) 特記事項

- 1) 梱包品は、容易に型くずれを起こさないものとする。
- 2) 梱包形状、寸法、品質等は（財）日本容器包装リサイクル協会の分別基準適合物の引取りおよび再商品化に関する基準による。
- 3) 圧縮機の駆動方式は、油圧式とする。

- 4) 圧縮前に一時貯留ホッパを設置する。
- 5) 装置の付近に、一時貯留（パレット積み）のスペースを見込むこと。
- 6) パレット用の積込装置（ホイスト等）を設けること。

8 ペットボトルストックヤード（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 屋内ヤード
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造
- (4) 面積 [] m²
- (5) 特記事項
 - 1) 散乱防止用対策を講じること。
 - 2) 清掃用散水設備、排水側溝を設けること。

第7節 プラスチック処理系列

1 プラスチック投入扉

- (1) 形式 観音開き式
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目
- 1) 寸法（開口部） 幅 3m 高さ 5m 以上
 - 2) 主要部材質 見掛り部 SUS 板厚 [] mm
 - 3) 駆動方式 油圧駆動又は電動機駆動
 - 4) 開閉時間 10 秒以内（全屏開閉時）
 - 5) 操作方式 自動・遠隔・現場手動（インターロック装置含む）
 - 6) 制御方式 車両感知自動制御
 - 7) 付属品 []
- (4) 特記事項
- 1) 扉番号表示板、誘導表示灯を設け、動作始動警報装置等各種安全対策を施すこと。
 - 2) 本扉はクレーン操作室、プラットホーム監視室からの開閉操作が可能とし、クレーンバケット接近時の開不可インターロック機能を具備すること。
 - 3) 全閉時の気密性を極力保てる構造とする。
 - 4) 扉開閉時に扉とクレーンバケットが接触しないこと。
 - 5) 本扉の車止めは、高さ 200mm 程度とし、掃除口を設け、十分な強度及び耐久性を持たせること。掃除口はピット内に投入しやすい構造とすること。
 - 6) 駆動用装置はプラットホーム側に設置する。また、プラットホーム側からの点検が容易に行えるようすること。
 - 7) 扉ヒンジ部等給油の必要個所については、集中給油方式、又は無給油方式とする。
 - 8) 操作方式は自動及び手動とし、自動開閉時の検知はループコイル式又は超音波式とし、光電管による二重化を図ること。

2 プラスチックピット（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 水密性鉄筋コンクリート造
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
- 1) 容量 [] m³以上（2 日分）
 - 2) 単位体積重量 0.031t/m³
 - 3) 寸法幅 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
- (4) 付属品 []
- (5) 特記事項
- 1) 搬入車両とクレーンバケットとの衝突を防ぐよう配置すること。
 - 2) 容量は原則として、ピット底面からプラットホームレベルまでの高さで算定すること。
 - 3) ピット内より臭気が外部にもれないよう、建屋の密閉性を考慮すること。
 - 4) 万一人がピットに転落した場合を考慮して、転落者を救助するための装置及び保護具を設けること。

- 5) ピットは、コンクリートのひび割れを少なくし、ひび割れによる漏水を防止するために、マスコンクリート、水密コンクリート等を計画すること。ピットの底部および地下壁は、コンクリートのひび割れによる漏水を防止する対策を施すこと。
- 6) ピットの屋根面、クレーン操作室、見学者窓面等の結露に配慮した計画とすること。
- 7) ピットの内面は、クレーンの衝突による躯体保護を考慮し、十分な鉄筋の被り厚さを確保し、コンクリートの増し打ちをすること。
- 8) ピットの底部は、隅切り等により貯留物の取り残しのない構造とし補強すること。
- 9) ピットは底面に十分な排水勾配をとること。
- 10) ピット内への車両転落防止対策として、開口部の車止めのほかに、必要に応じて安全対策を講じること。
- 11) ピット汚水貯留槽、汚水ポンプ室は、原則として鉄筋コンクリート壁で完全に囲うこと。
- 12) クレーン操作室から見やすい箇所に貯留量を判断する目盛線を 1 ヶ所以上に設置すること。
- 13) 火災（熱及び炎）を有効に検知できる装置を設置するものとし、万一の火災を考慮して、消火用自動放水等を設けること。
- 14) 点検用マンホールは防臭仕様とし、2 箇所以上設置すること。
- 15) 無人時における火災通知設備を設置すること。
- 16) 前室に消火栓を設置すること。

3 プラスチッククレーン

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 形式 | 天井走行クレーン |
| (2) 数量 | 1 基 |
| (3) 主要項目 | |
| 1) 荷重 | |
| ① 吊上荷重 | [] t |
| ② 定格荷重 | [] t |
| 2) バケット主要項目 | |
| ① 形式 | [] |
| ② 数量 | 1 基以上 |
| 3) 容量 | |
| ① 掴み容量 | [] m ³ |
| ② 閉切り容量 | [] m ³ |
| 4) 主要部材 | |
| ① つめ | [] |
| ② ブッシュ | [] |
| ③ シェル | [] |
| 5) 主桁構造 | |
| ① 走行レール | [] kg/m 以上 |
| ② 横行レール | [] kg/m 以上 |

巻上、走行、横行の各動作は、それぞれ単独の電動機により行うこと。ランウェイガーダとレールの間には、防音、防振対策を行うこと。

③ ワイヤロープ

4本掛（2ドラム）JIS G 3525、6×Fi(29)、普通Zより及び普通Sよりを使用すること。ワイヤドラム直径とワイヤロープの直径の比は、25倍以上とすること。

(4) ごみの単位体積重量

- 1) 定格荷重算出用 [] t/m³
- 2) 稼働率算出用 [] t/m³

(5) 各速度及び電動機

	走行	横行	巻上げ・下げ	バケット開閉
速度	[] m/min 以上	[] m/min 以上	[] m/min 以上	開 [] sec 閉 [] sec 程度
電動機	[]	[]	[]	[]
速度制御方式	インバータ制御	インバータ制御	インバータ制御	—
出力	[] kW	[] kW	[] kW	[] kW

(6) 稼働率 [] %以下

(7) 操作方式 []

(8) 給電方式 キャブタイヤケーブル・カーテンハンガ式

(9) 付属品 制御装置、計量装置、表示装置、操作卓 他

(10) 荷重指示記録積算装置

クレーン別に計重装置を設け、積算機構は共用すること。計重値はデジタル表示とすること。

- 1) 日付 6桁
- 2) ホッパ番号 1桁
- 3) クレーン番号 1桁
- 4) 回数 3桁
- 5) 時刻 4桁
- 6) 計重値 4桁
- 7) 小計(中間計) 4桁
- 8) 合計(積算計) 4桁(1日及び1月)

(11) 特記事項

- 1) クレーン及びガーダ上に設ける電動機及び電装品は、防じん、防滴型とすること。
- 2) クレーン及びガーダは操作中に生じる衝撃に耐えうるよう計画すること。
- 3) ホッパへの投入時、飛散を回避し得る開閉動作機能を装備すること。
- 4) 予備バケット置き場を設け、適切に格納すること。
- 5) クレーンはペットボトルクレーンと共用化を図ってもよい。共用化する場合、1基でそれぞれの能力を満足するとともに、稼働範囲全面を稼働可能とすること。
- 6) クレーンの自動格納が可能なものとすること。

- 7) 計量管理上、記録、積算の機能を備えた装置を設けること。
- 8) クレーンの点検歩廊（歩廊幅：600mm 以上）は両側に設けること。
- 9) クラブに電動ホイスト（2t 程度）を設置する。また、ホイストの操作は、機側（無線式）及びクレーン操作室で行うものとする。
- 10) 点検作業用のスペース並びに電源（コンセント）を設置すること。
- 11) 各クレーンの停止位置（格納場所）にクレーン点検用の照明を設けること。

4 プラスチック投入ホッパ

本装置は、プラスチッククレーンから、プラスチック受入コンベヤへ搬送するために設ける。

- (1) 形式 鋼板製溶接構造船底型
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 有効容量 [] m³
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 材質及び板厚 本体 [] 、厚さ [] mm
ライナー [] 、厚さ [] mm
 - 4) その他
- (4) 特記事項
 - 1) ブリッジの起こらない構造・形状とすること。
 - 2) 投入時の衝撃に十分耐えられる強度を有する構造とすること。
 - 3) 防音対策を施すこと。

5 プラスチック受入コンベヤ

本装置は、プラスチック投入ホッパよりプラスチックを、プラスチック破袋機へ運搬するために設ける。

- (1) 形式 エプロンコンベヤ
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/h
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 主要部材 []
 - 4) 傾斜角 []
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- (4) 特記事項
 - 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
 - 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
 - 3) 可逆転、可変速操作を可能とすること。

6 プラスチック破袋機

本装置は、収集袋を引裂き、内容物のほぐし・ばらしを行うためのものである。

- (1) 形式 []

(2) 数量 1 基

(3) 特記事項

- 1) 本体の構造は、維持管理が容易にできるものとし、特に消耗し易い部分は、容易に取替ができる構造とすること。
- 2) 詰まり巻き込みの少ない構造とし、これらの除去が容易な構造とすること。
- 3) 振動、騒音の小さい構造とする。
- 4) 粉じん防止、搬送物脱落防止を考慮した構造とすること。

7 プラスチック破袋物搬送コンベヤ

本装置は、プラスチック破袋機から、プラスチックをプラスチック選別機へ供給するために設ける。

(1) 形式 エプロンコンベヤ

(2) 数量 1 基

(3) 主要項目

- 1) 能力 [] t/h
- 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
- 3) 主要部材・板厚 []
- 4) 傾斜角 []
- 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW

(4) 特記事項

- 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
- 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
- 3) 可逆転、可変速操作を可能とすること。

8 プラスチック用風力選別機

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 主要項目 (1 基につき)

- 1) 能力 [] t/h
- 2) 風量 [] m³/min
- 3) 主要寸法 幅 [] m×長さ [] m
- 4) 風圧 [] kPa
- 5) 風量調整方式 []
- 6) 電動機 [] V× [] P× [] kW
- 7) 主要部材質 []
- 8) 操作方式 連動起動・停止及び現場手動

(4) 付属品 []

(5) 特記事項

- 1) 本体の構造は、維持管理が容易にできるものとし、特に消耗し易い部分は、容易に取替ができる構造とすること。
- 2) 振動、騒音、粉じん等の対策を講じること。
- 3) 風力選別機からの落じん及び飛散がないよう配慮すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []
- 3) 主要項目 [] 基

(6) 特記事項

- 1) 梱包品は、容易に型くずれを起こさないものとする。
- 2) 梱包形状、寸法、品質等は（財）日本容器包装リサイクル協会の分別基準適合物の引取りおよび再商品化に関する基準による。
- 3) 圧縮機の駆動方式は、油圧式とする。
- 4) 圧縮前に一時貯留ホッパを設置する。
- 5) 装置の付近に、一時貯留（パレット積み）のスペースを見込むこと。
- 6) パレット用の積込装置（ホイスト等）を設けること。
- 7) 製品プラスチックについては、容器包装プラスチックとは別々に搬出する必要があることを考慮し、別途選別・搬送・貯留・搬出できるものとする。

11 プラスチックストックヤード（土木・建築工事に含む）

- (1) 形式 屋内ヤード
- (2) 数量 一式
- (3) 構造 鉄筋コンクリート造
- (4) 面積 [] m²

(5) 特記事項

- 1) 散乱防止用対策を講じること。
- 2) 清掃用高圧洗浄設備、排水側溝を設けること。

第8節 ふとん処理系列

1 ふとん受入ヤード（粗大ごみ受入ヤードと兼用）

2 ふとん用破砕機

本設備は、ふとんを破砕するために設ける。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 1 基
- (3) 処理能力 [] t/h
- (4) 投入口寸法 [] mm× [] mm×深さ [] mm
- (5) 破砕粒度 150mm 以下（85%以上）
- (6) 特記事項

- 1) 防音、防振対策を講じること。
- 2) 磨耗、腐食、損傷を十分考慮した材質とし、堅牢で耐久性があり点検・整備が容易な構造とすること。また、刃物類等は、耐摩耗性を考慮すること。
- 3) 投入作業に配慮した高さ及び強度を確保するものとする。

3 ふとん破砕物搬送コンベヤ

本装置は、ふとん破砕機で破砕された破砕物を、ふとん破砕物貯留バンカへ供給するために設ける。

- (1) 形式 エプロンコンベヤ
- (2) 数量 1 基
- (3) 主要項目
 - 1) 能力 [] t/h
 - 2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m
 - 3) 主要部材・板厚 []
 - 4) 傾斜角 []
 - 5) 電動機 [] V× [] P× [] kW

- (4) 特記事項
 - 1) 飛散防止策を講じ、コンベヤからの落下物を生じないような構造とすること。
 - 2) 点検・補修が容易に行える構造とすること。
 - 3) 必要に応じて可変速機能を考慮すること。

4 ふとん破砕物貯留バンカ（可燃物貯留バンカと兼用）

第9節 集じん・消臭設備

場内各所より吸引した空気及び破碎機における防爆対策としての排気を、それぞれ処理するために設けること。

1 吸引排気集じん設備

(1) サイクロン

- 1) 形式 []
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理風量 [] m^3/min
 - ② サイクロン径 径 [] mm
 - ③ 圧力損失 [] Pa
 - ④ 粉じん排出方式 []

(2) ろ過式集じん器 (バグフィルタ)

- 1) 形式 ろ過集じん器 (バグフィルタ)
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理能力 [] $\text{m}^3\text{N/h}$
 - ② 集じん面積 [] $\text{m}^2/\text{本} \times [] \text{本} = [] \text{m}^2$
 - ③ 構造・材質 []
 - ④ 逆洗方式 []

(3) 吸気フード、ダクト、ダンパ類

- 1) 形式 []
- 2) 数量 一式
- 3) 主要項目 []

2 排気集じん脱臭設備

(1) 集じん器

- 1) 形式 []
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理能力 [] m^3/min
 - ② 構造・材質 []
 - ③ 操作方式 現場手動

(2) 脱臭設備

- 1) 形式 []
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - ① 処理能力 [] m^3/min
 - ② 構造・材質 []
 - ③ 操作方式 現場手動

(3) 送風機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 主要項目
 - ① 風量 [] $\text{m}^3\text{N/h}$
 - ② 風圧 [] kPa
 - ③ 回転数 [] min^{-1}
 - ④ 主要材質 []
 - ⑤ 電動機 [] $\text{V} \times [] \text{P} \times [] \text{kW}$
 - ⑥ 操作方式 現場手動
 - ⑦ 風量制御方式 インバータ制御

第10節 給水設備

場内各設備の維持管理に必要な給水設備であり、上水、雨水（プラットホーム清掃用）を使用する。

1 所要水量

給水量、排水量について、生活系（建築機械設備）、プラント用水、プラットホーム清掃水（建築機械設備）等用途別、水種別水量を設定すること。

2 設計基準

- (1) 操作は全自動とし、各槽の水位及び必要な用水量、系統別使用水量、温度は中央操作室にて指示、管理、記録するものとする。揚水ポンプを除き、ポンプ類は、連続運転とし、空転対策を図り、ミニマムフローを設ける等の対策を講じること。予備用のポンプを有するものについては、原則として、自動交互運転とすること。
- (2) 必要に応じ、機器冷却塔、高架水槽、薬中装置等、必要な機器を設置する。
- (3) 機器冷却塔を設置する場合は、省エネ、低騒音型を選定すること。
- (4) 雨水貯留槽に対して満水となる前に水の流入を防止するため、貯留槽への流入防止措置を講じるとともに満水時の溢水を防止するため、溢水防止措置を講じる。
- (5) 料金積算用計量装置はセキュリティ範囲外設置とする。

第11節 排水処理設備

1 計画概要

- (1) プラント排水（ピット汚水、床洗浄水他）は、必要な処理後、排除基準を満足した上で公共下水道に放流する。なお、洪水等の発生時は、下水道から排水設備を通じて水が逆流するリスクがあるため、逆流防止措置を講じる。
- (2) 生活系排水（施設内の便所、洗面所、浴室等からの排水）は直接下水道に放流とする。

2 排水処理装置

別添 5 に示す資料を参考にするとともに、既存除害施設の原水の測定を行い、必要な処理設備を提案すること。

第12節 電気設備

本設備は、本施設の運転管理に必要な電気を受電、変電及び配電するための設備である。使用する電気設備は、関係法令、規格を遵守し、使用条件を十分満足するように合理的に省エネルギー形で設計・製作されたものとする。また、雷による諸設備への支障が生じないように、十分な避雷対策を行うものとする。

1 受電方法

場内第1柱より高圧 6,600 Vにて受電し、高圧地下ケーブルで電気室に引き込みを行う。

2 電気方式

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 受電方式 | AC 6,600 V、3φ、3W、50Hz、1回線受電 |
| (2) 配電方式 | |
| 1) 高圧動力 | AC 6,600 V、3φ、3W、50Hz |
| 2) プラント動力 | AC 400V、3φ、3W、50Hz |
| 3) 建築動力 | AC 220V、3φ、3W、50Hz |
| 4) 照明、コンセント | AC 200V/100V、1φ、3W、50Hz |
| (3) 制御操作電源 | |
| 1) 一般 | AC 100V、1φ、50Hz 及びメーカー標準電圧 |
| 2) 高圧盤 | DC 100V |
| 3) 電磁弁他 | AC 100V、1φ、50Hz |

3 配線・配管

プラントで使用する電気設備の配線及び配管は、下記による。

- (1) 配線材料
原則として、エコケーブルを選定すること。
 - 1) 高圧回路
6,600V CETケーブル又は同等品以上とする。
 - 2) 低圧動力回路
600V CETケーブル、600V CEケーブル又は同等品以上とする。
 - ① 電灯、コンセント回路
600V IE電線又は同等品以上とする。
 - ② 制御回路及び計器回路
600V CEEケーブル又は同等品以上とする。
 - ③ 周囲温度の高い個所の配線
耐熱電線又は耐熱ケーブルを使用する。
- (2) 配管材料
 - 1) 屋内配管
原則として、ケーブルダクト（高耐食性めっき鋼板）、ケーブルラック（アルミ製）、厚鋼電線管等とする。
 - 2) 屋外配管

ケーブルダクト（ステンレス製）又は厚鋼電線管とし、雨水の浸入を防止する。

3) 地中埋設配管

ヒューム管、ポリエチレンライニング鋼管、波付硬質ポリエチレン管より選択して使用する。

(3) 特記事項

- 1) 予備機についても、単独配線とする（特殊なものは除く）。
- 2) ケーブルダクトについては、点検が容易にできる構造とする。
- 3) ケーブルの現場接続は、原則として認めない。
- 4) 居室、廊下等の配管配線は隠蔽とする。
- 5) プルボックスは、屋内は耐食鋼、屋外はステンレス製とする。

4 高圧受電盤

受電用遮断器は短絡電流を完全に遮断できる容量とすること。

受電用保護方式は電気設備技術基準に基づくとともに電力会社との協議によって決定すること。

(1) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型

(2) 数量 一式

(3) 主要項目

- 1) 操作方式 遠方・現場操作
- 2) 収納機器
 - ① 真空遮断器 一式
 - ② 計器用変成器 一式
 - ③ 断路器 3極単投電動操作方式
 - ④ 避雷器 一式
 - ⑤ 電力会社支給品 一式
 - ⑥ その他必要なもの

(4) 特記事項

- 1) 盤の扉は全て施錠可能な構造とする。
- 2) 盤内部には照明灯(LED)を設け、扉の開、閉時に点灯、消灯するものとする。
- 3) 盤の塗装仕様は基本的にメーカー標準とする。
- 4) 遮断器と断路器はインターロック付とする。
- 5) 盤面には開・閉表示灯、故障表示灯、操作スイッチ、操作場所切替スイッチを設ける。
- 6) 遮断器の開閉は、電気室及び中央操作室からの操作が可能とする。

5 高圧配電盤

(1) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型

(2) 数量 一式

(3) 主要項目

- 1) 操作方式 遠方・現場操作
- 2) 収納機器
 - ① 真空遮断器 (VCB) 一式

- ② 保護継電器 一式
- ③ 計器用変流器 一式
- ④ 計測機器 一式

(4) 特記事項

- 1) 盤の扉は全て施錠可能な構造とする。
- 2) 盤内部には照明灯(LED)を設け、扉の開、閉時に点灯、消灯するものとする。
- 3) 盤の塗装仕様は基本的にメーカー標準とする。
- 4) 遮断ユニットは、開状態にある時のみ引き出し、挿入できるインターロック付とし、引き出し位置で操作スイッチにて開閉操作できるものとする。
- 5) 盤面には開・閉表示灯、故障表示灯、操作スイッチ、操作場所切替スイッチを設ける。
- 6) 遮断器の開閉は、電気室及び中央操作室からの操作が可能とする。
- 7) 故障警報を中央操作室に表示すること。
- 8) 配電回線は、過電流、短絡、地絡保護を行うこと。
- 9) 予備配電回路（スペース）を設ける。

6 進相コンデンサ盤

- (1) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型
- (2) 数量 一式
- (3) 主要項目
- (4) 電気方式 6,600 V、3φ、3W、50Hz
 - 1) 受電点力率 95%以上
 - 2) 収納機器（1ユニットにつき）
 - ① 限流ヒューズ 一式
 - ② 真空電磁接触器 一式
 - ③ 計器用変流器 一式
 - ④ 進相コンデンサ（放電抵抗付） 一式
 - ⑤ 直列リアクトル 一式
 - ⑥ その他必要なもの

(5) 特記事項

- 1) 盤の扉は全て施錠可能な構造とする。
- 2) 盤内部には照明灯(LED)を設け、扉の開、閉時に点灯、消灯するものとする。
- 3) 盤の塗装仕様は基本的にメーカー標準とする。
- 4) 遮断ユニットは、開状態にある時のみ引き出し、挿入できるインターロック付とし、引き出し位置で操作スイッチにて開閉操作できるものとする。
- 5) 盤面には開・閉表示灯、故障表示灯、操作スイッチ、操作場所切替スイッチを設ける。
- 6) 配電回線は、過電流、短絡、地絡保護を行うこと。
- 7) 受電電力の力率改善は、本コンデンサによって 95%以上になるよう自動調整制御する。
- 8) 原則複数台設置とし、使用頻度平準化制御のため極力容量を統一する。
- 9) 進相コンデンサ及び直列リアクトルは乾式とする。
- 10) 容器保護警報を中央操作室に表示する。

7 電力監視設備

中央操作室から受配電の状況が監視できること。なお、本設備は計装制御設備の中央監視液晶モニタと列盤を構成する等、内容は中央監視液晶モニタでも監視できるように計画をすること。

- (1) 数量 1 面
- (2) 主要項目 (監視項目)
 - 1) 受電監視
 - 2) 高圧配電監視
 - 3) 進相コンデンサ監視
 - 4) 非常用発電機監視
 - 5) 直流電源監視
 - 6) その他必要な監視
- (3) 設計要領
 - 1) 中央操作室に設置し、受配電設備の集中監視を行うもので、故障表示器、電力、電圧、電流、周波数、力率、電力量、デマンド表示等を装備する。
 - 2) 監視に必要な表示等・計器類を設ける。
 - 3) 模擬母線を設ける。

8 高圧変圧器盤

- (1) プラント動力変圧器盤
 - 1) 形式 乾式モールド型鋼板製閉鎖盤収納
 - 2) 数量 1 面
 - 3) 主要項目
 - ① 電気方式 6,600 V/400V、3 ϕ 、3W
 - ② 温度計 1 個
 - ③ その他必要なもの
 - 4) 特記事項
 - ① 容量は、最大負荷時の 110%以上とすること。
 - ② 温度警報装置を設け、温度指示警報を中央操作室に設ける。
 - ③ 変圧器は、省エネルギー形とする。
- (2) 建築動力用変圧器盤
 - 1) 形式 乾式モールド型鋼板製閉鎖盤収納
 - 2) 数量 1 面
 - 3) 主要項目
 - ① 電気方式 6,600 V/220V、3 ϕ 、3W
 - ② 温度計 1 個
 - ③ その他必要なもの
 - 4) 特記事項
プラント動力変圧器の設計基準に準じること。

(3) 照明用変圧器盤

- 1) 形式 乾式モールド型鋼板製閉鎖盤収納
- 2) 数量 1面
- 3) 主要項目
 - ① 電気方式 6,600 V/200-100V、1φ、3W
 - ② 結線 単相/3線
 - ③ 温度計 1個
 - ④ その他必要なもの
- 4) 特記事項
プラント動力変圧器の設計基準に準じること。

9 低圧配電設備

本設備は、プラント動力主幹盤、低圧配電盤で構成する。

(1) プラント動力主幹盤

- 1) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型
- 2) 数量 一式
- 3) 主要項目 (収納機器)
 - ① 遮断器 一式
 - ② 計器用変圧器 一式
 - ③ 過電流保護装置 一式
 - ④ 地絡保護装置 (必要に応じ) 一式
 - ⑤ その他必要なもの
- 4) 特記事項
 - ① 遮断器は、短絡電流を完全に遮断できる容量とする。

(2) 低圧配電盤

- 1) 形式 鋼板製屋内自立閉鎖型
- 2) 数量 一式
- 3) 主要項目 (収納機器)
 - ① 配線用遮断器 一式
 - ② 低圧用変圧器類 一式
 - ③ 地絡保護継電器 (必要に応じ) 一式
 - ④ その他必要なもの
- 4) 特記事項
 - ① プラント動力用に適用し、種別に応じて構成すること。
 - ② 停電時は、非常用発電機電圧確立後に低圧電源の常用と非常用 (非常用発電機電源) の切り替えを自動的に行い、保安負荷に給電すること。

10 低圧動力設備

本設備は低圧動力制御盤、現場制御盤、現場操作盤、電動機等で構成する。

(1) プラント動力主幹

- 1) 型式 鋼板製屋内自立閉鎖型
- 2) 数量 一式
- 3) 主要項目 (収納機器)
 - ① 配線用遮断器 一式
 - ② 電磁接触器 (モータ負荷の場合) 一式
 - ③ サーマルリレー (モータ負荷の場合) 一式
 - ④ ON・OFF 押ボタンスイッチ (必要に応じ) 一式
 - ⑤ 保護継電器類 (必要に応じ) 一式
 - ⑥ 表示灯類 一式
 - ⑦ その他必要なもの
- 4) 特記事項
 - ① 共通動力、保安動力、その他動力ごとに適切なブロックに分けるものとする。
 - ② 盤内は、母線等に直接触れないよう保護する。
 - ③ 盤面には、表示灯等を取り付ける。
 - ④ 設備の動力機器の制御は、主としてシーケンス制御盤で行う。
 - ⑤ 適切な保護方式により保護協調をとる。また、電熱機器、水中ポンプ等必要と思われるものについては漏電保護装置を設ける。
 - ⑥ VVVF 制御を行う負荷設備等については、高調波抑制対策を行うこと。なお、インバータ盤は、原則として現場には配置しない計画とすること。

(2) 現場制御盤

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []
- 3) 主要取付機器 []

(3) 現場操作盤

- 1) 形式 []
- 2) 数量 []
- 3) 主要取付機器 []

11 非常用発電機

(1) 原動機

- 1) 形式 []
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目
 - ① 出力 [] PS
 - ② 燃料 []
 - ③ 起動 []

④ 冷却方式 []

(2) 非常用発電機

災害、受電系統の事故等による停電時に、管理棟、搬入や受入に関わる各装置、生活用水ポンプ、消火栓ポンプの運転、電気室の空調等の重要換気装置等を3日間（24時間/日）稼働できる容量をもつ非常用発電装置を設置する。

1) 形式 []

2) 数量 1基

3) 主要項目

① 容量 [] kVA

② 電圧 [] V

③ 力率 遅れ 80%

④ 回転数 [] min⁻¹

4) 付属機器 非常用発電機制御盤、サービスタンク等

5) 特記事項

① 電気事業法等の各種法令に基づき設置すること。

② 非常用負荷リストを提出すること。

12 無停電電源装置

(1) 直流電源装置

本装置は、全停電の際、非常用発電機が起動しなくても10分以上供給できる容量とすること。

1) 形式 鋼板屋内自立型

2) 数量 1基

3) 主要項目

① 充電器形式 []

② 入力 AC 3相 [] V 50Hz

③ 出力 DC [] V

4) 蓄電池

① 形式 []

② 容量 [] AH (1時間率)

③ 数量 [] セル

④ 定格電圧 [] V

⑤ 放電電圧 [] V

⑥ 放電時間 [] 分

5) 特記事項

① 負荷リストを提出すること。

(2) 交流無停電電源装置

本装置は、電気計算機、計装機器等の交流無停電電源として設置する。

本装置は、全停電の際、非常用発電機が起動しなくても10分以上供給できる容量とすること。

1) 形式

- ① 入力電圧 DC 100V (停電時)
 AC 100V (通常)
- ② 交流出力 [] kVA
 AC 100V、 [] Hz
- 2) 無停電電源予定負荷リストを提出すること。

第13節 計装設備

1 計画概要

- (1) 本設備は、施設の操作・監視・制御の集中化と自動化を行うことにより、プラント運転の信頼性の向上と省力化を図るとともに、運営管理に必要な情報収集を合理的、かつ迅速に行うことを目的にしたものである。
- (2) 本施設の運転管理において、安定性・安全性を考慮しつつ、各工程を効率化し、人員及び経費の削減を図ることができる施設とし、配置職員が容易に運転管理できるよう、施設全体のフローの制御及び監視に対して十分な自動化機能を持ち安全に安定的に稼働できる自動化性能を確保する。なお、自動化機能とは、通常運転時に手動介入がないこととする。
- (3) 本設備の中枢をなすコンピューターシステムは、危険分散のため主要(重要)部分は2重化システムとし、各設備・機器の集中監視・操作及び自動順序起動・停止、各プロセスの最適制御を行うものとする。
- (4) 施設の運転管理及び運営管理に必要な情報を各種帳票類に出力するとともに、運営管理及び保全管理に必要な運転データを作成するものである。
- (5) ハードウェア、ソフトウェアとも、機能追加等拡張性の容易なシステムとする。
- (6) 管理棟の本市事務室等の必要な箇所に中央操作室のオペレータコンソール、ITVの映像、データを送信し、映写(画面切替可)すること。
- (7) 全停電の際、非常用発電機が起動しなくても10分以上は、電気もしくは圧縮空気を供給できるシステムとすること。

2 計装制御計画

(1) 一般項目

- 1) 一部の周辺機器の故障及びオペレータの誤操作に対しても、システム全体が停止することのないようフェールセーフ等を考慮したハードウェア、ソフトウェアを計画すること。
- 2) 対環境性を十分考慮のうえ、処理プロセスの雰囲気に適したシステム構成とし、停電、電圧の変動及びノイズ等に対して十分な保護対策を講じること。

(2) 計装監視機能

- 1) レベル、温度、圧力等プロセスデータの表示・監視
- 2) 主要機器の運転状態の表示
- 3) 受変電設備運転状態の表示・監視
- 4) 主要(重要)な電動機電流値の監視
- 5) 機器及び制御系統の異常の監視
- 6) その他運転に必要なもの

(3) 自動運転制御

- | | |
|----------------|------------------------|
| 1) 各系統運転制御 | 自動立上、自動立下、投入量制御、その他 |
| 2) 消火・防爆システム制御 | 自動消火、ガス検知、その他 |
| 3) 受配電運転制御 | 自動力率調整、停止、運転制御、その他 |
| 4) 動力機器制御 | 発停制御、交互運転、その他 |
| 5) 給排水関係運転制御 | 水槽等のレベル制御、排水処理装置制御、その他 |

- 6) その他必要なもの操作監視
- (4) データ処理
 - 1) ごみ等の搬入データ
 - 2) 磁性物、アルミ、可燃性残さ及び不燃性残さ等の搬出データ
 - 3) 搬出物貯留量
 - 4) 各系統運転時間
 - 5) 電力管理データ
 - 6) 各種プロセスデータ
 - 7) 薬品使用量、ユーティリティ使用量等データ
 - 8) アラーム発生記録
 - 9) その他必要なデータ

3 計装機器

(1) 一般計装センサー

以下の計装機能を必要な個所に適切なものを計画すること。

- 1) 重量センサー等
- 2) 温度、圧力センサー等
- 3) 流量計
- 4) 電流、電力、電圧、電力量、力率等
- 5) レベル計等
- 6) pH、導電率等
- 7) 風向・風速、気温・湿度、雨量等
- 8) その他必要なもの

(2) ITV 装置

1) カメラ設置場所

以下を参考とし、管理面で効果的な配置計画とすること。ズーム及び旋回の操作は、中央操作室から行えるよう計画すること。また、屋外設置のカメラには内部結露防止対策を講じること。

表 3-3 ITV 装置リスト

記号	監視対象	台数	種別	レンズ形式	ケース
A	計量棟付近	2	カラー	電動ズーム	全天候
B	(直接搬入車用)	[]	カラー	電動ズーム	全天候
C	プラットホーム	2	カラー	広角	防じん
D	受入供給コンベヤ	2	カラー	電動ズーム	防じん
E	低速回転破砕機入口	1	カラー	標準	防じん
F	低速回転破砕機出口	1	カラー	標準	防じん
G	高速回転破砕機出口	1	カラー	標準	防じん
H	手選別コンベヤ	1	カラー	電動ズーム	防じん
I	各選別設備	[]	カラー	[]	[]
J	施設入口	[]	カラー	広角	全天候
K	その他必要な場所	[]	カラー	[]	[]

2) モニタ設置場所

以下を参考とし、管理面で効果的な配置計画とすること。

表 3-4 モニタ仕様と設置場所

設置場所	台数	種別	大きさ	監視対象	備考
中央操作室	2	カラー	50 インチ	A~K	画面分割 切替
	5	カラー	21 インチ		
プラットホーム監視室	1	カラー	32 インチ	A、B、C	切替
管理棟事務室	1	カラー	32 インチ	C、D、E、F、 G、H、I、J	切替
見学者説明室	1	カラー	[] インチ	C、D、H	切替
その他必要な場所	[]	カラー	[] インチ	[]	[]

3) 特記事項

- ① モニタのサイズは原則 21 インチ以上とする。
- ② 中央操作室、管理棟事務室、プラットホーム監視室に操作器を設置すること。なお、管理棟事務室は画面切替のみの操作とする。

(3) 自動検知装置

本設備は、各種貯留ヤード及びピット、破砕物コンベヤ乗り継ぎ部等、必要な個所の火災等を早期に発見するために設ける。

- 1) 赤外線感知器等の複数検知を基本とし、警報は中央操作室に表示する。
- 2) 制御装置は、中央操作室に設け、コンピューターシステムに警報信号を送る。
- 3) 必要個所に監視用 ITV 装置（録画装置も含む）を設ける。ただし、前項 ITV 装置と兼ねてもよい。
- 4) 検知装置と連動し、自動散水等するものとする。

表 3-5 自動検知装置設置場所（例）

設置場所	台数	検知対象
燃やさないごみピット	[]	[、]
燃やさないごみ受入ホッパ	[]	[、]
燃やさないごみ受入コンベヤ	[]	[、]
燃やさないごみ破袋機	[]	[、]
粗大ごみ受入コンベヤ	[]	[、]
低速回転破砕機	[]	[、]
一次破砕物搬送コンベヤ	[]	[、]
高速回転破砕機	[]	[、]
二次破砕物搬送コンベヤ	[]	[、]
各種バンカ	[]	[、]
ペットボトルピット	[]	[、]
ペットボトル投入ホッパ	[]	[、]
ペットボトル受入コンベヤ	[]	[、]
プラスチックピット	[]	[、]
プラスチック投入ホッパ	[]	[、]
プラスチック受入コンベヤ	[]	[、]
プラスチック破袋機	[]	[、]
各種ヤード	[]	[、]
その他必要な個所	[]	[、]

4 制御装置

本設備は、中央操作室に設置し、プラント設備に関する運転データを表示するとともに、キーボード等により、プラントの運転操作が可能なシステムとする。

(1) 中央監視装置

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 面
- 3) 主要項目
 - ① 表示方法 []
 - ② 構成機器 []

(2) プロセスコントロールステーション

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 台

3) 主要項目

- ① CPU [] GHz
- ② メモリ [] GB
- ③ ハードディスク [] TB

5 データ処理装置（プロセスコントロールステーションへの機能統合可）

プラント運転のための各種プログラムや、運転日報・月報・年報の作成及びそれらデータの表示等を管理できるものとする。また、計量棟から搬入データを取得し、搬入データを組み込んだ日報、月報及び年報が作成可能であること。

データは使用用途によって、運転日報・月報等の取得データの変更ができるようにすること。

(1) データログ

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 台
- 3) 主要項目
 - ① CPU [] GHz
 - ② メモリ [] GB
 - ③ ハードディスク [] TB
 - ④ 構成機器 []
- 4) 特記事項

① データの書き込み及び保存は2重に行うこと。

(2) 出力装置

- 1) 形式 カラーレーザープリンタ
- 2) 数量 [] 台
- 3) 主要項目
 - ① 用紙サイズ A4
 - ② 印刷速度 []
 - ③ 給紙枚数 [] 枚

6 計装項目

処理系列やプロセスにより計装項目、制御方式は適切に選定すること。

表 3-6 計装項目（参考）

制御計装名称	計装項目		制御			数量	備考
	積算	指示	警報	自動	手動		
各受入・供給装置速度		◎		◎		一式	
各所火災検出		◎				一式	
バグフィルタ差圧				○	◎	一式	警報記録
各水槽水位		◎				一式	警報記録
プラント水使用量			◎			一式	ロギング
排水処理量			◎			一式	ロギング
電気使用量			◎	◎		一式	ロギング
ごみ搬入量			◎			一式	ロギング
各種選別搬出物			◎			一式	ロギング
その他必要な項目							

○：現場 ◎：中央操作室

7 計装用空気圧縮機

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 主要項目（1基につき）

1) 吐出量 [] m³/min

2) 全揚程 [] m

3) 空気タンク [] m³

4) 所要電動機 [] kW

5) 操作方式 []

6) 圧力制御方式 []

(4) 付属品 冷却器、空気タンク、除湿器、その他

第14節 雑設備

1 雑用空気圧縮機

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目 (1 基につき)
 - 1) 吐出量 [] m³/min
 - 2) 全揚程 [] m
 - 3) 空気タンク [] m³
 - 4) 所要電動機 [] kW
 - 5) 操作方式 []
 - 6) 圧力制御方式 []
- (4) 付属品 冷却器、空気タンク、除湿器、その他
- (5) 特記事項
 - 1) 計装用空気圧縮機と共用を可とするが、台数は計装用空気圧縮機と合わせて 2 基以上とすること。

2 可搬式掃除機

本装置は、プラットホーム、プラント室内及び搬出室等の清掃用に用いる。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 基

3 工具、工作機器、測定器、電気工具、分析器具、保安保護具類

本施設の維持管理に必要な上記各品を一式納入すること。納入品リストを提出すること。

4 説明用備品類

より多くの市民が環境活動に関心をもち、現状や取り組むべき内容を知り、実際に行動するためには有効な内容として提案し、その提案内容において必要な設備を納入すること。また、多様な言語への対応として、外国語表記（英語、中国語、韓国語）を基本とすること。

なお、提案の設備以外に、以下のものは必ず納入すること。また、設備については最新のデジタル技術・映像技術（（参考）：プロジェクションマッピング、空中ディスプレイ、3D ホログラム、AR、VR 等）や新技術（（参考）：再生樹脂を原料利用可能な 3D プリンター）等を積極的に検討し、非接触による感染症予防、時代に応じた啓発内容の可変性及び体験による感動や気付きの効果等が確保できるように工夫すること。

- (1) 説明用映写設備
 - 1) 形式 100 インチ大型液晶ディスプレイ・プロジェクタ等
 - 2) 数量 1 基
 - 3) 主要項目
 - ① 視察者・見学者に対する処理内容説明用として納入すること。

- ② 上映時間は着工から完成までのものと施設の概要、及び子供用の施設概要説明を示したものをそれぞれ 15 分程度とし、DVD 又は BD も納入する。なお。映像は字幕表示を設けること。
- ③ 中央監視装置及び ITV カメラの情報が投影できるよう計画すること。
- ④ 説明に必要な放送設備（無線式）も設置すること。
- ⑤ 映像は字幕表示を設けること（日本語、英語、中国語、韓国語）。

(2) 体験型説明設備

- 1) 数量 一式
- 2) 形式 提案によること。
- 3) その他

- ① 見学者説明及び環境学習を兼ねる設備とすること。（それぞれ設置してもよい。）
- ② 最新技術を用い、ごみ処理の歴史、施設の概要や3Rの推進等について、わかりやすくまた実際に操作できる等の体感可能な機能を備えること。
- ③ 騒音、振動対策及びユニバーサルデザイン等に十分に留意すること。

(3) 説明用パンフレット

- 1) 形式 A4 判カラー印刷
- 2) 数量

- ① 一般用 10,000 部
- ② 英語版 500 部
- ③ 中国語版 200 部
- ④ 韓国語版 200 部
- ⑤ 子ども用 10,000 部

3) 内容

- ① 運営管理期間中の施設の視察者・見学者説明を行うために用意すること。
- ② パンフレットのデータ（PDF 及びデータ原版等）を納品すること。
- ③ 説明用パンフレットは、一般向け、子ども向け、視覚障がい者用とし、日本語版のほか、英語、中国語、韓国語版も用意する。

(4) 場内説明板

視察者・見学者説明用として、最新のデジタル機器等を各所に利用し、効率的な対応ができるような設備を納入すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 1 基
- 3) 主要項目 []

(5) その他説明用設備

見学者に工場棟について説明するために必要なものを計画すること。

5 機器搬出設備

本設備は、オーバーホール時及び機器故障時等の搬入・搬出用として設置する。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 基

(3) 主要項目 (1 基につき)

- 1) 設置場所 []
- 2) 吊り上げ荷重 [] t
- 3) 揚程 [] m
- 4) 操作方式 []
- 5) 電動機 [] kW

6 重機

管理運營業務に必要な重機類・車両等を納入すること。電気式を採用する場合には、その充電設備は2階に設けること。

第4章 土木・建築工事

第1節 計画基本事項

1 計画概要

(1) 工事範囲

本工事範囲は下記工事一式とする。

- 1) 工場棟
- 2) 計量棟
- 3) 洗車場
- 4) 駐車場
- 5) 構内道路
- 6) その他（植栽、門・囲障等）

(2) 仮設計画

建設事業者は、工事着工前に仮設計画書を監督員に提出し、承諾を得ること。

1) 仮囲い

工事区域を明確にし、工事現場内の安全と第三者の進入を防ぐため建設用地の必要箇所に仮囲いを施工すること。

2) 工事用の電力、用水等

工事用の電力、用水等は建設事業者の負担により確保すること。

3) 仮設事務所

監督員用仮設事務所を建設事業者の負担で設置すること。事務所は建設事業者仮設事務所との合棟でもよい。なお、建設事業者は監督員事務所に空調設備、衛生設備等の建築設備、電話等の建築電気設備を設けること。

4) 騒音振動計

工事区域内に騒音振動計を設置し、常時測定値を外部に面した視認しやすい位置に表示すること。

5) 安全対策

建設事業者は、その責任において工事中の安全に十分配慮し、工事車両を含む周辺の交通安全、防火防災を含む現場安全管理に万全の対策を講ずること。

工事車両の出入りについては、周辺の一般交通に対し迷惑とならないよう配慮するものとし、特に場内が汚れて泥等を持出す恐れのある時は、場内で泥を落とす等、周辺の汚損防止対策を講ずること。

(3) 浮力対策

- 1) 地下水位に配慮した施工方法を検討すること。
- 2) 地下ピット底面にかかる地下水による揚圧力への対策を検討すること。
- 3) 地下水に対して地中構造物が安全であること。

第2節 土木工事及び外構工事

以下は、国土交通省土木工事共通仕様書（最新版）に準じること。

1 土木工事

(1) 山留・掘削工事

工事は安全で工期が短縮でき、公害面でも有利な工法を採用すること。なお、施工に先立ち施工計画を提出し、監督員の承諾を得ること。

(2) 造成

建設予定地は、3mレベルまで浸水が想定されるため、防水扉等の建築での浸水対策を取らない場合、嵩上げや敷地全体の防水堀の設置により、浸水想定規模である多摩川の洪水が発生しても新施設の浸水防止を図るものとする。

なお、嵩上げを実施する場合は、十分な締固を行い長期的に安定した地盤を構築するとともに、掘削土や溶融スラグを使用する等、購入土量の低減に努めること。

(3) 擁壁

擁壁を設ける場合は意匠面に配慮すること。

土圧、車両輪荷重等に十分耐えうるものとし、2mを超える擁壁は建築確認申請等、必要な手続きをとること。

2 外構工事

敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮した合理的な計画とし、施工及び維持管理の容易さ、経済性を考慮すること。

(1) 構内道路

- 1) 構内道路の設計は「構内舗装・排水設計基準（平成27年国土交通省）」に準じること。
- 2) 通行車両の仕様を勘案し、通行に無理のない曲率半径で計画すること。また、場内は原則として一方通行とすること。
- 3) 設計速度は、20km/h以下とする。
- 4) 幅員は対面通行の場合7m以上を原則とし、曲線部幅員は車両仕様を十分に勘案し、必要な幅員を確保する。また、走行・メンテナンス等、安全かつ円滑となるような幅員を計画する。歩道部は、標識等が設置されている状態でも歩行者の通行に支障の無い十分な幅員を確保すること。
- 5) 舗装は十分な強度と耐久性を持つものとし、アスファルト舗装を基本とする。舗装構成は、CBR試験等を実施して決定する。歩道部については、インターロッキング舗装も可とするが、透水性があり、滑りにくい構造とする。
- 6) 道路標識、路面標示、白線引き、カーブミラー、側溝、緑石等を適切に設け、車両の交通安全を図ること。

表 4-1 舗装構成

	材料	厚さ	等換算厚 (TA)
表層	密粒度 As20	5cm	5
基層	粗粒度 As20	5cm	5
上層路盤	粒度調整碎石 30	15cm	5.25
下層路盤	再生碎石 40	35cm	8.75

(2) 構内排水設備

- 1) 施設内への浸水を防ぐため、適切な排水設備を設けること。位置、寸法、勾配、耐圧に注意し、漏水事故のない計画とすること。
- 2) 場内雨水は、地中浸透を基本とすること。余剰雨水は下水道放流とすること。
- 3) 道路や通路を横断する開口部分は、蓋付とする。
- 4) 側溝、排水枡、マンホール排水枡は、上部荷重に見合うものを設ける。
- 5) 排水設備の構造断面は、地域の基準に適合したものとし、貯留施設等の防災に寄与する設備とする。

(3) 防火水槽

- 1) 必要な容量・構造を有する防火水槽を計画すること。

(4) 植栽

- 1) 本施設の敷地境界及び道路境界には原則として緑化を行うこと。
- 2) 施設特性、地域特性、気候及び気象条件、姿・形、病虫害、成長、維持管理、調達の容易性に配慮した計画とする。
- 3) 原則として敷地内空地は、高木・中木・低木及び地被類をバランスよく組み合わせて多様性を確保し、適切な密度で植栽するとともに、多摩川の景観や近隣施設との緑の連続性に配慮すること。
- 4) 導入植物は地域において調達可能かつ生育に適したものであることを基本に、できる限り地域になじみのあるものを選定すること。

(5) 門囲障工事

1) 門柱

- ① 基数 [] 基
- ② 構造 [] 製
- ③ 仕上げ []
- ④ 軒高 []
- ⑤ 付属品 []

2) 門扉

施設特性を踏まえ、夜間や休日等における人が不在時の閉門自動化、センサー管理が可能なものとする。

- ① 材料 []
- ② 寸法 幅 [] m×高さ [] m
- ③ 施設銘板 []

3) フェンス

- ① 材料 []
- ② 構造 []
- ③ 高さ 高さ [] m
- ④ 延長 延長 [] m (全周を対象とする)

(6) 散水栓

- 1) 植栽への給水及び道路洗浄用として、散水栓を設ける。なお、雨水の再利用を極力図るものとする。

(7) 外灯

原則として、構内全面照明可能とするよう敷地内要所に設け、特に車両動線及び緊急時には保安回路電源を必要な箇所等に配慮するとともに、夜間の必要な照度を確保すること。また、景観と調和のとれた調光機能対応の計画とすること。必要に応じて太陽光発電及び風力発電等自然エネルギーを利用した外灯の採用を検討すること。

- 1) 形式 []
- 2) 数量 [] 基
- 3) 容量 [] W/本 計 W
- 4) 操作要領 自動点滅・タイマー及び遠隔手動 (選択点灯可能)

(8) 震災等への配慮

- 1) 災害時等の消火、救助、復旧等への活動が十分に行えるよう配置動線を計画すること。

第3節 建築工事

1 平面計画

(1) 基本方針

1) 全体方針

- ① 清潔なイメージ、機能的なレイアウト、快適で安全な室内環境、部位に応じた耐久性に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。特に居住部分は、機能、居住性を十分考慮し、明るく清潔なイメージとし、採光、バリアフリーを考慮して計画すること。
- ② 工場棟は、一般の建築物と異なり、臭気、振動、騒音、特殊大空間形成等の問題を内蔵するので、これを機能的かつ経済的なものとするためには、プラント機器の配置計画、構造計画、ならびに設備計画は深い連携を保ち、相互の専門的知識を融和させ、総合的にみてバランスのとれたものとする。
- ③ 点検整備作業の効率化、緊急時の迅速な対処を可能とするよう計画すること。
- ④ 作業員の日常点検作業動線、補修整備作業スペースを確保すること。
- ⑤ 地下に設置する諸室は必要最小限にとどめるとともに、配置上分散を避けること。
- ⑥ 見学者がプラットホーム、中央制御室、手選別室等、プラントの主要機器・設備を快適で安全に見学できる平面および断面配置とし、そのための設備を計画すること。見学者が使用するスペースは、ユニバーサルデザインを原則として計画すること。
- ⑦ 高層階に設置する大会議室は見学者説明室（70人程度）を兼ねるものとし、内装はやさしい質感を考慮すること。
- ⑧ 施設各所から二方向避難が可能となるように適所に階段等を配置した計画とすること。
- ⑨ 外観は府中市景観条例、府中市景観計画、府中市景観ガイドラインを考慮し、周辺景観と調和した計画とすること。
- ⑩ 省エネルギーを考慮した計画とすること。

2) 建築仕様

- ① 建物は、プラント全体計画に基づき、経済性、安全性、美観、保全管理の容易性を考慮して計画すること。
- ② 工場棟の鉄骨部分は、十分な防錆性能を持たせた仕上げとすること。
- ③ 地下階部分は地下水の浸透のない構造、仕上とすること。
- ④ 工場棟屋根の材質、勾配等は、風土・気象条件を考慮すること。
- ⑤ 外部環境に配慮し、建物の外部と内部を熱的に区分し、結露防止及び断熱を考慮すること。
- ⑥ 断熱、防露に使用する材料は、室内外の環境条件を考慮し最適な材料を選定すること。
- ⑦ 断熱、結露防止の施工に際し、最適な構法及び工法を選択すること。
- ⑧ 建物内外の凍結について十分考慮すること。

- ⑨ 臭気のある室内に出入りするドアはエアタイト構造とすること。臭気のある室と居室の間には前室を設けること。
- ⑩ 落下防止用の手すりの高さは 1.1m 以上とすること。ただし、見学通路を設置する場合は、安全に配慮した高さとする。
- ⑪ 屋外に設置される鉄骨の塗装仕様は、十分な防錆性能を持たせた仕上とし、原則溶融亜鉛めっき処理仕上げとするが、外部の環境に応じて決定すること。
- ⑫ LED照明など環境負荷低減につながる設備を導入するほか、できる限りトップライト又は窓から自然光を採り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つこと。トップライト等は、台風時のガラス割れ、飛散防止対策を施したものとし、清掃が可能な計画とすること。

(2) 平面計画

1) 共通

- ① 工場棟は各種設備で構成されるため、プラント機器を収容する各室・各設備の配置は処理の流れに沿って設けること。これに付随して各設備の操作室や管理諸室（事務室、休憩室、便所、給湯室、廊下等）、見学者スペース、空調換気のための機械室、防臭区画としての前室その他を有効に配置すること。
- ② 配管、配線、ダクト等の必要な空間を確保し、立体的にも合理的な配置計画とすること。
- ③ 将来のプラントおよび建築設備の更新に際し、建築躯体はそのまま残して活用できるよう、屋根・外壁について更新の便宜を配慮した計画とすること。
- ④ 空気圧縮機室、油圧装置室、破碎機室等の騒音の発生する設備については、密閉した室に収納し、換気装置を含め、騒音・振動の遮断を配慮すること。
- ⑤ 歩廊、作業床は、二方向避難の可能な構成とするほか、それぞれ必要な作業空間を確保すること。
- ⑥ 歩廊巾及び階段巾は、歩行、避難、作業に安全なもので各法に遵守したものとすること。
- ⑦ 運転者作業用のエレベータを設け、作業用のものは地下階又は 1 階から最上階までのメンテナンス作業に使用が可能なものとすること。
- ⑧ 見学者用のエレベータを設け、すべての階の見学場所の周回を可能とすること。エレベータ設備にはストレッチャー対応型とすること。
- ⑨ 主要な施設出入口は、風除室を設けること。
- ⑩ 採光に配慮し、要所にトップライトを設けること。
- ⑪ 要所に倉庫を設けること。
- ⑫ 定期点検、定期修繕の作業員用詰所、休憩スペースを考慮すること。
- ⑬ 管理棟と工場棟の安全な往来が可能となるよう、連絡通路を設置する。

2) 受入供給設備

- ① プラットホーム
 - a) プラットホームは臭気が外部に漏れない構造・仕様とすること。
 - b) プラットホームは、幅員は有効 18m 程度、高さは有効 7m 以上とし、搬入車両が

障害となることなく作業ができる構造とすること。

- c) 投入扉手前には、高さ 200mm 程度の車止めを設け、床面はコンクリート仕上げとし、1.5% 程度の水勾配をもたせること。
- d) プラットホームはトップライト又は窓からできるだけ自然光を採り入れ、明るく清潔な雰囲気を保つこと。トップライト等は、台風時のガラス割れ、飛散防止対策を施したものとし、清掃が可能な計画とすること。
- e) プラットホームのごみ汚水は、排水設備に繋げること。
- f) 投入扉間に安全地帯（マーク又は縁石）を確保すること。
- g) 投入扉付近の柱に安全带取付け用フック（丸環程度）を設けること。
- h) 搬入出車両等の作業の障害とならないように、構造スパンおよび柱位置に配慮すること。
- i) プラットホームの床は、十分な強度と耐久性を確保し、滑りにくく清掃しやすい構造とすること。下階に室を設ける場合は、防水および保護コンクリートを施すこと。
- j) プラットホームに面する建具は、ステンレス製とすること。

② ピット

- a) ピットは、コンクリートのひび割れを少なくし、ひび割れによる漏水を防止するために、マスコンクリート、水密コンクリート等を計画すること。ピットの底部および地下壁は、コンクリートのひび割れによる漏水を防止する対策を施すこと。
- b) ピットの屋根面、クレーン操作室、見学者窓面等の結露に配慮した計画とすること。
- c) ピットの内面は、クレーンの衝突による躯体保護を考慮し、十分な鉄筋の被り厚さを確保し、コンクリートの増し打ちをすること。
- d) ピットの底部は、隅切り等により貯留物の取り残しのない構造とし補強すること。
- e) ピットは底面に十分な排水勾配をとること。
- f) ピット内への車両転落防止対策として、開口部の車止めのほかに、必要に応じて安全対策を講じること。
- g) ピット汚水貯留槽、汚水ポンプ室は、原則として鉄筋コンクリート壁で完全に囲うこと。
- h) クレーン操作室から見やすい箇所に貯留量を判断する目盛線を 1 ヶ所以上に設置すること。
- i) 火災（熱及び炎）を有効に検知できる装置を設置するものとし、万一の火災を考慮して、消火用自動放水銃を設けること。
- j) 点検用マンホールは防臭仕様とし、2 箇所以上設置すること。

③ ホップステージ

- a) ホップステージには、予備バケット置場及びクレーン保守整備用の点検床を設けること。ホップステージの落下防止手すりは、鉄筋コンクリート造とし、要所に清掃口を設けること。
- b) ホップステージは必要に応じ、水洗いを行える計画とすること。
- c) バケット置き場は、バケットの衝撃から床を保護する対策をとること。
- d) 要所にマシンハッチを設け、点検、整備、補修等の作業の利便性を確保すること。
- e) 下階に室を設ける場合は、防水及び保護コンクリートを施工すること。

3) 中央制御室・クレーン操作室

- ① 工場棟の管理中枢として中央操作室は、各主要整備と密接な携帯を保つ必要がある。なかでも電気関係諸室とは異常時の対応を考慮し、移動距離や連絡手段等、最適な位置に配置すること。
 - ② 中央操作室は、プラントの運転・操作・監視を行う中枢部であり、常時運転員が執務するので、照明・空調・作業環境・居住性について十分考慮すること。
 - ③ 中央操作室は主要な見学場所の一つであり、見学者通路の動線と見学者スペース、防音性能についても考慮すること。
 - ④ 原則として床は、配線の便宜を考慮しフリーアクセスフロア（二重床）とし、帯電防止タイルカーペット仕上げとすること。
 - ⑤ 中央操作室内には、プラントの運転・操作・監視を行う監視、操作盤類が多数設置され、常時運転員が監視を行うため、盤類の配置、運転員の監視の妨げになるような建築構造柱等は制御室内の中央には配置しないこと。
 - ⑥ クレーン操作用の窓は、各ピットと完全に防臭区画されたガラスを用いた固定密閉型建具とし、窓がある場合は操作窓に外光が反射しないよう遮光できるものとする。室内照明の光及び窓面結露にも配慮すること。
- 4) 排水処理室、水槽
- ① 建築物と一体化してつくられる水槽類は、系統毎に適切な位置に設け、悪臭、湿気、漏水の対策を講ずること。すべての水槽類は、液性により防食塗装、塗膜防水、塗布防水を施すこと。また天井も同一とする。
 - ② 酸欠、硫化水素の発生のおそれのある室・水槽類等は、入口又は目立つ所に標識を設けるとともに、作業時十分な換気を行える設備を設置すること。
 - ③ 各種水槽類、ピット他点検清掃に必要な箇所には、マンホール（防臭仕様）を設け、ステンレス製もしくはステンレス芯の樹脂製タラップ（滑り止め加工）を設けること。
 - ④ 水槽類は、24 時間水張り試験及び必要に応じて引張試験を行い、防水性能を確認すること。
 - ⑤ 雨水とプラントエリア排水、生活排水とは相互に混入しない構造とすること。
 - ⑥ 下階に室を設ける場合は、防水及び保護コンクリートを施工すること。
- 5) 運転員関係諸室
- ① 以下の運転居室を必要に応じ計画すること。
 - ・ 出入口（運転員・職員専用）
 - ・ 運転員事務室
 - ・ 会議室
 - ・ 休憩室（食堂を兼ねる計画としてもよい）
 - ・ 更衣室
 - ・ 湯沸し室
 - ・ 便所
 - ・ 洗濯・乾燥室（洗濯機、乾燥機）
 - ・ 脱衣室・浴室（又はシャワー室）

6) 作業員関係諸室（保守点検業務従事者用）

- ① 事務、更衣、休憩が行える室を設けること。

7) その他

- ① その他必要な諸室（工作室、分析室、倉庫、危険物庫、予備品収納庫等）を適切な広さで設けること。
- ② 必要に応じ、建築電気室、建築機械室（空気調和設備、換気設備、給排水衛生設備）、EPS、DSを設ける。建築機械室（空気調和設備、換気設備）は、原則として独立して設け、防音対策を講じること。
- ③ 薬品受入場所は、薬品補充車が他の車両の通行の妨げにならないよう計画し、薬品受入時の漏洩等に対応できる構造とすること。薬品受入場所を機器配置図へ記載すること。
- ④ 見学者通路の有効幅員は、内法 140cm 以上とし、見学を考慮した滞留できるスペースを計画とすること。両側に手すりを設けること。また、階段手すり、壁付け手すりは上段を床から手すりの天端まで 75~80 cm、下段を床から手すりの天端まで 60~65 cmの二段手すりとすること。
- ⑤ 便所を必要場所に設置すること。必要に応じ、男女別、バリアフリースイレを併設する。また、便所は、便所外へ音が伝わりにくい構造とすること。
- ⑥ 地下階への階段は、複数設置し二方向避難とすること。
- ⑦ 工場棟に設けるガラリ、換気装置類は、外部に対する騒音伝播を極力防止できるものとする。
- ⑧ 主要階段を必要箇所に設置するものとし、設置の際には、建築基準法、消防法等々の関連法規を遵守し、バリアフリー法に適合すること。

2 構造計画

(1) 基本方針

- 1) 建築物は設置機器、使用する重機・車両（電動化等による将来的な重量の増加の可能性も含む）を考慮し、上部・下部構造とも十分な強度を有する構造とすること。
- 2) 振動を伴う機械は十分な防振対策を行うこと。
- 3) 建築物の耐震性は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に基づき、構造体の耐震安全性の分類をⅡ類（重要度係数 1.25）、建築非構造部材は A 類、建築設備は甲類として設計及び建設すること。なお、プラント設備は「発電用火力設備に関する技術基準を定める省令（平成 9 年通商産業省令第 5 1 号）」に基づき計画及び設計する。
- 4) 大地震時の変形制限を鉄筋コンクリート造は層間変形角を 1/200 以下、鉄骨造は層間変形角を 1/100 以下とすること。
- 5) 上屋を支持する架構は、強度、剛性を保有するとともに軽量化に留意し、屋根面、壁面の剛性を確保して地震時の振動、強風荷重による有害な変形の生じないものとする。
- 6) 地下部分は原則として水密鉄筋コンクリート造とすること。
- 7) 構造計算にあたっては、構造種別に応じ、関係法規、計算規準によって計算を行うこと。
- 8) 振動を伴う機器は、十分な防振対策を行うこと。

(2) 基礎構造

- 1) 杭（地盤改良）の工法については、荷重条件、地質条件を考慮し、地震時、風圧時の水平力を十分検討して決定すること。
- 2) 建築物は地盤条件に応じた基礎構造とし、荷重の偏在による不同沈下を生じない基礎計画とすること。
- 3) 土工事は、安全で工期が短縮できる合理的な工法を採用すること。
- 4) 基礎の設計においては、大地震時の検討を行うこと。
- 5) ピット及び同レベルの耐圧版は十分な厚さの無梁版とすること。また、ピットの耐圧版や側壁は部材断面が大きくなり、マスコンクリートとなるため、ひび割れ対策を考慮すること。

(3) 躯体構造

- 1) 重量の大きな機器やクレーンの支持架構は、十分な強度、剛性を保有し、地震時にも十分安全な構造とすること。
- 2) クレーン架構については、クレーン急制動時の短期的荷重についても検討すること。
- 3) 上屋を支持する架構は、強度、剛性を保有するとともに軽量化に努め、地震時の変位も有害な変形にならない構造とすること。
- 4) 破碎機の基礎は、独立して設けること。

(4) 一般構造

1) 屋根

- ① 屋根は軽量化に努めるとともに、特にプラットホーム、ピット室の屋根は気密化を確保し悪臭の漏れない構造とすること。
- ② 工場棟の屋根は、採光に配慮し、換気装置を設けるものとし、雨仕舞と耐久性に配慮すること。
- ③ 屋根は強風や機器荷重に対し十分な強度を有するものとする。

- ④ 防水は〔 〕防水とする。
- ⑤ 点検が容易にできる動線とすること。屋根上部には、階段等で容易に上がれる計画とし、点検清掃等が可能な計画とすること。
- ⑥ エキспанションジョイント部は漏水が無く、接合部の伸縮に十分対応でき、経年変化の少ない構造とする。

2) 外壁

- ① 構造耐力上重要な部分及び遮音性能が要求される部分、浸水想定水位部分は、原則として鉄筋コンクリート造とすること。
- ② プラットホーム、ピット室の外壁は気密性を確保し悪臭の漏れない構造とすること。
- ③ 将来の機械更新を考慮すること。
- ④ 耐震壁、筋かいを有効に配置し、意匠上の配慮も行うこと。
- ⑤ EVスペースが外壁に面する場合、壁面に断熱材吹付＋耐火被覆吹付とすること。

3) 床

- ① 機械室の床は必要に応じ、清掃・水洗等を考慮した構造とすること。
- ② 重量の大きな機器や振動を発生する設備が載る床は、床板を厚くし、小梁を有効に配置する等配慮して構造強度を確保する。
- ③ 中央操作室、受変電室等電線の錯綜する諸室は配線用ピット、二重床等配線を考慮した構造とすること。
- ④ 水・薬品を使用する部屋の床は、それぞれ必要な機能を確保した防水・防食塗装を施工すること。また、コンクリート床は原則として防じん塗装を行い、水勾配を設けること。

4) 内壁

- ① 各室の区画壁は、要求される性能や用途上生じる要求（防火、防臭、防音、耐震、防壁）を満足するものとすること。
- ② 不燃材料、防音材料等は、それぞれ必要な機能を満足するとともに、用途に応じて表面強度や吸湿性、付着力等他の機能を確認し選定すること。
- ③ コンクリートブロック造は原則として用いないこと。

5) 建具

- ① 外部に面する建具は、台風時の風圧や降雨に耐えるものとすること。鋼製建具の場合は、原則耐候性塗料塗りとすること。また、想定浸水水位 3m に対して嵩上や防水塀等の土木での対策を取らない場合、対応する防水扉等による対策を施す。
- ② ガラスは、管理上、機能上、意匠上等の条件を考慮して選定すること。また、見学者等人が頻繁に通行する部分のガラスについては、衝突や地震時の飛散防止を考慮して選定すること。
- ③ 建具（扉）のうち、一般連絡用扉にはストッパー付きドアクローザー（法令抵触部は除外）ストップ付ドアチェック（法令抵触部は除外）、シリンダ本締錠を原則とする。なお、マスターキーシステムとし、詳細は実施設計時の協議による。機器搬入用扉は開放時に使用する煽り止めを取り付けること。
- ④ 建具（扉）は、必要に応じ、室名札等の室名表示を行うこと。

- ⑤ 固定窓については、原則として窓拭きの便宜を配慮すること。
- ⑥ 冷暖房の対象とする居室窓ガラスは、室外側に金属膜コーティングを施した **Low-E** 複層ガラス（二重以上の複層ガラスとする）とし、空調負荷を軽減すること。
- ⑦ シャッター等は、台風時における風等を考慮し補強を設けること。
- ⑧ 騒音発生機器が設置されている部屋の建具及び換気口は防音構造とすること。
- ⑨ 空気取り入れ口のガラリは、必要に応じてシャッター、ダンパを設け気密性を確保する。また必要な防音構造を採用すること。防虫網（ステンレス製）を脱着可能に取り付けること。
- ⑩ ガラリ類は、浸水想定水位 **3m** 以上の位置に設けること。
- ⑪ 外部に面した大型の建具は、あおり止めを施すこと。

3 仕上計画

(1) 外部仕上げ

- 1) 府中市景観条例、府中市景観計画、府中市景観ガイドラインを考慮し、立地条件・周辺環境に配慮した仕上計画とする。施設が良好な景観を形成し、清潔感のあるものとする。
- 2) 材料は経年変化が少なく、耐久性・耐候性が高いものとする。
- 3) 外皮（屋根・外壁・軒裏）は、意匠性、気密性、断熱性を考慮すること。必要な防臭性能、防音性能、断熱性能を確保し、臭気の漏洩を防ぎ、空調負荷の軽減を図ること。
- 4) 屋根は十分な強度を有し、台風等強風を考慮すること。トップライト等採光が可能な構造とすること。
- 5) ピットの屋根は、結露や室内温度に影響を及ぼすため断熱性能を考慮すること。
- 6) 外壁は長期にわたる防水機能を確保すること。外壁仕上げは防水型複層塗材とすること。
- 7) 屋外に設ける金属金物類は、ステンレス製とすること。

(2) 内部仕上げ

- 1) 各室の機能、用途に応じて必要な仕上げを行うこと。
- 2) 薬品、油脂の取り扱い、水洗等それぞれの作業に応じて必要な仕上計画を採用し、温度、湿度等環境の状況も十分配慮すること。
- 3) 居室に使用する建材のホルムアルデヒド放散量の区分は F☆☆☆☆とすること。内装工事完了時に VOC（揮発性有機化合物）測定を行い、安全を確認すること。
- 4) すべてのコンクリート床は、機能に応じ、耐摩耗性、耐油性、耐薬品性、防食性、防塵性のある塗床仕上げとする。必要な排水溝、排水勾配を設けること。車両の通行のあるグレーチング蓋はボルト止めとすること。
- 5) 各ピットについて、貯留内容に合わせ、防水・防食仕様を選定すること。
- 6) プラットホーム、受入ヤードの床は、大型車の通行を考慮し、日常の洗浄にも長期にわたって耐えるものとするため、防水仕様かつ耐摩耗性能を確保し、水勾配を取ること。
- 7) 水・薬品を使用する部屋の床は、それぞれ必要な機能を確保した防水施工とすること。また、コンクリート床は原則として防じん塗装を行い、水勾配を設けること。
- 8) 破碎機室、空気圧縮機室、油圧ポンプ収納室、いずれも防音区画（室内側の吸音＋壁遮音構造）とすること。
- 9) コンベヤ類の設置床は、落ちこぼれたごみ等の掃除の際、水洗することを想定し、十分な水勾配と排水設備及びストレーナを設置し、防水施工を行うこと。

4 建築仕様

(1) 構造 []

(2) 建屋規模 [] m²

- 1) 建築面積 [] m²
- 2) 建築延床面積 [] m²
- 3) 各階延床面積 [] m²
- 4) 軒高 [] m
- 5) 最高高さ [] m

(3) 共通事項

- 1) 建物は、プラント全体計画に基づき、経済性、安全性、美観、保全管理の容易性を考慮して計画すること。
- 2) 災害時の暴風、浸水を考慮して計画すること。
- 3) 地下階部分は地下水の浸透のない構造、仕上とすること。

第4節 建築機械設備工事

以下は、国土交通省公共建築工事標準仕様書建築工事編及び機械設備工事編（最新版）に準じること。また、受水槽、給水ポンプ、消火機器及び補給水槽等の発災後の施設稼働に必要となる設備の耐震計画は「建築設備耐震設計・施工指針：2014年版」機器・支持の耐震クラスSで計画すること。昇降機設備はS14クラスとすること。

また、建築関係運転制御のため、照明・ファン・ポンプ・空調、その他のデータについて、中央操作室にて監視及び制御が可能なシステムとする。

1 空気調和設備

空調時間帯、規模等に応じて、省エネに配慮した空調方式とすること。

(1) 温度条件

温度条件は以下によること。

表 4-2 空気調和設備の温度条件

区分	外 気		室 内	
	乾球温度	湿球温度	乾球温度	湿球温度
夏季				
冬季				

(2) 熱源

エネルギーは電気を基本とし、効率が高く個別制御が可能な空調方式を採用する。

表 4-3 空気調和設備の熱源

	冬季暖房熱源	夏季冷房熱源
8h ゾーン	[]	[]

(3) 負荷

冷暖房対象室それぞれについて、各負荷とその根拠を明記すること。

(4) 基本条件

- 1) 機器及び管路の算定書等を提出すること。
- 2) 管理諸室、電気室、図書保管庫その他必要な部屋等には空調設備を設けること。
- 3) 電気室を冷房する場合は床置きとし、バックアップを見込み、室内面及び盤面に結露が生じない対策、冬季運転対策、停電対策を施すこと。
- 4) 計量棟管理用窓、クレーン操作室窓には局所暖房設備を配置できる構造とすること。
- 5) 別棟を除き、運転を中央にて管理できる構造とすること。

2 換気設備

(1) 設計条件

- 1) 事務室、応接室、会議室、中央操作室、作業員控室等の外気取り入れ風量は、原則として $30 \text{ m}^3/\text{h} \cdot \text{人}$ とし、全熱交換を行うこと。
- 2) 機器及び管路の算定書等を提出すること。

- 3) 職員が常時就業する室に供給される空気中の浮遊粉じん量等は、「事務所衛生基準規則」によること。
 - 4) 見学者用諸室・動線、電気室、前室、クレーン操作室、プラットホーム監視室、中央操作室及び廊下等は、臭気の漏洩及び粉じんの流入を防止するために正圧とすること。
- (2) 風道、配管設備
- 1) 風道及び配管の設計については風量調整、防火、防臭区画、防遮音、気密、腐食等を考慮したものとする。
 - 2) 給気口、排気口及び吹出し口
 - ① 給気口は、脱臭設備からの排気、車の排ガス、プラント機器からの排気及び冷却塔からの飛散水滴を給気しないような位置に設けること。また、防鳥対策を行うこと。
 - ② 給気口及び吹出し口は、室の使用目的に応じた材質・形状とし、放熱機器、気流分布等を考慮して適切に配置すること。また、外壁に設けるベントキャップ、フード類等は、低圧損型とし、雨水・鳥獣等の侵入を防ぎ、耐食性、耐外風圧に優れたものとする。
 - ③ 給気口にチャンバ室を設ける場合には、原則として送風機を同室に設置しないこと。
 - ④ 給排気口の位置は、内部設備（温度変化、水）への影響が少ない位置とすること。
 - 3) ダンパ
 - ① 適切な位置に点検口を設けること。
 - ② ダンパの軸受は、密閉構造のものを使用すること。
- (3) 換気、排煙設備
- 1) 本設備は、ばいじん、臭気が発生する箇所、その他必要な各所室を機械換気すること。
 - 2) 換気目的に応じて独立した換気系統とし、十分な換気量を確保すること。
 - 3) 換気方法は、原則第3種換気又は自然換気を原則とするが必要に応じて、1、2種換気を選択すること。なお、電気関係諸室は第1種換気とすること。
 - 4) 腐食性ガス、水蒸気及び保守溶接作業の排気は、原則として局所排気とすること。
 - 5) 原則として中央監視操作方式とし、壁付換気扇は現場起動方式とすること。
 - 6) ベルト掛け等保守頻度が比較的高い機器は運転時間を中央にて確認できる構造とすること。
 - 7) 排熱用途に用いる機器は風量を可変できる構造又は数量とすること。
 - 8) 一般電気室、管理諸室内への設置機器は消音を考慮すること。
 - 9) 溶接作業、工作機器等の粉じん及び、有毒ガスが発生する恐れのある箇所は局所排気を行うこと。
 - 10) 換気風量は、設計室内条件を満たすとともに、下表を参考とすること。また、燃焼機器、ファン、ブロア、空気圧縮機等に必要な空気量は、換気風量とは別に確保すること。
 - 11) 機器及び操作部は安全かつ容易に保守が行える構造、位置とすること。
 - 12) 屋外及び開放エリアに設置機器、金物、架台、管材類、外気搬送機器、ダクト類は腐食対策を施すこと。

表 4-4 換気風量一覧（参考）

室名		換気風量
処理施設関係諸室	前室、排水処理室、消火ポンベ室、プラットホーム監視室	10 回/h 以上
	地下室エリア	10 回/h 以上
	残渣積出場、各種ヤード	5 回/h 以上
	機械・電気関係諸室	
	通路、ホール	4 回/h 以上
	薬品庫、倉庫	
	便所	10 回/h 以上
	洗濯室、浴室	10 回/h 以上
	湯沸室	8 回/h 以上
	空調機械室	5 回/h 以上
	用品庫、掃除用具室	4 回/h 以上
	油庫	法による。

(4) 自動制御設備

- 1) 空調及び換気による室内環境を確保し、同時に機器の効率運転、維持管理の省力化を計るため機器類の制御を自動化すること。制御用動力は原則として電気式とすること。
- 2) 監視は中央操作室で行い、警報履歴はプリントアウト対応とすること。
- 3) 主要換気装置は運転時間を中央操作室にて確認できるようにすること。
- 4) 火災信号受信時、自動的にプラント機器に影響がないものを停止できる構造とすること。
- 5) 二重床内に水、排水、空調配管敷設箇所は漏水検知装置を敷設し、中央操作室にて確認すること。
- 6) 電気室室温を中央操作室にて確認できるようにすること。

3 給排水・衛生設備

原則として、施設内必要各所に所要設備を設けるものとし、見学者の立寄る場所は、バリアフリースイレ（オストメイト対応）を計画すること。

(1) 基本的事項

- 1) 各所要室の必要性を考慮して、適切な箇所に器具を設置すること。すべて清掃が容易にできる器具・設備とすること。
- 2) 自動運転制御を基本とすること。
- 3) プラント用設備との共用は、本仕様に定めるもの及び消防設備関係を除き原則として行わないこと。
- 4) 迂回のできない日常動線部分には埋設配管は行わないこと。
- 5) 施設配管導入部、異種建築構造部渡り部分には変位対策を講じる。
- 6) 必要に応じ、各種配管には区別できるよう、表示テープ及びカラー金網等で、配管名、行先機器、場所名、流れを明確にすること。
- 7) 床洗浄エリア、電気室天井は保温を屋外扱いとすること。

(2) 給排水設備工事

給水設備の項記載内容に基づき、生活用水給水計画を明示すること。

- 1) 給水設備

- ① 建築設備にかかる生活用水一式、空調用水及び工場内清掃等の設備とすること。
 - ② プラットホーム洗浄水は、雨水を使用可能とすること。
 - ③ 給水方式は、重力給水方式又は予備電源を用いた加圧給水方式とすること。また、再利用水断水時には、上水系統からのバックアップを行うこと。なお、上水系統への逆流防止等を図ること。
- 2) 水槽
- ① 建築設備で FRP 製水槽を使用する場合は複合板パネルとし、内部清掃ができるものとする。なお、屋内部分に設置する場合は、天板を単板としてもよい。なお、水槽は二槽式とし、交互に洗浄ができるようにすること
 - ② 各槽の液面上下警報を中央操作室に表示すること。
 - ③ 水槽の容量は、「給水設備」を参考に算定を行うこと。
- 3) ポンプ類
- ① 生活用水ポンプ数量は、2台（原則として交互運転）とする。また、ケーシング等は赤水対策を行うこと。
- 4) 排水設備
- ① 排水は、自然流下を原則とすること。
- 5) 排水方法
- ① 建築汚水及び建築雑用排水の屋内配管は、屋外第1枡まで分流とすること。
 - ② 水を利用する諸室には、床排水を設けること。
 - ③ 薬品等が混入するおそれがある床排水、電気室空調排水は排水処理装置へ導くこと。
 - ④ 洪水等の発生時は、下水道から排水設備を通じて水が逆流するリスクがあるため、逆流防止措置を講じる。
- 6) 管径
- ① 雨水配水管の管径は、時間最大降雨量により決定すること。
 - ② 污水管及び雑配水管の管径は、原則として器具排水負荷単位により決定すること。
- (3) 衛生器具設備
- 1) 見学者を受け入れるため、トイレについてはその集中度を考慮して合理的な便器数や型式、配置を検討するとともに、必要箇所にバリアフリートイレを設置すること。
 - 2) トイレは乾式とすること。
 - 3) 原則として省エネタイプのものを採用すること。
 - 4) 衛生器具は、JIS仕様とし、節水、防露形とすること。
 - 5) 大便器は、VB付節水型フラッシュバルブとするが、洗浄水圧が低い場合にはロータンク付（防露型）とすること。多目的大便器は、レバー操作弁式とする。なお、各大便器には自動温水洗浄装置を設けること。
 - 6) 小便器は、節水自動洗浄とすること。小便器は床置き大形ストールとすること。なお、多目的小便器は手すり付とすること。
 - 7) 掃除用流しは、リムカバー、バックハンガー付とし、原則として給水栓を設けること。
 - 8) 洗眼器（洗面器付）及びシャワー（緊急時用）は、薬品注入口等必要な場所に設けること。
 - 9) 業務用の洗濯機、乾燥機をそれぞれ必要台数設けること。また、洗濯室は、一般作業衣用と重作業衣用を設けること。台数については、本市と協議のうえ決定する。

10) 洗面器には、湯水混合栓、鏡を付属させる。トイレ用には自動湯水混合栓を標準とすること。

(4) 消火設備

1) 基本的事項

- ① 本設備は、消防法規、条例等を遵守し、実施設計に際しては、監督員及び所轄消防署と協議のうえ必要設備を設置すること。なお、防火水槽は法令に基づき必要容量を確保することとし、建屋とは別に敷地出入口付近に設置すること。また、消火栓についても、要所に設置すること。
- ② 配管の地中埋設部については、電蝕防止を考慮すること。
- ③ 消火栓箱は、発信機組込型とする。また、プラットホーム、ホップステージ、地下部分の消火栓箱は屋外型 SUS 製とすること。
- ④ 手摺、グレーチングへの固定は行わないこと。

2) 不活性ガス消火設備

- ① 設置場所は、電気室、油圧駆動装置室、高圧受変電室及びゲート油圧装置室、その他必要箇所とすること。
- ② 不活性ガスを放出する際、騒音が大きい室には、室外退避勧告の放送以外に、警報表示等を点灯する等の安全対策を施すこと。
- ③ 対象区画の空調及び換気設備は、消火剤放出前に停止する構造とすること。また、放出された消火剤を区画外からの操作により、安全な場所に放出できる設備とすること。

3) 消火器

- ① 50 型以上のものは、車を設けること。
- ② 屋外に設置する消火器は、メンテナンスの動線を考慮した位置に専用の格納箱を設け、地震時の転倒防止対策を行うこと。格納箱は SUS 製とすること。
- ③ 識別標識により、消火器の適用性を表示すること。

(5) 給湯設備

1) 基本的事項

- ① 給湯方式は中央方式もしくは局所方式とすること。
- ② 必要箇所に必要数を計画すること。
- ③ 給湯配管はステンレスを原則とすること。
- ④ 水栓は、混合水栓とすること。
- ⑤ 施設全体給湯対象箇所リストを提出すること。

2) 給湯設備

- ① 蒸気式又は電気式を基本とすること。
- ② 飲料用の給湯は、必要箇所に設置する電気（貯湯式）湯沸器によること。
- ③ 給湯温度は水栓出口で 60℃以上（給水温度 5℃）とすること。ただし、飲料用の給湯は 95℃以上とし、給湯水洗は、やけど防止用安全タイプを採用すること。

- ④ 配管材質は SUS 管（20mm 以上は断熱材質とする）又は、それに準ずるものとし、耐蝕性耐熱性のあるものとする。空気抜きとして、自動空気抜弁又は膨張水槽を使用すること。
 - ⑤ 立ちシャワー（自閉式）を必要箇所設けること。
 - ⑥ 浴室には鏡（防湿型）を必要箇所設けること。
 - ⑦ 熱負荷は、次を見込むこと。
 - a) 人員給湯量：時間最大給湯量に見合う容量
 - b) 器具給湯量：器具給湯量に同時使用を可能とした容量
- 3) 電気湯沸器
- ① 主要項目（1 台につき）
 - a) 貯湯量 20ℓ以上
 - b) 温度調節及びタイマー付

4 昇降機設備工事

- (1) 施設内要所に昇降機設備（ストレッチャー対応型）を設け、来場者用は、車椅子利用者の利便性を考慮すること。
- (2) バリアフリー対応に必要な付属品一式（内鏡、横型操作盤、手摺、防災キャビネット等）を併せて設けること。
- (3) すべて各階停止とすること。
- (4) 停電時の自動着床装置を設けること。
- (5) 地震及び火災管制運転付きとすること。
- (6) 中央操作室で監視出来る監視盤を設けるとともに、内部インターホン、表示板、館内放送設備等を設けること。
- (7) 外壁面日射負荷等により E V シャフトの温度上昇が見込まれる場合、換気、空調、断熱等を講じる。

表 4-5 エレベータ設備

	主目的	基数	荷重	電動機	備考
工場	来場者等	1	人 kg	V P kW	車椅子対応
	人荷用	1	人 kg	V P kW	

5 エアカーテン設備工事

プラットホーム出入口扉（屋内側）に設け、扉の開いている間作動すること。なお、プラットホーム出入口扉同様、保安電源とする。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 []
- (3) 設置場所 []

6 配管工事

建築設備配管工事は、「第 3 章 機械設備工事仕様 第 1 節 各設備共通事項」に記載の内容に基づいて施工すること。

第5節 建築電気設備工事

以下は、国土交通省公共建築工事標準仕様書建築工事編および電気設備工事編（最新版）に準じるものとする。

ケーブルラック、集合配管、盤等は災害発生時に施設稼働に必要となる設備の耐震計画は「建築設備耐震設計・施工指針：2014年版」機器・支持の耐震クラスSで計画すること。

重機・車両の将来的な電動化へ対応できる計画とすること。

1 動力設備工事

- (1) 原則としてプラント電気設備に準じて計画すること。
- (2) 室内防湿エリア、防錆エリア、プラットホームの盤材質、屋外の盤材質は原則ステンレス製とすること。
- (3) 屋内防塵エリア、電気室、空調機械室エリアは盤の扉にゴムパッキンを取付け埃の侵入防止をすること。
- (4) 屋内防塵エリアは盤扉上部に埃溜板を取付けて扉開閉時に埃が盤に侵入しない構造とすること。
- (5) 各設備機器の制御・表示（状態/故障等）は動力制御盤によるものとし、中央操作室にて操作・制御・監視（状態/故障等）ができるようにすること。
- (6) 防錆エリアの配管・付属品、プルボックス、ケーブルラック等は防錆仕様とする。
- (7) 防湿、防塵、防錆エリア内の盤、機器、配管・付属品、プルボックス、ケーブルラック等の仕様は照明・コンセント設備、電気その他工事も同様に計画する。
- (8) 溶接器用電源開閉器盤を、プラットホーム等必要各所に設けること。
- (9) 防臭区画壁の配線貫通は防臭処理を念入りにすること。
- (10) 地中埋設配管は浸水時電気諸室に流入しないルートとする。

2 照明・コンセント設備

- (1) 照明設備
 - 1) LED 灯を原則として必要な照明を配置し、重要度の低いものは負荷選択遮断の対象とすること。
 - 2) 工場棟内の LED 灯は必要に応じてガード付とすること。管理諸室は除くこと。
 - 3) 周辺環境により耐熱、耐食、防水、防塵、耐候を考慮すること。（防湿、防塵、防錆エリア）
 - 4) 交換が容易な場所に設置すること。
 - 5) 出入口が複数ヶ所の部屋は各出入口内側に3路、4路式等のスイッチを設けること。工場内はリモコンスイッチを計画し中央操作室で監視制御できること。プラント設備 I TVカメラの設置場所は素早い操作が可能とする。
 - 6) 照明器具電源電圧の選定は電圧降下、回路構成を考慮して計画すること。
 - 7) 外灯は太陽光発電及び風力発電等自然エネルギーの利用も考慮すること。調光機能対応とし光害対策光環境に留意する。
 - 8) 中央操作室、クレーン操作室は調光照明とし、必要により遮光できるものとする。
 - 9) 非常灯、誘導灯は充電式電池内蔵形とすること。所轄消防署の指導にしたがって設置するが、居室、電気室、計量棟、通路となる前室は必ず設置すること。

3) 配線及び機器取付工事（消防法に準拠）

(2) 電話設備

中央操作室・管理諸室等に電話設備を計画すること。電話機の設置エリア及び状況に合わせ、壁掛け・キャビネット収納とし、パトライト・ブザー等を用いる電話着信を知らせる機能を検討すること。その他、ページング機能を有する交換機とし、引込回線は実務、運営、メンテナンスに対応した回線、予備配管を計画すること。

材料受入、搬出場所に電話を配置し中央操作室と連絡できるものとする。

- 1) 自動交換器形式 電子交換式
- 2) 電話器 局線 [] 内線 []
- 3) ファクシミリ [] 基
- 4) 機能

必要個所から、局線への受発信、内線の個別・一斉呼出、内線の相互通話をそれぞれ可能とすること。

(3) 放送設備

- 1) 非常/業務用放送 AMP を管理諸室に設置し、消防法に準拠し、各室にてスピーカを設置し、施設全体に放送できるようにすること。また、適宜リモコンマイクを設置すること。なお、機械騒音を考慮したスピーカ配置とし、緊急地震速報にて全館放送を可能なものとする。本施設全体に放送できるようにすること。ローカル放送鳴動中全館緊急放送はローカル放送を停止させること。コンベヤ等起動時にアンプ内蔵音声 ROM により工場内放送を可能とする。

- 2) 増幅器形式 ラジオチューナー内蔵、一般放送・非常放送兼用型
(消防法が必要な場合)

- 3) スピーカ トランペット、天井埋込、壁掛け型
- 4) マイクロホン 中央操作室に設置 [] 個
- 5) リモコンマイク 中央操作室操作卓、管理棟事務室に設置
- 6) 設置位置 リストを提出すること。
- 7) 連絡用アンプ（マイク、スピーカ）プラットホーム監視室

(4) 構内通信網設備

- 1) 光回線や専用回線等に対応可能な計画とすること。
- 2) 通信コンセントを事務室、会議室、中央操作室、見学者各室等に適宜配置することとし、セキュリティ対応の Wi-fi も対応可能な計画とすること。
- 3) 本市、事業者は通信用回線の圧迫を避けるために別システムとすること。
- 4) 本庁への内線通話に対応したシステムとすること。

(5) テレビ受信設備

- 1) 屋上等にテレビアンテナを設置し、各室の用途に合わせ、テレビ端子を設置すること。また、必要に応じ地震、台風、雷情報が聴取できるものとする。
- 2) 災害時に対応して BS、UHF、FM、AM の受信を可能とすること。
- 3) アンテナ形式 []
 - ① UHF アンテナ 1 基
 - ② 衛星放送用 BS アンテナ 1 基
 - ③ AM・FM アンテナ 各 1 基
- 4) 設置位置

- ① アンテナの設置位置は、受信状況によっては構内の適した場所とする。

- 5) テレビ端子は必要箇所に設ける
- (6) 誘導支援設備
 - 1) インターホン設備は、諸室間の通話を目的とする相互式インターホンと正面玄関/通用口と管理諸室間に外来者用インターホン（カメラ付き）を計画すること。
 - 2) 便所呼出設備は、バリアフリースイッチに緊急呼出ボタンを設置し、管理諸室設置の表示器に通知する計画とすること。
- (7) 時計設備
 - 1) 中央操作室、プラットホーム、居室、見学者エリア、EVホール、計量棟等に必要に応じ、電気時計を計画すること。電源方式、電波修正方式、電波時計方式、制御方式（独立、親子）等の仕様は、取付場所、コストや施工性、保守性を考慮して計画すること。
 - 2) プラットホームの時計は大型とし防塵対応とすること。
- (8) 防犯設備
 - 1) 機械警備・入退室設備が設置できるよう、電源及び空配管対応を行うこと。
 - 2) 人（見学者含む）・車の主要導線（外構含む出入口・廊下・屋外階段等）にて監視カメラを設置し、管理諸室にITVモニタ架（録画装置含む）を設置すること。
- (9) 雷保護設備
 - 1) 設置基準
 - ① 建築基準法、消防法等の関連法令に基づき、必要な設備を整備すること。
 - ② 保護レベルはⅡ以上の安全保護レベルにて計画すること。
 - ③ 必要に応じて内部雷保護、SPDを用いた雷サージ低減（電源回路、通信回路の保護）をすること。
 - 2) 仕様 JIS A 4201-2003 雷保護システム基準によること。
 - 3) 数量 一式
- (10) 自然エネルギー利用
太陽光発電や風力等の本用地に適した自然エネルギー導入を提案すること。

第5章 既存施設撤去工事

第1節 解体工事主要計画項目

1 一般概要

本工事は、本施設の整備と併せて工期内に行う。

2 解体施設概要

表 5-1 第一保管棟

構造	鉄骨造
階数	地上 1 階
建築面積	619.42m ²

表 5-2 車庫

構造	鉄骨造
階数	地上 1 階
建築面積	252.00m ²

表 5-3 除害施設

構造	鉄骨造
階数	地上 1 階
建築面積	110.39m ²

表 5-4 選別棟

構造	鉄骨造
階数	地上 2 階
建築面積	1,025.14m ²

表 5-5 資源棟

構造	鉄骨鉄筋コンクリート造
階数	地下 1 階地上 4 階
建築面積	2,438.44 m ²

表 5-6 第三保管庫棟等

構造	鉄骨造
階数	地上1階
建築面積	ストックヤード(1) : 204.12 m ² ストックヤード(2) : 44.24 m ²

3 基本事項

以下は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 建築物解体工事共通仕様書（最新版）・同解説に準じるものとする。

(1) 作業日及び作業時間

作業日は、原則として、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末・年始を除いた日とする（週休2日制）。作業時間は、原則として午前9時から午後5時までとする（準備片付け除く）。ただし、緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上止むを得ない作業、既存施設でのごみ処理の継続上止むを得ない作業又は騒音・振動を発生する恐れのない作業について本市に届出を行う場合は、この限りではない。

(2) 廃棄物の処分

工事から発生する廃棄物の処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき適正に処理し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、建設事業者の責任において行うこと。なお、発生する廃棄物の処分先については、あらかじめ本市の承諾を受けるものとする。

(3) 建設資材

工事から発生する対象物は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき適正に再資源化すること。また必要となる届出等についても遅滞なく実施し、あらかじめ本市の承諾を受けるものとする。

(4) 工事中における周辺環境保全及び事故防止

本工事中は、目張りシート、防音パネル等を用いた対策を行うとともに、必要に応じて開口部（換気口等）の養生や隙間の目張り等を施し、周辺等へ粉じん等の飛散や騒音の防止に十分配慮すること。また、定期的に周辺道路及びその周辺の清掃を行うなど周辺環境の保全に十分配慮すること。

(5) 工事用地等

場内の適切な場所に、監督員の承諾を得て資材置場、廃棄物の一時保管場所、有価物集積場、コンクリートガラ集積場等を設けること。

(6) 現場管理

建設事業者は、建設業に基づき、解体工事に必要となる主任技術者及び監理技術者を配置するとともに、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」に基づき、解体工事に必要となる技術管理者を配置すること。

4 施工

施工に当たっては関係法令を遵守し、解体処分の適正化を図るとともに、次の事項に留意する。また、工事施工計画書を事前に提出し、監督員の承諾を受けるものとする。

(1) 周辺対策

- 1) 労働安全衛生関係法令、諸規則などを遵守し、周辺環境保全に十分に配慮する。
- 2) 発生材及び資機材等の搬出入による交通渋滞や事故が発生しないように配慮する。また、道路の汚れ防止のため出入口に泥落とし装置を設置する。
- 3) 粉じん等が飛散しないよう、目張りシート、防音パネル等による十分な対策を講じる。
- 4) 周辺環境に害虫・害獣等による影響がないよう、監督員と協議のうえ、駆除等を行う。

(2) 災害防止

- 1) 工事中の危険防止対策を十分に行い、また労働者への安全教育を徹底し、労務災害の発生がないように努める。
- 2) 工事中の危険防止対策を十分に行い、作業員の安全教育を徹底し、労働災害の内容に努めるとともに、関係者以外の立入を禁止する。
- 3) 仮囲い、出入口ゲート、仮設の照明、換気集じん等危険防止設備を施し、災害の防止に努める。

(3) 復旧

- 1) 解体対象以外の設備、既存物件等の破損、汚染防止に努め、万一事業者の責により損傷、汚染が生じた場合は、事業者の負担で速やかに復旧する。
- 2) 工事用車両の通行等により近隣の民家・施設・道路等に損傷又は汚染等が発生した場合も、事業者の負担で速やかに復旧等の処置を行うものとする。

(4) ユーティリティ

工事に必要な仮設用水、仮設電気等は、監督員と協議の上、施工計画書を作成し確認を受けるものとする。

(5) 資格を必要とする作業

資格を必要とする作業は、監督員に資格者の証明の写しを提出する。また、各資格を有する者が施工しなければならない。

第2節 解体撤去工事

1 一般事項

- (1) 解体処分にあたっては、関係法令等に準拠し、適正な処理処分に努める。
- (2) 解体撤去工事から発生する廃棄物は建設リサイクル法に基づき、分別を行い再資源化に努めること。

2 建屋解体

(1) 鉄骨構造部分の解体

屋根折版及び屋根防水を撤去する。解体重機の作業スペースを確保しながら、鉄骨は鉄骨カッターを装備した重機にて解体を行う。なお、散水は十分に行うものとし、粉じんの発生を極力抑えるものとする。解体撤去工事から発生する廃棄物は建設リサイクル法に基づき、分別を行い再資源化に努めること。

(2) 鉄筋コンクリート部分の解体

鉄筋コンクリートの解体を行うにあたり、解体重機の作業スペースを確保しながら安全が確保できる状態で、内部から解体し、完了後外壁部分を解体する。

工事においては、振動、騒音等に十分注意して解体作業を行い、散水は十分に行うものとし、粉じんの発生を極力抑えるものとする。

(3) 基礎解体

基礎解体に先立ち、土間スラブの解体を行う。解体重機の作業スペースを確保しながら安全を確保できる状態で、必要に応じて山留を設置しながら掘削を行い、解体残しのないように確認を行いながら解体を行う。埋め戻しは締め固めを十分に行うように注意する。また、杭基礎は全撤去すること。

(4) 整地工事

必要となる整地工事は、本工事で行うものとする。

3 土木関係工事

- (1) 基礎及び基礎杭の解体時や地下水遮水のための仮設土留等を設置する場合は、解体除外部分に影響のないように計画を行い、施工を行うものとする。
- (2) アスファルト舗装等（縁石、雨水排水側溝、雨水排水柵等）、植栽、及びコンクリート構造物（ブロック積擁壁、植樹ます等）の撤去を行い、撤去物は種類ごとに区分けを行い、関係法令に基づき適切に処分等を行う。

4 廃棄物の保管方法及び処理処分方法

(1) 廃棄物の保管方法

解体作業中に発生する廃棄物は、一時保管するための十分なスペースを確保して適正に保管し、他の作業区域から隔離すること。また、処理処分する廃棄物と売却物を区分けして保管すること。特に、コンクリートガラ等については、発生元を明確にするとともに、廃棄物等の処理処分方法に基づき再利用対象と処分対象を適正に分別して保管し管理すること。なお、保管にあたっては、極力雨水にふれることのないよう管理すること。

(2) 廃棄物の処理処分方法

- 1) 特別管理産業廃棄物は、密閉容器に保管し、関係法令に基づき適切に場外搬出し、高温設備等で処理又は関係法令に基づいて最終処分すること。
- 2) 鉄骨・鉄くず等は、有価物として処分すること。
- 3) その他の廃棄物は、場内に種類別に保管し、関係法令に基づき最終処分を行うこと。
なお、コンクリートガラ等は小割し、ごみや鉄筋等を除去して所定の集積場に保管すること。

(3) 廃棄物の処理処分の管理方法

産業廃棄物として処理・処分する廃棄物は、処理業者の資格、処分の方法、処理量、処分先等を明確にするとともに、マニフェストの写しを保管すること。

(4) 建設発生材の処理処分

資源の有効な利用の促進に関する法律、建設リサイクル法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき、発生量抑制、再利用、適正処理に努めることとする。

- 1) 廃材搬出時及び受入場所等の写真を撮影し、本市へ提出すること。
- 2) 運搬及び処分は、許可業者による建設系廃棄物マニフェストにより管理すること。なお、処分場は処分容量を確認の上、搬出すること。
- 3) 発生材運搬時の運搬ルートへ粉じん等飛散しないような処置を講じて運搬し、事業者の責任において対策をすること。
- 4) プラント機器類については、現場でどこまで解体して搬出するかを調査し、実際に受け入れる中間処理業者のリストを作成し、許可証の写しを添付して監督員に報告すること。

(5) リサイクル計画の作成

事業者は工事着手にあたって、リサイクル計画を作成し施工計画書に含めて監督員に提出すること。

(6) リサイクル報告書の作成

事業者は工事着手にあたって、リサイクル報告書を取りまとめて監督員に報告すること。
なお、建設リサイクル法第18条の規定により報告する内容と適合すること。

(7) リサイクル状況記録写真

事業者は以下により撮影し、リサイクル報告書に含めて本市に提出すること。

1) 撮影内容

積み込み状況、運搬状況（工事現場出発時）、現場内利用状況、工事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況（直接最終処分する場合に限る。）現場内での分別状況、再生資源の状況等を撮影すること。

2) 撮影方法

運搬状況（工事現場出発時）は、積み込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレート等を入れて撮影すること。

現場内利用や工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影すること。

再資源化施設の状況や最終処分状況（直接最終処分する場合に限る。）は、施設名称看板等を入れて撮影すること。

(8) マニフェストの提示

1) マニフェストの提示

事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、産業廃棄物管理票（以下「マ

ニフェスト」という。) を利用し、適正な運搬、処理を行うこと。マニフェストのうち、事業者（排出事業者）が保管すべきものについては、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにすること。建設廃棄物の処理の委託に当たり、マニフェストを交付し、最終処分が終了したことを確認する。ただし、廃棄物処理法に基づく情報処理センターが運営する電子情報処理組織への登録（電子マニフェスト）により確認を行う場合は、この限りでない。

2) 集計表の提示

事業者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、本市に提示すること。

3) リサイクル伝票の提示

事業者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを交付する必要のない品目（再生利用認定制度や個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土など）については、リサイクル伝票（写しで可）を本市に提示すること。

その様式は、事業者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるものなどによる。

4) リサイクル証明書の提示

事業者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合や、高炉還元等を行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設や製鉄所等が発行したリサイクル証明書（写しで可）を監督員に提示すること。

(9) 建設廃棄物の取扱い

工事により発生した建設廃棄物は、発生量そのものを削減し、現場内での分別、再利用等により、工事現場外への搬出を極力抑制する。また、搬出する場合は、再資源化施設に搬出し、資源リサイクルの促進に努める。搬出に先立って、搬出先、再資源化の方法等をリサイクル計画として取りまとめ、施工計画書に含めて提出し、監督員の承諾を受けること。

(10) 発生材の再利用

1) 現場で発生した建設発生土は、埋め戻しに使用すること。

2) 「廃棄物等の処理処分方法」に該当しないコンクリートガラ等は、優先して場内の埋め戻しに使用すること。なお、使用にあたっては、地盤沈下等に留意し、十分な締固め（90%を目標とする。）が可能となるよう材質、粒径（40mm 以下を目標とする。）、土との配合、まき出し厚、締固め方法等を設定し、その品質管理方法を含め、監督員と協議の上、決定する。

3) 鉄骨・鉄くず等については、有価物として処分すること。なお、処分に係る実績について監督員に報告を行うものとする。

(11) PCB 含有廃棄物が発生した場合は、敷地内の本市が指定する場所に保管する。

(12) フロン含有廃棄物が発生した場合は、事業者の責任において適切に処理すること。

第6章 跡地整備工事

1 一般概要

- (1) 本工事は、現施設の解体工事後の跡地に駐車場、仮置場等の整備を行うものである。
- (2) 敷地の地形、地質、周辺環境との調和を考慮するとともに、府中市公共施設の緑化基準を遵守すること。
- (3) 特に記載のない事項については、「第4章 第2節 2 外構工事」に準じること。

2 駐車場

- (1) 駐車場は、見学者及び関係車両等を対象とし、大型バス用 6 台、乗用車 41 台（うち車椅子使用者用駐車場 2 台）、運転員分を必要分、計画する。この駐車場には、来場者が使用可能な電気自動車用急速充電器（乗用車 2 台同時充電が可能なもの）を設置すること。
- (2) 管理棟（北側）に隣接した公用車専用の屋根付き駐車場（パワーゲート付ダンプ 5 台、クレーン付ダンプ 2 台、乗用車 6 台が駐車可能なスペースを有するもの）を設置すること。この駐車場には、電気自動車用急速充電器（乗用車 6 台同時充電が可能なもの）を設置するものとし、他の駐車場と区分けすること。

3 仮置場

- (1) 災害発生時等の非常事態に必要な仮置場を計画する。
- (2) 本仮置場では災害廃棄物の仮置・分別作業が可能なものとし、作業用の照度や電源を確保すること。
- (3) 災害廃棄物の仮置き中から生じる排水は排水設備に繋げること。

第7章 管理棟改修工事

第1節 改修計画概要

1 改修計画方針

- (1) 管理棟改修計画は本書内容に準じた計画とする。
- (2) 新施設が稼働するまで、原則として管理棟の機能を維持又は場内に確保する。
- (3) 新施設建設工事との重複、支障に配慮した施工計画とする。（工期、工事範囲、工事車両動線等）
- (4) 新施設の建設及び管理棟の改修に併せて、職員の移転計画を検討する。（管理棟改修時に資源棟等、敷地内施設へ職員が移転することは可能とする）
- (5) 「建築物の耐久計画に関する考え方（一般社団法人日本建築学会）」に基づき、目標耐用年数を65年程度とする。（竣工年より起算）

2 主要改修項目

- (1) 職員関係スペースの拡張
資源棟の解体に伴い、資源棟の職員関係スペース（事務室、倉庫、更衣室、休憩室等）を管理棟へ移転するため、管理棟当該スペースの拡張を行うこととする。
- (2) 移転後の減容機械室活用
新施設に全てのごみ処理機能を集約するため、新施設の建設・稼働後に管理棟のペットボトル減容機械室が不要となる。このことから、移転後の減容機械室跡は工房エリア（リフォーム工房及び市民工房）の配置を原則とし、本市の意向を踏まえた有効活用の検討を行うこととする。
- (3) 大規模修繕
管理棟はしゅん工から約26年が経過し、雨漏りや空調の不具合など、全体的に老朽化が進んでいる。そのため、昇降設備を含めた大規模修繕等を行うこととする。
- (4) 敷地内他工事との調整
管理棟の改修に当たっては、新施設工事及び、既存資源棟解体工事等、他工事との工期、工事範囲、工事車両の動線等の調整を行い、効率と経済性を考慮した全体的な工事計画を立案すること。

第2節 基本的事項

1 対象施設

(1) 敷地概要

第1章第2節6立地条件を参照

(2) 改修対象施設概要

- ・建物名称：府中市リサイクルプラザ管理棟
- ・建築面積：1116.28 m²（管理棟、ポンプ室）
- ・延べ面積：2003.13 m²（管理棟、ポンプ室）
- ・主構造：鉄骨造 地上2階 地階なし 耐火建築物

(3) 現況施設構成

管理棟1階（1028.40 m ² ）		管理棟2階（936.57 m ² ）		屋上階（19.60 m ² ）	
減容機械室	372.60 m ²	リフォーム工房	472 m ²	塔屋	19.60 m ²
荷捌室・選別室	152.76 m ²	展示ホール	196 m ²		
事務室	113.33 m ²	廊下	158 m ²		
ホール	168.80 m ²	休憩室	19.69 m ²	附帯施設（18.56 m ² ）	
廊下	72.36 m ²	湯沸室・更衣室	27.25 m ²	ポンプ室	18.56 m ²
湯沸室・休憩室	32.60 m ²	便所、その他	63.63 m ²		
更衣室・脱衣室	10.97 m ²				
便所、その他	104.98 m ²	※面積は設計時図書からの参照値であり、現況を優先する。			

なお、管理棟2階には資源棟と連絡する通路橋が接続されている。本改修計画においては、新施設と行き来を行う新連絡通路との接続に関する調整を行う。

2 工事範囲

本工事範囲は下記一式とする。

- ・府中市リサイクルプラザ管理棟及び管理棟附帯施設

3 工期

令和6年10月から令和11年12月

4 工事計画

第4章第1節1計画概要の(2)、第2節の1外構工事、第3節の1から3に準じる。

また本章第3節以降に加え、第4章第4節、同第5節の内、本改修工事に適用される内容はこれに準じる。この他、工事に必要な仮設計画は、事業者の提案とする。

第3節 全体計画

1 設計方針

本改修設計指針は、第2章1節 設計指針に準じることに加え、以下の内容を指針とする。

- (1) 建築計画は、既設建屋を利用する条件のもと、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、より快適安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意し、各部のバランスを保った合理的なものとする。
- (2) 災害時を含め、施設利用者の安全を確保できる施設とする。
- (3) 風水害・地震等の大規模災害時においても、必要とされる施設機能を保持し、災害後の早期復旧が可能な施設とする。
- (4) 施設利用者、職員および作業員の安全性、快適性やユニバーサルデザインに配慮し計画を立案すること。なお、計画の立案においては、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「府中市福祉のまちづくり条例」に準拠すること。ただし、既存利用のため、基準への準拠が困難となる事項が生じた場合は、本市と協議のうえ対応を決定する。
- (5) 見学者動線上の室名札および案内板については、2カ国語（日本語、英語）とし、詳細は本市と協議のうえ決定する。
- (6) 見学者エリアとリサイクルプラザ運営に係るエリアは扉等で仕切るなど、見学者が容易に運営・管理エリアに進入しないよう考慮すること。
- (7) ライフサイクルコストの削減等、経済性に優れた計画とすること。

2 適用基準

- (1) 建築基準法、消防法、労働安全衛生法など順法が必要とされる法令及び条例、規則等の準拠
- (2) 「公共工事標準仕様書」、「公共建築改修工事標準仕様書」、「建築設備設計基準」の建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編、各最新版

3 移転計画

新施設建設工事及び管理棟改修工事中の職員移転計画は、下記(1)から(5)の内容を考慮の上、本市との協議を十分に行い、良好な作業環境を保持したうえで、効率の良い、経済性に優れた計画を立案すること。また、移転に伴う移設、諸費用及び、手続き等一式を本工事に含むものとする。

(1) 既存管理棟職員の移動

- ・管理棟改修工事中は敷地内の代替施設へ移動し営業する。
- ・代替施設の整備、または仮設事務所の建設は本工事に含まれる。
- ・既存資源棟内等、既存施設を代替利用することも可能とする。
- ・管理棟拡張工事を減容機械室改修工事以前に行う場合においては、管理棟を運営しながら減容機械室改修工事を行うことを可能とする。

(2) 資源棟職員の移動

- ・既存資源棟職員は、既存資源棟解体工事前に管理棟、または仮設事務所へ移転すること。
- ・仮設事務所を建設する場合は、2部署職員の利用を想定し、ミニキッチンを備えた給湯室、シャワー室、手洗い洗面所、必要数の男女別便所、必要数の男女別更衣室を建物内に設置すること。執務エリアは、10名程度が利用可能な室と、13名程度が利用可能な室の2室とする。什器、備品等の整備は本工事に含む。この他、必要とされる諸室、設備においては本市との協議を行い対応すること。

(3) 減容機械室の移動

- ・新施設が稼働するまでは、管理棟減容機械室を使用すること。
- ・管理棟減容機械室跡の改修工事は新施設の稼働後とする。

(4) リフォーム工場の移動

- ・管理棟改修工事期間は、本工事で敷地内に仮設作業場を用意する。
- ・仮設作業場を整備する際の規模及び仕様は、本市との協議のうえ実状にあったものとする。

(5) 備品類

- ・備品類に関しては、更新を原則とする。
- ・備品類及び保管中のリサイクル品等に関しては、工事中の保管方法の提案を行うこと。

第4節 構造・建築仕様計画

1 基本方針

- (1) 本改修は、建築基準法による構造規定の既存遡及を受けない範囲で行うこと。ただし、構造規定の既存遡及を受け現行法が適用になっても、構造改修が不要、もしくは軽微な場合についてはこの限りではない。
- (2) 本改修に伴う荷重の増減に関しては、構造設計資格者による照査を行った上で工法を決定すること。

2 職員および見学者関係諸室

- (1) 諸室配置は本市の意向を理解し、十分に協議し決定すること。
- (2) 改修にあたっては、間仕切壁の撤去・新設といったレイアウトの変更を伴うことから、実施にあたり、本市と十分協議し、決定すること。
- (3) 見学者用諸室は、見学者動線を考慮し提案すること。
- (4) 下表に記された諸室以外の各箇所においても、改修に係する範囲は本改修対象とする。
- (5) 室配置においては、巻末の「管理棟室配置案」を参照すること。

室名称	計画階	改修概要
事務室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・職員数15名以上の使用を想定する。 ・OAフロアとする。 ・事務室内には打合せエリアを設ける。
会議室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室に隣接する配置とし、実状に応じた面積とする。
休憩室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・計60㎡以上とし、実状に応じた面積とする。 ・共用休憩室、男性用休憩室、女性用休憩室を設ける。 ・男性用、女性用休憩室には押入れを設ける。
男性用更衣室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・20人程度の利用を想定する。 ・ロッカー使用台数は2台/人とする。 ・ロッカー1台は幅320×奥行520×高さ1800程度を想定する。
女性用更衣室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・4人程度の利用を想定する。 ・ロッカー使用台数は2台/人とする。 ・ロッカー1台は幅320×奥行520×高さ1800程度を想定する。
湯沸室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・キッチンユニット、食器棚等の設置スペースを確保する。
職員用便所	2	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別とし、手洗い器を設け、多目的トイレを併設する。 ・職員数に応じた便器数とする。
浴室・脱衣室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・3人程度の利用を想定する。
洗濯・乾燥室	2	<ul style="list-style-type: none"> ・洗濯機、乾燥機 各6台設置を想定する。
掃除用具庫	各所	<ul style="list-style-type: none"> ・便所内に適宜設ける。
リフォーム工房	1	<ul style="list-style-type: none"> ・減容機械室跡に配置する。 ・家具、自転車の修理に適した内装仕上げ材とする。 ・工房職員の休憩所を設ける。

		<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品の写真撮影場所を設ける。 ・原則として床面積は200㎡以上とする。
市民工房	1	<ul style="list-style-type: none"> ・減容機械室跡に配置する。 ・見学者、来場者がリサイクル体験等の実習を行う。 ・20人程度が作業を行うため、原則として床面積は100㎡以上とする。 ・音響設備及び映像設備を設ける。
展示スペース	1	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル品の展示を行う。 ・展示品数は300点程度を想定する。
来訪者用便所	1	<ul style="list-style-type: none"> ・男女別とし、手洗い器を設け、多目的トイレを併設する。 ・来訪者想定数に応じた便器数とする。 ・便所に加え、授乳室、ベビールーム等、子供連れ来訪者に対して利用しやすい整備を行うこと。
多目的スペース	1	<ul style="list-style-type: none"> ・無料引取コーナー、催事等、多岐使用を想定する。 ・リサイクルに関する展示を行う。 ・展示に伴う備品類の設置を含む。 ・倉庫を含め、100㎡程度を想定する。
倉庫	各所	<ul style="list-style-type: none"> ・実状に応じた配置、規模を計画する。
階段・通路	1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・改修を原則とするが、使用状況に応じ本市と協議を行い改修範囲を決定する。
エレベーター	1-2	<ul style="list-style-type: none"> ・更新とする。
職員玄関附室	1	<ul style="list-style-type: none"> ・ヘルメット、雨具、長靴等を着脱する。
荷捌室	1	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模修繕の対象とする。
ポンプ室	外部	<ul style="list-style-type: none"> ・劣化調査を行い、本市と協議のうえ改修範囲を決定する。

第5節 改修・仕上計画

1 改修・仕上概要

- (1) 工事材料は、原則として JIS、JAS 等規格品を使用し、耐久性能、保守性能、作業性および互換性に優れた材料を選定すること。
- (2) 景観計画に定める誘導基準を遵守し、良好な都市景観の形成に努めること。
- (3) 仕上げ材は、建物相互の統一性を考慮し計画すること。
- (4) 既存の仕上材の一部に、アスベスト含有の可能性があるため、除去にあたっては適切な調査を行い、対策を講じること。

2 屋上防水等改修工事

屋上防水、及び金属屋根の改修を行う。改修方法は事業者の提案によるが、施工の確実性、耐久性、メンテナンス性およびライフサイクルコストの削減等に優れた提案を行うこと。なお、庇、ポーチにおいても同様とする。

1) 主要項目

- ① 屋根塗装を行う場合は、清掃のうえ、再塗装するものとし、下地調整は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」による RB 種以上とする。
- ② ドレイン、樋は更新とする。
- ③ 屋上部のアルミ製笠木は、更新し、コーキングは打ち替えること。

2) 屋上防水工事

- ① 屋上防水は更新とする。
- ② 屋上は歩行可能とすること。
- ③ 屋上緑化及び、屋上設置機器類等の撤去復旧を考慮した計画とすること。

3) 漏水事象の調査、改修

漏水原因の調査を行い、改修すること。

3 外壁改修工事

外壁について、事前施工数量調査を実施し、市監督員の承諾を得ること。

(1) 鉄筋コンクリート部分

ひび割れ部分の改修については、調査を行い、清掃のうえ樹脂注入工法および U カットシール充填工法など適切な処置を行った後、耐候性、撥水性に優れた塗装等を行うこと。既設仕上げが塗装の妨げになる場合は適切に除去すること。

1) 主要項目

- ① ひび割れ部、欠損部、塗装浮きなどは、劣化部分の除去および樹脂モルタル補修やひび割れ部分の樹脂注入工法および U カットシール充填工法等による。
- ② 目地、シール部は、打ち替えること。
- ③ 仕上塗装は、防水形複層塗材とすること。

(2) 押出成型セメント板部分

押出成型セメント板部分については、ひび割れや剥落等の調査を行い、下地調整、清掃後、目地の打ち替えを行う。

1) 主要項目

- ① ひび割れ部、欠損部はパネル材更新とすること。
- ② 塗装浮きなどを補修する場合は、劣化部分の除去および樹脂モルタル補修すること。
- ③ 目地、シール部は、打ち替えること。
- ④ 仕上塗装は、防水形複層塗材とし、耐候性に優れたものを選定すること。
- ⑤ 下地調整は「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」による RB 種以上とする。

(3) アルミ押出成型波板部分

アルミ押出成型波板部分は、更新を原則とする。

1) 主要項目

- ① アルミ押出成型波板材は、施工後の穴あき保証が 25 年以上のもの、または同等の性能を有するものとする。

4 外部建具工事

電解着色された建具を除き、外部建具は、全面の塗装補修を原則とする。ただし、実施設計協議において、機能面・耐久面で更新が必要と本市が判断したものは更新とする。

1) 主要項目

鋼製扉、鋼製シャッター、アルミ製窓・アルミ製扉等、外部に面する建具

2) 範囲と仕様

- ① 外部建具塗装は耐候性塗材とする。
- ② 扉の施錠は、本市との協議を行い必要に応じて更新すること。
- ③ 耐腐食仕様が求められる部分の建具については、適切な材質や仕上げを提案すること。
- ④ 鋼製シャッターに関しては原則更新とする。ただし、レイアウト変更等により設置が不要となる場合は撤去を行い閉塞する。

5 内部建具工事

鋼製建具については、塗装補修までを原則とする。ただし、実施設計協議において、機能面・耐久面で更新が必要と本市が判断したものは更新する。

1) 特記事項

- ① 見学者および職員の動線上のものは意匠性に配慮したものとする。

- ② 建具の更新にあたっては、「建築基準法」および「消防法」への適合を確認のうえ、必要に応じ関係機関と協議・申請等を行うこと。
- ③ 防音対策を講じる必要がある建具は防音性能を有する仕様とすること。

6 内装工事

内装仕上げは、居室、居室間をつなぐ廊下、通路、玄関、ホール、作業場等の更新を行う。ただし、既設が健全かつ機能上支障がなく、来訪者から視認できない範囲および職員が日常利用しない範囲については、協議を行い、本市の判断により既存利用も可とする。

1) 主要項目

天井下地補強、モルタル壁補修、天井ボード・壁仕上げ・床仕上げ更新

2) 範囲と仕様

- ① 各諸室の機能、用途に応じて必要かつ適切な仕上げ材を採用し、建物内の機材の運搬や多数の人の往来、温度変化による膨張、収縮、水や油類の仕様等、特殊性を考慮し、これらの条件に耐えうる材料を選定すること。事務室はフリーアクセスフロアまたは配線ピット方式とする。
- ② 空調する部屋の壁は、結露防止を考慮すること。
- ③ 騒音を生じさせる諸室の壁および天井の仕上げは、吸音材貼り付け工法など防音対策を講じること。
- ④ 側溝や床面、柱脚部等で劣化したコンクリート部分は、必要な補修を行うこと。
- ⑤ コンクリートが剥離、鉄筋が露出している部位の補修を行うこと。なお、劣化しているコンクリートは必要な補修を行うこと。
- ⑥ 必要に応じて、天井下地の補強や天井ボードの取り付け補強を行うこと。
- ⑦ 結露水や漏水により劣化した部分は、更新すること。
- ⑧ 壁、天井、開口部取り合い枠などの補修と再塗装を行うこと。
- ⑨ 防火区画などを整理し、必要に応じ各区画に適した壁、床、天井等を設置すること。
- ⑩ 内装制限にかかる部分は、不燃認定材等適した材料を使用すること。
- ⑪ 材料は、環境負荷の少ない環境に配慮したものを選定すること。
- ⑫ シックハウスに関わる VOC 含有物は極力排除し、材料はすべてF☆☆☆☆以上とする。
- ⑬ 職員関係スペースの拡張に伴うレイアウト変更による内装仕上げ材及び、内装下地材は新設とする。

7 鉄骨金属類工事

露出している鉄骨および鉄部の劣化や塗装の劣化が著しい部分については、更新も含め補修の検討を行う。

1) 主要項目

下地調整、錆止め塗装のうえ、再塗装を行うこと。

2) 範囲と仕様

- ① 鋼面の下地調整は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」による RB 種以上とする。
- ② 塗料については、既設同等以上の品質を確保するものとし、使用用途に応じ耐久性等を十分加味し選定すること。

8 外構

管理棟外構工事は下記の範囲（駐輪場、雨水排水路の改修、外部階段、ポンプ室、その他）とする。

なお、土木工事を行う場合は、安全かつ合理的な工法を採用し、発生土は、可能な限り場内利用とし、やむを得ず搬出する際は、事業者の責任において処分先を確保し、本市の承認を受けるものとする。

1) 駐輪場

- ① 既製品屋根付き駐輪場新設とし、駐輪台数は 20 台程度とする。
- ② 管理棟職員及び来場者の動線を考慮し、本市の要望に沿った配置とする。

2) 雨水排水路の改修

- ① 更新を原則とする。
- ② 劣化の状況により更新が不要と考えられる箇所においては、協議のうえ、本市の判断により対応する。

3) 外部階段

- ① 職員出入り用の外部階段を設置する。
- ② 階段は鉄骨製とし、溶融亜鉛メッキ仕上げとする。
- ③ 設置位置は管理棟東側とし、管理棟とは構造的に別棟とする。
- ④ 階段基礎は沈下に配慮した工法とすること。
- ⑤ 検討の結果、設置が困難とされた場合は、本市と協議を行い代替案を提示すること。

4) ポンプ室等

- ① 建屋及び囲障等、現況調査を行い、実施設計協議において、機能面・耐久面に優れた改修を提案し本市が決定する。

5) その他

- ① 1) から 4) 以外においても、新設工事の範囲を除く管理棟及び、管理棟附帯施設に係る範囲及び、その施設を工事対象とする。
- ② 新設工事との、取り合い調整を行うこと。

第6節 建築設備工事

1 建築機械設備

(1) 共通仕様

- 1) 建築機械設備は、基礎も含めて全て撤去、機器の更新を行うことを原則とする。ただし、実施設計協議において、長期継続使用が可能と本市が判断したものは、更新を行わず、オーバーホール等の維持管理による継続使用とすることもある。
- 2) 機種、機能、目的の類似した機器は、集約した配置とし、点検整備作業の効率化、緊急時への迅速な対処ができるように考慮すること。
- 3) 各諸室の必要性を考慮し、適切な箇所に器具を設置すること。
- 4) 配管に対し、振動のおそれがある箇所には、防振継ぎ手を設けること。
- 5) 配管・機器等には、監督員の指示する箇所に文字、矢印を記すこと。弁には、状態表示のプラスチック札を取り付けること。札の文字は彫りこみとし、ステンレス製チェーンにて取り付けること。
- 6) アンカーボルト、ナットおよび湿気のある場所、屋外の機器・配管用の支持金物は、耐腐食性を考慮し、ステンレス製とすること。
- 7) 機器のアンカーボルトで後打ち施工のものは、ケミカルアンカー（ステンレス製）とすること。
- 8) ポンプ、送風機、吹出口、桝など、機器・機材の保守点検に必要な工具一式を納入すること。
- 9) ポンプ類は原則として、交互運転が可能なよう複数台設置とすること。

(2) 空気調和設備

1) 主要項目

- ① 冷暖房機器の更新
- ② 来訪者エリア、新設及び内装更新の居室の冷暖房機器の新設及び更新

2) 設計条件

- ① 設計用屋内条件は、下記のとおりとする。

		外 気	室 内
夏 季	乾球温度	※	26～28℃
	相対湿度		45～50%
冬 季	乾球温度	※	19～22℃
	相対湿度		40%

※外気条件は建築設備設計基準最新版による。

- ② 空調は電気式とする。
- ③ 負荷計算、機器および管路の算定書等を提出すること。
- ④ 中間期には外気取り入れを行うこと。

- ⑤ 従業員が常時就業する室に供給される空気中の浮遊粉塵量等は、厚生労働省「事務所衛生基準規則」を遵守すること。
- ⑥ ダクトおよび配管については、風量調整、防火区画などを考慮したものとする。
- ⑦ 吸気口は、車の排気ガスなどを吸気しないような位置に設けること。また、防虫対策を行うこと。
- ⑧ 排気口および吹出口は、室の使用目的に応じた材質・形状とし、放熱機器、気流分布などを考慮して適切に配置すること。また、外壁に設けるベントキャップ、フード類等は、低圧損型とし、雨水・鳥獣等の侵入を防ぎ、耐食性に優れたものとする。
- ⑨ 排気口の位置は、周辺への影響が少ない位置とする。
- ⑩ 防煙ダンパおよび防火・防煙ダンパの形式は、高所や維持管理の困難な部分は自動復帰型、それ以外の部分は手動復帰型とする。
- ⑪ 粉塵、湿気のある空気中で使用する場合は、固着による作動不良を回避する機構のダンパを用いること。
- ⑫ 配管材料は、配管材料一覧（参考）に示すとおりとし、適切な材料を提案すること。
- ⑬ 冷媒配管は銅製とし、保温すること。盤上部等、感電・漏電の危険を伴う場所には敷設しないこと。

配管材料一覧（参考）

設備名	管種名・規格		使用箇所	備考
上水設備	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116		SGP-VB
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	土間下	SGP-VD
	水道用硬質塩化ビニル管	JIS K 6742	屋外埋設	HIVP
排水設備	排水用塩化ビニルライニング鋼管	WSP 042		D-VA
	硬質ポリ塩化ビニル管	JIS K 6741	土間下、屋外埋設	VP
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	通気・空調用排水	SGP 白
給湯空調設備	給湯用塩化ビニルライニング鋼管	WSP 043	冷温水	HVA
	一般配管用ステンレス鋼管	JIS G 3448	給湯	SUS304 TPD
	水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116	冷却水	SGP-VA
	圧力配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3454	蒸気	STPG
	配管用炭素鋼鋼管	JIS G 3452	ドレン	SGP 白
	保温付被覆銅管	元管 JIS H 3330	冷媒管	

その他水質・条件により決定

(3) 換気設備

1) 主要項目

- ① 居室のシックハウス換気機器の更新、新設
- ② 換気機器の更新
- ③ 湯沸室系統ダクトの更新

2) 設計条件

- ① 作業環境を良好に維持し、各機器の機能を保持するため、換気を必要とする諸室に応じた換気を行うこと。

- ② 換気バランスを取るとともに、位置および構造を十分に考慮すること。また、自然換気等も取り入れ、省エネルギーに努めること。
- ③ 耐食性を必要とするダクトの材質は、原則としてステンレスまたは塩ビコーティング鋼板製を使用すること。
- ④ 外気条件は、空気調和設備と同条件とする。また、外気による換気を行える計画とすること。
- ⑤ 換気により、室内温度が極端に低下すると見込まれる場合は、風量コントロールができるよう考慮すること。また、ショートサーキットが起らないよう計画すること。
- ⑥ ダクトは、原則として低速ダクトとする。
- ⑦ 換気扇は、防鳥網などを適宜付ける。低騒音、着脱可能型とする。
- ⑧ 壁付け換気扇は、シャッター、フード付を原則とし、換気扇による風切り騒音や内部騒音の拡散に留意し計画する。

(4) 給排水衛生設備

1) 主要項目

- ① 給水配管の更新
- ② 給湯配管の更新
- ③ 衛生器具の更新
- ④ 排水柵の清掃、蓋交換（状況に応じて補修）
- ⑤ 配管敷設および柵設置（必要に応じて）

2) 設計条件

- ① 衛生器具は JIS 仕様とし、節水、防露形とすること。
- ② 大便器は洋式とし、温水洗浄便座とする。
- ③ 大便器は、VB 付節水型フラッシュバルブとする。洗浄水圧が低い場合は、ロータンク付（防露型）とすること。洋式大便器ブースは、コンセント設備（アース付）を設ける。多目的便所及び、乳幼児連れ配慮ブースなどの多目的大型ブースの大便器は、レバー操作弁式とする。
- ④ 小便器は、節水自動洗浄（ハイタンク式以外、個別小便器洗浄）とする。洗浄水圧が低い場合は、ハイタンク式（防露型）とすること。壁掛け大形ストールを基本とする。手すり付き小便器を男子便所毎に 1 か所設ける。
- ⑤ 掃除流し台は、リムカバー、バックハンガー付とし、原則として給水栓を設ける。
- ⑥ 洗面器は、原則として大型、水栓は感知式とする。
- ⑦ 混合栓は、原則としてサーモ付とする。
- ⑧ 排水管は、外部排水管含め更新を原則とし、施工が困難と本市が判断した場合は、柵間を含め高圧洗浄を行う。
- ⑨ ウォータークーラー、手洗い石鹸、手洗い乾燥機、うがい器等を必要箇所に必要数設置する。
- ⑩ 便座クリーナー、サンタリーボックスを必要数設置する。

(5) 昇降機設備

既存油圧式昇降機から電気式昇降設備への更新を行う。

ユニバーサルデザイン、福祉関連条例に準拠し、現行の建築基準法に適合した仕様とする。

2 建築電気設備

(1) 電気設備共通

- 1) 既設建築電気設備は配線、配管、盤も含め全て撤去、更新することを原則とする。ただし、実施設計協議において、長期継続使用が可能と本市が判断したものは、更新を行わず、オーバーホール等の維持管理による継続使用とすることもある。なお、既設の改修等により不要なケーブルや配管が残存しているものについても、撤去するよう努めること。
- 2) 電気配線工事にあつては、電力供給の信頼性、安全性、省エネルギー、省力化、経済性やリサイクルの観点からエコ電線・エコケーブル、配線器具等の機器材料の新製品、新配線工法、配線工事用工具等を検討すること。
- 3) 各機器の操作、制御および表示は、原則として動力制御盤による。また、必要なものについて遠隔操作・制御が可能であること。
- 4) 照明は、人員配置や業務内容から必要にして十分な照度を設定すること。人感センサー、照度センサーを採用した照明、外灯にするほか、LED 照明を採用するなど、設備の省エネ対策を行うこと。
- 5) 原則、吊り金具、プルボックスは耐腐食性を考慮し、溶融亜鉛めっきとする。
- 6) 屋外、多湿箇所に設置する盤は、耐腐食性を考慮し、溶融亜鉛めっきとする。
- 7) 地中配線、配管、ハンドホールは、更新とする。

電気方式および用途（動力設備）

電源名称	電気方式	用途
一般動力電源	3φ3w 210V	空調・換気ファン等 ポンプ類（注）
保安動力電源	3φ3w 210V 3φ3w 400V 系 （注）	エレベータ・排水ポンプ等 防臭目的のファン等

（注）特殊なもの、小容量のものを除く。
保安動力電源 400V 系の詳細は協議とする。

電気方式および用途（照明・コンセント設備）

電源名称	電気方式	用途
一般照明電源	1φ3w 105/210V	一般照明・コンセント等用
保安照明電源	1φ3w 105/210V	保安照明・誘導灯（常時）用、事務室・コンセント LAN機器、通信機器、テレビ電波 障害、電話、放送、時計、自動火災報知電源等
非常用照明電源	AC100V	非常用照明・誘導灯（非常時）用（蓄電池内蔵型も可）

盤類の形式・構造

名称	形式	閉鎖階級	備考
直流電源装置	鋼板製垂直自立閉鎖盤	JEM 1425 MW 以上	-
動力制御盤	鋼板製垂直自立閉鎖盤壁掛 型・スタンド型	-	居室外に設ける場合は防じん形とし、 必要に応じて防湿、防雨形とする。
現場操作盤	動力制御盤に準ずる。	-	-
分電盤・端子盤	鋼板製押込型または壁掛型	-	居室外に設ける場合は、防じん 形とし、必要に応じて防湿、防 雨形とする。

※ボックスの仕様は IP 規格にて表示する。

※防じん仕様盤は扉上にはほこり溜まり板を取り付ける。

※防じん形盤は扉と筐体部分にはほこりを浸入しにくいゴム類のパッキンを取り付ける。

(2) 動力・電灯設備

本設備は給排水、冷暖房および換気等の建築設備の動力負荷ならびに電灯分電盤に対する電源設備で、動力制御盤および電灯分電盤の設置ならびにプラント設備工事にて設置する建築動力・照明主幹盤より動力制御盤および電灯分電盤までの必要な工事一切とする。

1) 動力電灯幹線設備

① 幹線（管理棟動力電灯幹線）の更新

- a 分岐回路増設
- b 保安回路負荷増設
- c 予備回路（10%以上）
- d ハンドホール蓋の更新（状況に応じて補修）

② 電灯盤、動力盤の更新

- a コンセント負荷最適化による回路増設
- b 保安回路増設
- c 予備回路増設
- d トリップ警報
- e 雷保護対策

2) 動力制御盤

分散配置を原則とし、室別・用途別に適切に配置する。

① 形式および構造

表「盤類の形式・構造」に示すとおりとする。

② 収納機器

配線用遮断器、漏電遮断器、電磁接触器、過負荷継電器、ヒューズ、表示ランプ、操作スイッチ、電流計、電圧計等

③ 特記事項

湿気・水気の多い場所、工場部分、屋外部分に設置される負荷の電源には、個別に漏電遮断器を設け、遮断時に事務室に状態を表示する。

原則として、操作機能を有すること。負荷が集中配置されている場合には、共通盤としてもよい。

3) 配管・配線材料等

① 配管材料

a 屋内

ケーブルダクト、ケーブルラック、電線管または PF 管とする。なお、湿気・水気の多い場所で使用する電線管は、熔融亜鉛メッキ鋼管とし、機械的衝撃などを受けるおそれがない場所では、合成樹脂管を使用してもよい。

b 屋外

ケーブルダクト（ステンレス製）、ケーブルラック（溶融亜鉛メッキ、カバー付）または溶融亜鉛メッキ鋼管とする。ただし、地中埋設部は、波付硬質ポリエチレン管とする。

② 配線材料

a 動力回路

EM-CE ケーブルとし、耐熱・耐火性能を要する等の場合には、各用途に即したケーブルを使用すること。

b 監視制御回路

小勢力回路は通信ケーブル（遮へい付）とし、その他は EM-CEE ケーブルまたは EM-CEES ケーブルとする。

(3) 照明およびコンセント設備

1) 照明および照明器具の設置・更新

照明設備は、作業の安全および作業効率と快適な作業環境の確保を考慮した設計とする。また、集中監視装置を事務室に設置する。非常用照明および誘導灯は、「建築基準法」および「消防法」に準拠し設置する。

- ① 照明器具は、用途および周囲条件により、防湿、防水、防錆、防じんタイプ、ガード付等を使用する。防湿、防じんタイプは I P 規格にて表示する。
- ② 高天井の照明についても省エネ、長期使用を考慮した器具とする。
- ③ 高天井の照明は、保守点検上支障のない設置を考慮する。
- ④ 「建築基準法」または「消防法」による非常照明および誘導灯は、電源別置型または蓄電池内蔵型を基本とする。
- ⑤ 照度は、JIS Z 9110 : 2011「中間値以上」および、次表の数値を参考に適切に設定し、本市との協議のうえ決定する。

照度設計基準（平均照度）

場所	照度（ルクス）
事務室	750 以上
会議室、工房エリア、展示エリア	500 以上
休憩室、見学者通路説明場所	300 以上
浴室、洗面、洗濯室	200 以上
湯沸し室、便所、脱衣室、更衣室等	150 以上
通路、階段	100 以上
非常照明	2～10

- ⑥ 照明のスイッチは、リモコンスイッチ、多路スイッチなどを使用し運営保守に支障の無い配置とする。
- ⑦ 屋外、多湿箇所に設置する器具は、ステンレス製（防湿、防雨型）とする。

- ⑧ 外灯は、安全性、防犯性、設備との調和に十分に留意した計画とする。また、必要照度については、JIS Z 9110：2011 を参照するほか、既存照明による照度を下回らないよう適切に設定する。
- ⑨ 便所、廊下、階段照明は人感センサーおよび昼光センサーなどによる点滅・調光とする。
- ⑩ 詳細照度が必要な場合は照度分布図にて本市と協議すること。
- ⑪ 蛍光灯・白熱灯器具の LED 器具への更新
 - a 基本照度基準は JIS Z 9110（既存照明器具配置、既存照度も考慮して協議）
 - b 既存照度分布図を作成し、更新後は同等以上とする。
- ⑫ ナトリウム灯器具の LED 器具への更新
- ⑬ 誘導灯器具の更新
- ⑭ 非常用照明器具の更新、法的照度の確認、および最適配置検討
- ⑮ 外灯器具の更新
- ⑯ 保安回路による停電時照度確保（30%程度）
 - a スイッチ系列の変更、更新
 - b スイッチに保安回路の旨記入
 - c 便所照明（人感センサー増設）
 - d 廊下、階段（人感センサー、光センサー増設）

2) コンセント設備

- ① コンセントは維持管理性を考慮した個数とし、用途および使用条件に応じてアースターミナル付、扉付、鍵付、防雨・防爆・防湿型等を採用すること。
- ② 機械室、倉庫等については、機器、棚等の配置を考慮して適宜設ける。
- ③ 保安用コンセントを事務所などのほか災害時の対応を想定し、管理用、ネットワークコンピューター、電話交換機、通信網HUB、コピー機、防災機器、電波障害対策機器等に設置すること。コンセントは色別とする。
- ④ 単独回路、接地が必要な回路を適宜設ける。
- ⑤ 床洗浄を行う諸室については、原則床上 80cm 以上の位置に取り付ける。
- ⑥ 既存コンセント 20A分岐回路の負荷容量最適化
- ⑦ 接地接続が必要な負荷に対する接地端子、および接地極の取付
- ⑧ コンセント回路番号の表示(プレート記入)

(4) 受変電設備

- ① 受変電設備に高圧で引き込み、キュービクルから各所へ低圧電力供給を行う。
- ② 主要機器 受変電設備容量は、将来の負荷の増設及び更新も考慮し計画する。
- ③ 設備容量：計画建物規模により想定する。
- ④ 変圧器は高効率型を採用する。

(5) 自動火災報知設備

自動火災報知装置、自動閉鎖装置の受信機を消防防災用制御盤として、管理棟に設置・更新する。なお、他の盤類と列盤とする場合は、形式、寸法などを合わせる。

受信機、感知器、配線、配管等の一切を更新する。感知器の法的配置を検討するとともに、感知器不適正による誤報を改善すること。別棟の火災警報表示を検討すること。

(6) 放送設備

1) 業務放送更新

- ① 全館放送音響装置、操作パネル、BGM 装置、チャイム、AM・FM チューナー、外部入力端子、緊急地震速報装置、ページングなどを設置する。
- ② 一斉放送可能とし、管理用諸室、廊下・階段、関係諸室、屋外など、任意に選択可能とする。
- ③ アンプ、回線セレクターの更新。
- ④ 総合盤へアンプ架を組込
 - a AM、FM チューナー（アンテナ、SPD 共）
 - b CD プレーヤー（SD、USB 対応）
 - c 外部端子接続端子
 - d 緊急地震速報
- ⑤ 運用上必要な箇所に対話用マイク（リモコンマイク）を設置する。

(7) インターホン

インターホン設備は、諸室間の通話を目的とする相互式インターホンと正面玄関／通用口と事務室に外来者用インターホン（カメラ付き）を計画すること。

(8) テレビ共同受信装置

- ① 地上デジタル波および衛星放送対応の共聴設備を設置し、必要な箇所まで配管・配線する。また、各チャンネル共、最終端レベルは建築設備設計基準を満足すること。
- ② 設置する室は、事務室、休憩室、会議室等とする。
- ③ 配線は同軸ケーブルとし、原則として天井隠蔽または埋込配管とする。

(9) 電話設備

- ① 必要箇所に電話を設置し、外線ならびに内線通話を行う。
- ② 引込幹線配線、配管を更新する。（ハンドホール含む）
- ③ 電話交換機、電話機本体、電話集合装置、配管等の一切を更新する。また、光通信および構内 LAN 設備設置に係る配管配線工事を行う。

外線用	[]	回線（協議により決定する）
内線用	[]	回線（協議により決定する）
光通信	[]	回線（協議により決定する）

- ④ 電話機の更新（一般、多機能、停電）
- ⑤ 通信子機、充電器、中継アンテナ等
- ⑥ 停電対策機能、ページング機能等
- ⑦ 既存端子盤内整理、盤更新

(10) 構内通信網設備

- 1) 光回線や専用回線等に対応可能な計画とすること。
- 2) 通信コンセントを事務室、会議室等に適宜配置することとし、セキュリティ対応の Wi-fi も対応可能な計画とすること。
- 3) 本市、事業者は通信用回線の圧迫を避けるために別システムとすること。
- 4) 本庁への内線通話に対応したシステムとすること。
- 5) その他、以下共通事項
 - ① 固定されていない HUB 機器等の収納用機器収納箱の増設
 - ② 配線の更新、整理
 - ③ 固定されていない配線の固定、および整理
 - ④ 壁、床配線のモールによる保護
 - ⑤ 引込幹線機器の機器収容箱更新

(11) ITV 設備

- ・正面玄関口・最終退出口、連絡通路、共用部のエレベータホールの防犯管理を目的とした監視カメラ設備を計画する。
- ・事務室へメインモニタを設置する。
- ・モニタ画面は録画装置により一定期間保存可能な計画とする。

(12) 再生可能エネルギー発電設備

太陽光パネルを設置する。屋根の積載荷重を考慮したうえでパネル設置方法および配置の提案を行うこと。

(13) 見学者説明設備

- 1) 説明用映写設備
 - ① 大型液晶ディスプレイまたはプロジェクターおよび電動スクリーン
100 インチ以上を基本として可能な限り大きなサイズとし、その他必要な機材および備品（プロジェクター採用時の電動遮光カーテン含む）等を設置すること。
 - ② 音響設備、演台
 - a 演台映像入力、映像切替スイッチャー
 - b ワイヤレスマイク、アンプ、メインスピーカー、サブスピーカー

c 接続コネクタ盤他

- ③ 部屋の照明器具は調光式とし、説明用映写装置で映像を投影する際には部屋内照度を落とし、映像が視認し易く出来るよう考慮すること。

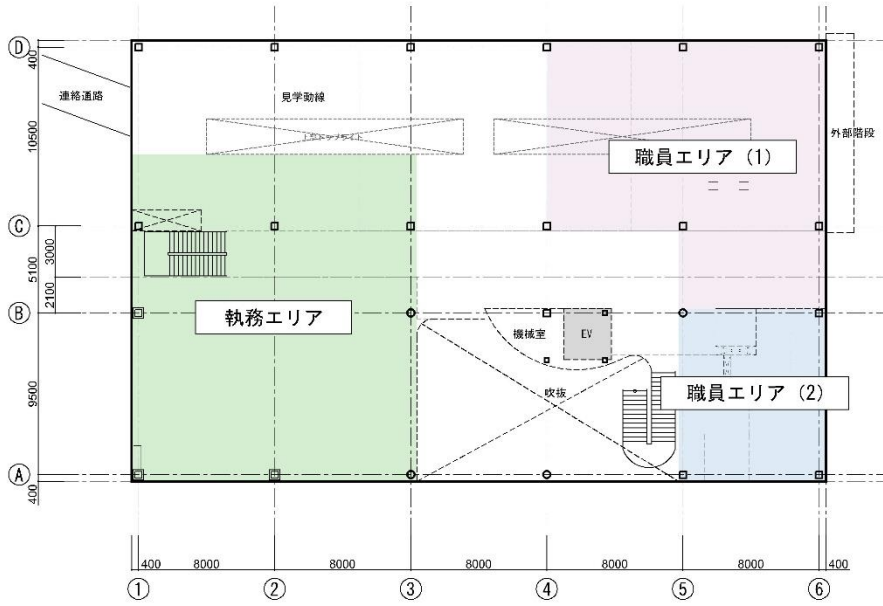
(14) 電気時計設備

- ・必要諸室に電気時計を設置する。
- ・親時計は事務室に設置するものとする。

(15) 機械警備設備

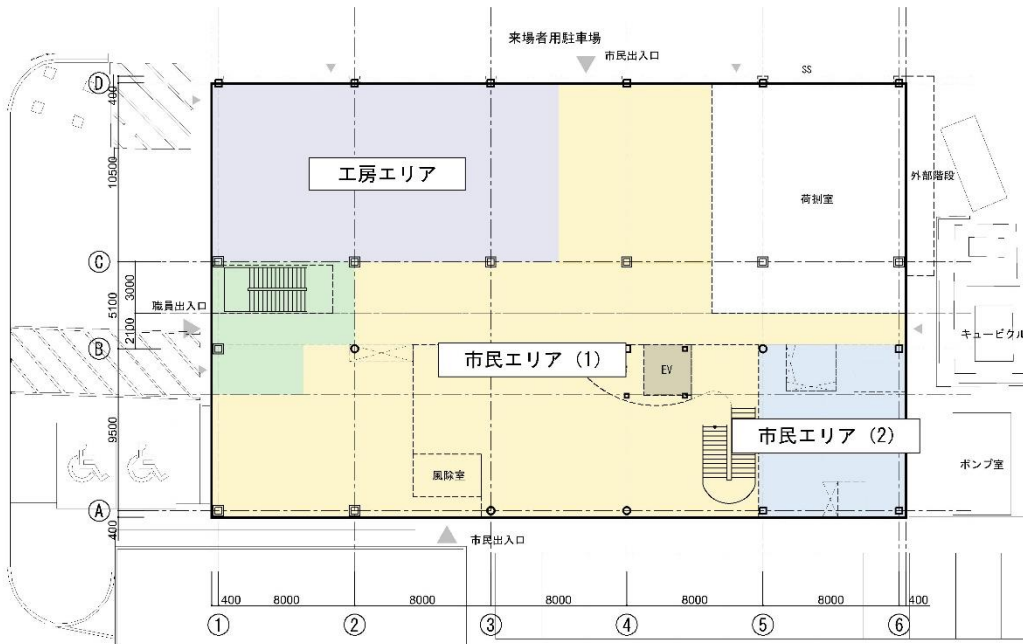
- ・エントランス・通用口や、窓がある諸室に、センサーによる機械警備設備を計画する。

管理棟室配置案



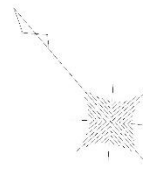
2階平面図 (改修)

- 2階
- 執務エリア
- ・事務室
 - ・会議室
 - ・湯沸室
 - ・倉庫
 - ・職員用玄関附室 (1F)
- 職員エリア (1)
- ・共用休憩室
 - ・男性用休憩室
 - ・女性用休憩室
 - ・男性用更衣室
 - ・女性用更衣室
 - ・湯沸室
 - ・倉庫
 - ・職員用外部階段 (外部)
- 職員エリア (2)
- ・職員用便所
 - ・洗濯・乾燥室
 - ・浴室・脱衣室



1階平面図 (改修)

- 1階
- 工房エリア
- ・リフォーム工房
- 市民エリア (1)
- ・市民工房
 - ・展示スペース
 - ・多目的室
 - ・案内受付
 - ・倉庫
- 市民エリア (2)
- ・来訪者用便所
 - ・ベビールーム等



要求水準書（設計・建設業務編） 別添資料一覧

1. ユーティリティ取合い点
2. 解体対象施設等位置・既存施設動線図
3. 解体対象施設図面等（資源棟実施設計図書一部抜粋）
4. 第一保管棟内撤去設備図面
5. 粗大・不燃ゴミ破碎施設浸出液除害施設 運転要領書
6. アスベスト分析調査結果
7. 既設計量器仕様
8. 管理棟結線図
9. 既存施設ボーリング調査結果
10. 市民アンケート調査結果
11. 有害ごみ危険ごみ剪定枝搬入量実績及び推計量
12. びんケース仕様書
13. 地下埋設物調査図
14. 生活環境影響調査書